

平成 22 年

塩竈市議会会議録

(第132巻)

第2回定例会 6月15日 開会
6月29日 閉会

塩竈市議会事務局

平成 2 2 年 6 月 定 例 会 日 程 表

会期 1 5 日 間 (6 月 1 5 日 ~ 6 月 2 9 日)

月 日	曜 日	区 分	会 議 内 容	会 期
6. 15	火	本 会 議	会期の決定、承認第 1 号、諸般の報告、請願第 1 3 号、議案第 4 1 号ないし第 4 8 号、議員提出議案第 3 号ないし第 4 号	1
16	水	休 会		2
17	木	”	塩竈市議会基本条例策定特別委員会 13:00~	3
18	金	”	総務教育常任委員会 10:00~	4
19	土	”		5
20	日	”		6
21	月	”	民生常任委員会 10:00~	7
22	火	”	産業建設常任委員会 10:00~	8
23	水	”	議会運営委員会 10:00~	9
24	木	本 会 議	一般質問 ①中川 邦彦 議員 ②小野 幸男 議員 ③鎌田 礼二 議員 ④伊藤 博章 議員	1 0
25	金	本 会 議	一般質問 ⑤阿部かほる 議員 ⑥浅野 敏江 議員 ⑦小野 絹子 議員 ⑧伊藤 栄一 議員	1 1
26	土	休 会		1 2
27	日	”		1 3
28	月	”	議会運営委員会 13:00~	1 4

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
29	火	本会議	委員長報告	15

(6月定例会)

第1日目 平成22年6月15日(火曜日)

議事日程第1号	1
開議	4
全国市議会議長会表彰伝達式	4
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
承認第1号	6
提案理由説明	6
質疑	8
中川邦彦君	8
採決	11
諸般の報告(専決処分の報告)	11
質疑	11
吉川弘君	11
議長辞職の件	20
議長の選挙	21
副議長辞職の件	23
副議長の選挙	24
諸般の報告	26
請願第13号	26
議案第41号ないし第48号	26
提案理由説明	26
総括質疑	31
伊勢由典君	31
議員提出議案第3号及び第4号	35
提案理由説明	35
総括質疑	37

菊地進君	37
散会	42

第2日目 平成22年6月24日（木曜日）

議事日程第2号	45
開議	47
会議録署名議員の指名	47
諸般の報告	47
一般質問	47

中川邦彦君

①安心なまちづくり	47
-----------	----

★チリ大地震津波からの教訓

- ・津波警報と避難指示勧告について
- ・避難勧告発令人数と避難人数について
- ・住民の避難行動と避難所の開設について
- ・近い将来予想される宮城県沖地震に備えての対応について

②住宅施策について	49
-----------	----

★狭隘な道路に面している住宅について

★住宅リフォーム補助金制度について

③福祉について	49
---------	----

★介護保険事業で特定福祉用具購入と住宅改修について

★子どもの医療費助成の年齢拡大について

④地上デジタル放送について	50
---------------	----

★電波障害のある地域への対策について

★高齢者や低所得者への補助制度について

小野幸男君

①安心安全のまちづくり	61
-------------	----

★火災警報器について

★AEDについて

②福祉行政	62
★介護保険サービスの住宅改修について	
★高齢者世帯のごみ収集について	
★死体検案書作成料について	
★視覚障がい者の情報バリアフリーの推進について	

鎌田 礼二君

①市立病院について	74
★地方公営企業法の全部適用後の状況について	
★市民の利用に際しての優遇措置について	
②長期総合計画について	75
★長期総合計画の進め方について	
★人口減少とその対応について	
③市道の整備について	75
★市道の整備計画と予算について	
④市民農園について	75
★市民農園開設の意向は	
⑤教育について	75
★まちの教育力の向上について	

伊藤 博章君

①財政健全化について	89
★財政健全化の取り組みについて	
②環境税について	90
★宮城県環境税導入に伴う本市の対応について	
③住民の生活支援に関して	90
★本年度除融雪事業のあり方について	
④教育行政に関して	90
★学校教育について	
★生涯スポーツについて	
⑤産業振興について	91

- ★港湾機能の活性化について
- ★浅海漁業の振興対策について

散 会	104
-----------	-----

第3日目 平成21年6月25日（金曜日）

議事日程第3号	105
開 議	107
会議録署名議員の指名	107
一般質問	107

阿 部 かほる 君

①防災対策について	107
-----------------	-----

★防災機能と広域連携

- ・国・県・市との連携
- ・隣接する二市三町との連携
- ・救急番号（海保）と（消防）119番の連携

★学校現場における「防災学」の教育について

②若年者層の定住対策について	108
----------------------	-----

★人口増対策は

★転入・子育て世帯支援の対策

③みやぎ環境税導入について	109
---------------------	-----

★みやぎ環境税導入に伴う事業は

★みやぎ環境税と塩釜港振興策について

④観光の活性化	110
---------------	-----

★海力（海のかかわりを観光に生かすための取り組みは）

★観光客誘致を促進するための新しい海の観光資源づくりについて

浅 野 敏 江 君

福祉行政

①救急医療情報キットについて	122
----------------------	-----

②赤ちゃんの駅設置	124
-----------------	-----

③児童虐待防止についての取り組み	124
④子宮頸がん予防ワクチン公費助成の推進について	125
小 野 絹 子 君	
①女性のがん対策について	135
★子宮頸がんワクチンの市の助成について	
★乳がん検診のあり方について	
②困窮している市民生活について	136
★困窮している市民生活の把握と対応について	
★長期総合計画への反映について	
③チリ地震津波の検証と対応について	137
★チリ地震津波の漁業者への影響について	
★激甚災害の適用と改善策について	
④道路行政について	139
★利府中インター線（越の浦春日線）の進捗状況とアクセスする東塩釜吉津線について	
★歩道の段差解消について（段差解消と電柱の移設等について）	
伊 藤 栄 一 君	
塩竈の展望	
①下水道事業普及と今後の計画	152
②道路	152
★越の浦春日線終点より先の計画	
★八幡築港線計画決定と事業決定	
★道路管理 砂利道の整備について	
③土石流出危険地域指定について	153
④少子高齢化 子供対策、介護関係	153
⑤財政改革について	154
散 会	165

第4日目 平成22年6月29日（火曜日）

議事日程第4号	167
開 議	169
会議録署名議員の指名	169
諸般の報告	169
塩竈市議会基本条例策定特別委員会設置要綱の一部改正について	169
採 決	169
議案第41号ないし第48号（総務教育常任委員会委員長議案審査報告）	169
（民生常任委員会委員長議案審査報告）	171
（産業建設常任委員会委員長議案審査報告）	172
採 決	173
請願第12号撤回の件	173
採 決	173
請願第13号（産業建設常任委員会委員長請願審査報告）	173
討 論	174
菊 地 進 君	174
中 川 邦 彦 君	176
採 決	178
議員提出議案第4号（総務教育常任委員会副委員長議案審査報告）	178
議員提出議案第3号（議会運営委員会委員長議案審査報告）	179
討 論	180
菊 地 進 君	180
採 決	182
議員提出議案第5号及び第6号	182
提案理由説明	182
質 疑	183
阿 部 かほる 君	184
採 決	185
閉 会	186

塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議案結果	議決年月日
	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (平成21年度塩竈市一般会計補正予算)	原案承認	22. 6. 15
総務教育	議案第41号	塩竈市市税条例の一部を改正する条例	原案可決	22. 6. 29
	議案第43号	塩竈市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	原案可決	22. 6. 29
	議案第44号	塩竈市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	22. 6. 29
	議案第45号	平成22年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	22. 6. 29
	議案第48号	浦戸地区辺地総合整備計画の策定について	原案可決	22. 6. 29
	議員提出議案第 4 号	塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例	原案可決	22. 6. 29
民 生	議案第42号	塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決	22. 6. 29
	議案第45号	平成22年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	22. 6. 29
	議案第46号	平成22年度塩竈市交通事業特別会計補正予算	原案可決	22. 6. 29
産業建設	議案第45号	平成22年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	22. 6. 29
	議案第47号	市道路線の認定及び廃止について	原案可決	22. 6. 29
議会運営	議員提出議案第 3 号	塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例	継続審査	22. 6. 29
	議員提出議案第 5 号	塩竈市議会会議規則の一部を改正する規則	原案可決	22. 6. 29
	議員提出議案第 6 号	保育制度の拡充を求める意見書	原案可決	22. 6. 29

塩竈市議会 6 月定例会 請願審議一覧表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第12号	現行保育制度改革を堅持し、拡充を求める意見書の提出を求める請願	22. 2. 16	民 生	撤 回	22. 6. 29
第13号	塩釜市内に活力と賑わいを創出するための企業進出を促進する請願	22. 6. 9	産業建設	採 択	22. 6. 29

平成22年6月15日 塩釜市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 13 号
受理年月日	平成22年6月9日
件 名	塩釜市内に活力と賑わいを創出するための企業進出を促進する請願
要 旨	<p>【請願要旨】 低迷する塩釜市内に活力と賑わいを創出するため、いわゆる娯楽施設「ミニポートピア」を主催する企業の進出促進方に、ご支援賜りたく請願致します。</p> <p>【請願理由】 塩釜市の経済は、国際的な漁獲規制による水揚げ高の減少とともに、その影響は市内の関連業界に及び、商店がシャッターを下ろすなど中心商店街の空洞化が進んだことから、生産高と人口が減少しています。 このため、産業界はもとより市民挙げて、回復に向けた懸念の努力をしていますが、水産資源の保護といった国際的な枠組みと国内経済の冷え込みの中にあっては、有効な打開策を見出しかねています。 そこで塩釜市の活力と賑わいを創出するような手立てを多くの市民は期待しているところであります。 このような深刻な市内経済環境の中であり、今回新たに民間企業がいわゆる娯楽施設「ミニポートピア」を、ホテルグランドパレス塩釜の4階内に設置すべく準備を進めております。実現すれば県内外から多くのファンが来塩することが予想され、また仙石線など恵まれた交通アクセスと中心市街地の商業ストックを有効に生かした取組みとして、交流人口を増やすとともに地域経済の活性化に資したいと考えています。 つきましては、この実現に向けて塩釜市議会および塩釜市のご理解とご協力を賜りますよう請願申し上げます。</p>
提出者住所・氏名	塩釜市尾島町3番5号 株式会社千賀の浦 代表取締役 松本 晴幸 塩釜市新浜町一丁目13番1号 株式会社塩釜魚市場 代表取締役 渡部 健
紹介議員氏名	小野 幸男 佐藤 英治 菊地 進 今野 恭一 香取 嗣雄
付託委員会	産業建設常任委員会

議員提出議案第3号

塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例

上の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年6月15日

提出者 塩竈市議会議員

浅野	敏江	佐藤	英治
伊藤	栄一	菊地	進
今野	恭一	鈴木	昭一
鎌田	礼二	木村	吉雄

塩竈市議会議長 志賀直哉 殿

「別 紙」

塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例

塩竈市議会議員定数条例（平成14年条例第26号）の一部を次のように改正する。

本則中「21人」を「18人」に改める。

附則

（施行期日）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

（提案理由）

塩竈市議会議員の定数を削減するため、所要の改正を行おうとするものである。

議員提出議案第4号

塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例

上の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年6月15日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	伊 藤	博 章
佐 藤	英 治		

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉 殿

「別 紙」

塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市政に係る重要な計画の策定、変更又は廃止（以下「策定等」という。）について議会の議決又は議会への報告を義務付けることにより、議会及び市長その他の執行機関がともに市民に対する責任を担いながら、市民の視点に立った透明性の高い市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市政に係る重要な計画 基本計画及び各行政分野における基本的な計画等をいう。

(2) 基本計画 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する基本構想に基づき市の行政分野全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。

(3) 各行政分野における基本的な計画等 計画の概要を事前に公表し、市民から意見を募集する計画で次に掲げるものをいう。

ア 個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画

イ 個別の行政分野の計画（アに掲げるものを除く。）

(議会の議決すべき計画)

第3条 市長は、基本計画の策定等をするときは、議会の議決を経なければならない。

(議会に報告すべき計画)

第4条 市長その他の執行機関は、各行政分野における基本的な計画等の策定等をするときは、策定等の過程において、その理由及び概要を議会に報告しなければならない。

(意見の申出)

第5条 議会は、市政に係る重要な計画の策定等の必要があると認めるときは、市長に対し、意見を申し出ることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定は、この条例の施行の日以後に市長その他の執行機関が計画の概要を事

前に公表し、市民から意見を募集する計画について適用する。

(提案理由)

市政に係る重要な計画、基本計画の策定をするとき、議会で議決し報告するものとするため所要の提案を行おうとするものである。

議員提出議案第5号

塩竈市議会会議規則の一部を改正する規則

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年6月29日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	東海林	京 子
伊 藤	博 章	浅 野	敏 江
小 野	幸 男	嶺 岸	淳 一
志 賀	直 哉	佐 藤	英 治
香 取	嗣 雄		

塩竈市議会議長 佐藤 貞夫 殿

「別 紙」

塩竈市議会会議規則の一部を改正する規則

塩竈市議会会議規則（昭和47年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8章中第154条を第155条とし、同章を第9章とする。

第7章中第153条を第154条とし、同章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第153条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第153条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市の重要施策等及び議会に関する事項について協議又は調整を行う。	全議員	議長

附 則

（施行期日）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を定めるため、所要の改正を行おうとするものである。

議員提出議案第6号

保育制度の拡充を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年6月29日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	東海林	京 子
伊 藤	博 章	浅 野	敏 江
小 野	幸 男	嶺 岸	淳 一
志 賀	直 哉	佐 藤	英 治
伊 藤	栄 一	菊 地	進
今 野	恭 一	阿 部	かほる
鈴 木	昭 一	鎌 田	礼 二
木 村	吉 雄	香 取	嗣 雄

塩竈市議会議長 佐 藤 貞 夫 殿

「別 紙」

保育制度の拡充を求める意見書（案）

今日、国・地方自治体を挙げて少子化対策、次世代育成支援対策を推進することが重要になっています。

とりわけ、国民生活を取り巻く状況が大きく変化する中、安心して子育てができる保育所等の更なる整備が求められています。

しかし、地方自治体においては、国の行財政改革により財政負担の増大が強いられ、長年の努力で積み重ねてきた施策の維持・拡充が困難になってきています。

さらに、現在国が実施している民間保育所の施設整備に対する「安心子ども基金」は平成23年度までとなっており、このまま推移するならば公立・民間を問わず、ますます保育所の整備が困難になっていくことが予想されますので、国の基準の引き上げと財政支援が必要不可欠です。

よって、政府におかれましては下記の内容をふまえ、児童福祉法に基づく保育制度の拡充を図るよう強く要望いたします。

記

1. 現行の保育制度の基準を堅持し拡充すること。
2. 自治体が責任をもって待機児童解消に取り組めるよう必要な財政支援を行うこと。
3. 民間保育所の整備に係る「安心子ども基金」を平成23年度以降においても活用できるように措置すること。
4. 民間保育所の運営費に対する補助制度を拡充すること。
5. 保育に格差が生まれる直接契約・直接補助方式の導入を基本とする保育制度改革は行わないこと。
6. 子育てにかかわる保護者負担の軽減に取り組むこと。
7. 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援などの関連予算を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 佐藤 貞夫

関係機関あて (内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、衆議院議長、
参議院議長)

平成22年 6 月 15 日（火曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成22年6月15日（火曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 承認第1号
 - 第4 諸般の報告
 - 第5 請願第13号
 - 第6 議案第41号ないし第48号
 - 第7 議員提出議案第3号及び第4号
-

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第7

追加日程 議長辞職の件

追加日程 議長の選挙

追加日程 副議長辞職の件

追加日程 副議長の選挙

追加日程 諸般の報告

出席議員（21名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 曾 我 ミ ヨ 君 | 2番 | 中 川 邦 彦 君 |
| 3番 | 小 野 絹 子 君 | 4番 | 吉 川 弘 君 |
| 5番 | 伊 勢 由 典 君 | 6番 | 佐 藤 貞 夫 君 |
| 7番 | 東海林 京 子 君 | 8番 | 伊 藤 博 章 君 |
| 9番 | 浅 野 敏 江 君 | 10番 | 小 野 幸 男 君 |
| 11番 | 嶺 岸 淳 一 君 | 12番 | 志 賀 直 哉 君 |
| 13番 | 佐 藤 英 治 君 | 14番 | 伊 藤 栄 一 君 |
| 15番 | 菊 地 進 君 | 16番 | 今 野 恭 一 君 |
| 17番 | 阿 部 かほる 君 | 18番 | 鈴 木 昭 一 君 |
| 19番 | 鎌 田 礼 二 君 | 20番 | 木 村 吉 雄 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
市立病院事業管理者 兼 院長	伊藤 喜和 君	総務部長 兼 危機管理監	佐藤 雄一 君
市民生活部長	佐々木 真一 君	健康福祉部長	棟形 均 君
産業部長	荒川 和浩 君	建設部長	金子 信也 君
総務部 政策調整監	三浦 一泰 君	総務部次長 兼 政策課長	田中 たえ子 君
総務部次長 兼 行財政改革推進専門監 兼 財政課長	神谷 統 君	会計管理者 兼 会計課長	星 清輝 君
市民生活部次長 兼 環境課長	澤田 克巳 君	健康福祉部次長 兼 社会福祉課長	福田 文弘 君
産業部次長 兼 水産課長	小山 浩幸 君	建設部次長 兼 下水道事業所長	千葉 正 君
総務部総務課長	桜井 史裕 君	総務部税務課長	赤間 均 君
総務部総務課長補佐 兼 総務係長	安藤 英治 君	市立病院事務部長	菅原 靖彦 君
市立病院事務部 業務課長	川村 淳 君	市立病院事務部 経営改革室長	鈴木 康則 君
水道部長	千葉 伸一 君	水道部次長 兼 総務課長	尾形 則雄 君
教育委員会委員長	菅原 周一 君	教育委員会教育長	小倉 和憲 君
教育委員会 教育部長	渡辺 誠一郎 君	教育委員会教育部次長 兼 生涯学習課長	郷古 正夫 君
教育委員会教育部 総務課長	佐藤 俊幸 君	教育委員会教育部 学校教育課長	星 篤 君
選挙管理委員会 委員長	稲田 喜一 君	選挙管理委員会 事務局長	鈴木 正信 君
公平委員会委員長	村田 知彦 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	白澤 巖 君		

事務局出席職員氏名

事務局 長	伊藤 喜昭 君	事務局 次長 兼 議事調査係長	相澤 勝 君
議事調査係 主査	斉藤 隆 君	議事調査係 主事	西村 光彦 君

午後 1 時 開議

○議長（志賀直哉君） 去る 6 月 8 日告示招集になりました平成22年第 2 回塩竈市議会定例会を
ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、
監査委員並びにその受任者であります。

これより、去る 5 月 26 日東京日比谷公会堂で開催されました第 86 回全国市議会議長会定期総
会において、同会の表彰規定により表彰の栄に浴されました方において表彰伝達式を行いま
す。

○事務局長（伊藤喜昭君） それでは、初めに全国市議会議長会の正副議長在職 4 年以上の表彰
でございます。

志賀議長が該当しておりますので、今野副議長から伝達をお願いいたします。

○副議長（今野恭一君）

表彰状 塩竈市 志 賀 直 哉 殿

あなたは、市議会正副議長として 4 年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがあり
ますので、第 86 回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成 2 2 年 5 月 2 6 日

全国市議会議長会会長 五本 幸正（代読）

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（伊藤喜昭君） 次に、全国市議会議長会の議員在職 15 年以上の表彰でございます。

まず、伊勢由典議員、演壇にお進みください。

○議長（志賀直哉君）

表彰状 塩竈市 伊 勢 由 典 殿

あなたは、市議会議員として 15 年間市政の振興に努められ、その功績は著しいものでありま
すので、第 86 回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成 2 2 年 5 月 2 6 日

全国市議会議長会会長 五本 幸正（代読）

どうもおめでとうございます。（拍手）

○事務局長（伊藤喜昭君） 続きまして、東海林京子議員、演壇にお進みください。

○議長（志賀直哉君）

表彰状 塩竈市 東海林 京子 殿

以下同文であります。

平成22年5月26日

全国市議会議長会会長 五本 幸正（代読）

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（伊藤喜昭君） 続きまして、伊藤博章議員、演壇にお進みください。

○議長（志賀直哉君）

表彰状 塩竈市 伊藤 博章 殿

以下同文でございます。

平成22年5月26日

全国市議会議長会会長 五本 幸正（代読）

どうもおめでとうございます。（拍手）

○事務局長（伊藤喜昭君） 続きまして、今野恭一議員、演壇にお進みください。

○議長（志賀直哉君）

表彰状 塩竈市 今野 恭一 殿

以下同文でございます。

平成22年5月26日

全国市議会議長会会長 五本 幸正（代読）

どうもおめでとうございます。（拍手）

○事務局長（伊藤喜昭君） 次に、全国市議会議長会産業経済委員会の副委員長を務めたことに
対する感謝状の伝達であります。

志賀議長が該当しておりますので、今野副議長から伝達させていただきます。

○副議長（今野恭一君）

感謝状 塩竈市 志賀 直哉 殿

あなたは、全国市議会議長会産業経済委員会副委員長として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第86回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

平成22年5月26日

全国市議会議長会会長 五本 幸正（代読）

どうもおめでとうございます。（拍手）

○事務局長（伊藤喜昭君） 以上で、表彰伝達式を終了いたします。

○議長（志賀直哉君） 本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参している方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、19番鎌田礼二君、20番木村吉雄君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○議長（志賀直哉君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は15日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は15日間と決定いたしました。



日程第3 承認第1号

○議長（志賀直哉君） 日程第3、承認第1号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま上程されました承認第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この議案は、平成21年度塩竈市一般会計補正予算につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、その承認を求めます。

当該専決処分の内容ではありますが、平成22年2月28日に発生をいたしましたチリ中部沿岸地震に伴う水産関係の津波被害への緊急対応としての補正予算でございまして、流出した浅海養殖施設の運搬、分別および処理経費といたしまして、1,500万円を計上したものでございます。

財源につきましては、宮城県が市町村への支援策として処理費用の3分の1を補助する養殖施設等緊急対策事業費補助金500万円、各漁協に所属する本市以外の漁業者分の処理費用に係る多賀城市、利府町からの負担金といたしまして、417万6,000円、本市の所要一般財源として財政調整基金からの繰入金582万4,000円を計上いたしております。

また、処理につきましては、一定の期間を要しますので、繰越明許費として1,500万円を計上するものでございます。

さらに、漁業者が施設の修繕や更新に係る経費のほか、当面の運転資金及び生活資金として宮城県の「水産業災害対策資金融資」を受けた場合、漁業者の利子負担の軽減を図るため、基準金利2.95%のうち2%分について償還期限の10年間を期間として、総額3,400万円の利子補給金に係る債務負担行為を追加するものでございます。

財源につきましては、2%の利子補給のうち、1%に当たる1,700万円は宮城県の水産業災害対策資金利子補給補助金となっております。

以上、水産廃棄物の早期処理や罹災漁業者への早急な救済など緊急対応を図るため、平成22年3月26日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

これら、補正予算を含めました取り組み状況であります。津波災害発生直後の3月1日には市職員による浦戸地区の被害状況の調査を行いますとともに、3月3日には、津波被害相談室を設置し、漁業者の方々の対応を図ってまいりました。

また、養殖施設の被害調査が進むにつれまして、被害状況が拡大している状況が把握されるとともに、養殖施設の漂着物が大量に発生し、航路の確保と養殖施設の復旧が急務であると判断し、こうした作業により疲労こんぱいしている漁業者にかわりまして水産廃棄物の運搬と分別につきましては、市内の建設業者等から構成されます災害防止協力会へ依頼して作業を進めてまいりました。

対策に必要な予算につきましては、今回、ご承認をお願いをいたしております専決処分の補正を主といたしまして、平成21年度の緊急雇用創出事業32万円、平成22年度分として、平成22年度緊急雇用創出事業264万円をあわせて活用しながら、廃棄物の分別作業を行う作業員、11名を直接雇用するなどして早急な対応を図っております。

これらの作業につきましては5月末には、現在確認されております漂着物等の処理はほぼ完了し、平成21年度緊急雇用創出事業として32万円を執行いたしましたほか、専決分の予算額1,500万円のうち800万円ほどを執行しておりますが、今後も廃棄物の発生が予想されるこ

とや、これから行われます海底清掃等の費用が必要と考えておりますので、残額につきましてはこうした経費に活用してまいりたいと考えております。

以上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） これより、承認第1号の質疑に入ります。

2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） それでは、承認第1号について質問いたしますので、よろしく願いしたいと思います。

平成22年2月28日、チリ中部沿岸地震に伴う津波被害について質問させていただきます。

2月28日午前9時33分に大津波警報が発表されました。本市では人的被害はなく、浅海漁業と水道施設に被害が発生いたしました。被害額は、施設被害と水族被害では浦戸諸島の浦戸東部と浦戸支所では、ノリ養殖施設を中心に2億9,760万円の被害額となりました。塩釜第一と塩釜市漁協ではワカメ、コンブを中心に2億44万円で、合計すると5億20万円となるものです。今回の漁業被害は、金額だけの問題ではなく、はかり知れない新たな深刻な問題を抱えていると思われまふ。漁業を取り巻く環境が年々厳しくなっており、一昨年の燃油の高騰や漁業生産物の価格低迷に加えて、漁業者の多くが高齢化していく中で後継者の問題や被災を契機に漁業を断念することのないような施策を進めることではないでしょうかと思います。

それで、質問に入りますが、津波による養殖施設の漂着物の回収、運搬、処分に係る費用について伺います。先ほど、提案理由の中にもありましたけれども、改めて4点について伺いたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

1点目は浅海漁業復興事業や浅海漁場保全事業、廃棄物分別事業の中で、県の補助と他市町村の負担割合について改めて伺います。

二つ目に、今までに復興事業に使用された費用について伺います。

三つ目に、各漁協では漁業者を中心に毎年海底清掃を行っていますが、海底に沈んでいる施設の残骸を引き揚げるためのクレーン船やダイバーなどによる回収処分費用について伺いたいと思います。

四つ目に、共産党市議団では国や県の担当者の交渉で引き揚げや回収に係る費用については負担していくと述べられておりました。今回の提案されている中に以上の点が入っているの

か伺いたいと思います。

以上、4点についてお伺いたします。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま、中川議員から専決処分させていただきました予算についてご質問いただきました。

初めに、1,500万円の財源内訳についてのご質問でありました。先ほど、提案理由の中でもご説明させていただきましたが、まずは宮城県から処理費用の3分の1を養殖施設等緊急対策事業費補助金として500万円いただいています。また、各漁協のうち、本市以外の漁業者の部分であります。具体的には、多賀城市及び利府町であります。その部分につきましては養殖漁業の基数割で案分をいたしました結果、多賀城市、利府町から負担金として417万6,000円をいただいております。残額の582万4,000円につきましては、本市の所要一般財源として財政調整基金から繰り入れをさせていただいたところであります。

次に、既に執行した予算についてどの程度であるかというようなご質問でありました。現時点ではおよそ800万円を執行させていただいておりますが、これは主に、水面より新浜町岸壁に陸揚げをする費用並びに新浜町の岸壁から中倉処分場へ運搬する経費といたしまして計上させていただいている部分であります。

財源の部分が700万円ほど残っております。これらにつきましては、先ほども触れさせていただきましたし、今議員の方からもご質問いただきましたが、まだ水底には施設の残骸が沈殿をいたしております。これらの引き揚げ、または引き揚げを行った後一定程度、残滓が散乱をいたしておりますので、海底清掃を行わなければならないと考えておりますので、それらの費用に充当させていただきたいと思っております。

最後に、国県の補助金あるいはその内容ということについてのご質問でありました。国におきましては、おかげさまで、議員の皆様方大変温かいご支援もいただきながら激甚災害の指定を受けることができました。激甚災害の指定を受けますと、施設災害復旧のための費用のうち査定で認められましたものについては最大9割の補助を受けられることになっております。先行き非常に途方に暮れておられる漁民の方の立場を考えまして、できる限り災害復旧の査定に適合するよう我々も努力をいたしてまいりたいと思っております。

また、宮城県におきましては、従来6分の1でありました補助率を今回の甚大な被害を重くとらえていただき3分の1かさ上げさせていただきましたということについては、先ほどご

紹介させていただいたところであります。

また、今後さらなる資材の運搬、処分の経費というものも見込まれておりますので、これらにつきましては残額の1,500万円の700万円、それから平成22年度の新たな予算等を充当させていただきながら、その対策に万全を期してまいりたいというふうに考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 2番中川君。

○2番（中川邦彦君） 1点だけ伺いますが、大変ご苦勞なさってきていることには市もそれから当事者であります漁業者も大変な思いをしていることには、我々も現地なんかを調査いたしまして感じております。問題なのはやはり水産業そのもの、第1次産業、それをどういふふうに守っていくかということがやはり大きな課題ではあるなというふうに思っております。そのために、やはり海底の清掃で自分たちの一つの畑として考えた場合には、応分の負担、それも当然なことだと思えますし、毎年海底清掃を自分たちでやっているということもそのとおりだというふうに思いますが、やはり何といたっても海底に沈んでいるものを手作業で引き揚げるといふことも困難だというふうに思うんですが、先ほども言いましたようにクレーン船とかダイバーなんかも使っていかなければならないところも出てくるのかなというふうにも思いますので、やはり次の養殖の時期を迎えるに当たって海底の清掃というのが大きな課題になってくるんだなというふうに思っております。

それと同時に、今の漁業者を見ていると高齢者が多いという中で、後継者をどう育てていくかということもこれからの課題というふうになると思うんですね。そういう後継者がいるところでは一定の借入れをしたりなんかということもできるというふうに思うんですが、後継者がいないところについてはやはりこれで断念しなきゃならないのかなとか、負債抱えたときにどうするのかといういろいろな出てくるというふうに思うんですが、一つの手立てとしてここで提案されているように、復興のためにどういふふうにしていくかということが重点ですので、改めてその点、市長の見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 海底清掃初め、今後に残された漁業者の災害復旧について市の方もしつかりとというご質問であったかと思えます。漁業者の皆様方、本当に疲労こんぱいの状況であります。かつ高齢者の方が多いということでなかなか仕事はかどらないということも

一方でございます。そういった状況を見るにつけ、我々も漁業者と一緒にあって秋の漁期に備えてもう作業を開始しなければならないという現状を見るにつけ、さまざまな支援策を展開をさせていただきたいと考えております。

なお、新たな後継者の問題につきましては今後の課題として受けとめさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、承認第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第1号については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、承認第1号については原案のとおり承認することに決定いたしました。



日程第4 諸般の報告

○議長（志賀直哉君） 日程第4、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第181条第1項の規定により、市長に指定されておりました専決処分の報告であります。

専決第1号、木造倉庫破損事故による損害賠償の額の決定について、専決第3号平成21年度塩竈市一般会計補正予算、専決第4号平成21年度塩竈市交通事業特別会計補正予算、専決第5号平成21年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第6号平成21年度塩竈市

魚市場事業特別会計補正予算、専決第7号平成21年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算、専決第8号平成21年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算、専決第9号平成21年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算、専決第10号平成21年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算、専決第11号平成21年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算、専決第12号平成21年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算、専決第13号平成21年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算、専決第14号平成21年度塩竈市立病院事業会計補正予算、専決第15号塩竈市市税条例の一部を改正する条例、専決第16号塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例、専決第17号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第18号塩竈市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、以上17件については、3月25日及び31日に専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により6月8日付で議長あてに報告がされたものであります。

さらに、監査委員より議長あてに提出されました定期監査の結果報告7件であります。

また、報告第1号一般会計、魚市場事業特別会計、下水道事業特別会計、公共駐車場特別会計、土地区画整理事業特別会計繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第2号病院事業会計繰越計算書については、地方公営企業法第26条第1項の規定により、報告第3号平成21年度塩竈市土地開発公社事業決算について並びに報告第4号平成22年度塩竈市土地開発公社事業計画及び予算については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ6月8日付にて議長に報告なされたものです。

さらに、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長あてに提出されました平成22年第1回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告1件、塩釜地区環境組合議会議員より議長あてに提出されました平成22年第1回塩釜地区環境組合議会定例会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。

4番吉川弘君。

○4番（吉川 弘君） 私は専決第17号塩竈市健康保険税条例の一部を改正する条例の①の、国保税の限度額59万円を4万円引き上げて63万円にする件について質疑を行います。

質疑の第1点は、今回専決処分にした理由について伺います。

第2点は、国保税限度額の引き上げの理由について伺います。

第3点は、限度額引き上げによってその影響が何世帯、幾らの引き上げ額になるのか、まず伺いたいと思います。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま、吉川議員から専決第17号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、3点のご質問をいただきました。

初めに、専決処分についてのご質問でありました。本市2月定例会における地方自治法第180条第1項の規定を受けまして、3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。国民健康保険税の課税に当たりましては、その根拠法であります地方税法、地方税法施行令等の法令を初めといたしまして、国あるいは県の指導に基づき適切な対応をさせていただいているところですが、今般の地方税法等の一部を改正する法律につきましては、平成22年3月31日に公布をされ4月1日から施行されたところであり、本市2月議会の会期中には国会で審議中の段階であり、また平成22年度からの施行が予定されていたものであります。

内容といたしましては、今議員の方からご質問にありました非自発的な失業者に対する保険税の軽減、被用者保険の被扶養者に対する保険税軽減措置の延長、そして医療分と後期高齢者支援分に係る課税限度額の引き上げについてのおおむね3点の内容であります。本年4月から適用するものでありますので、地方税法地方自治法第180条第1項の指定を受けまして3月31日に専決処分をさせていただきました。

限度額の引き上げについてご質問でありました。国会において、議員の皆様方に慎重にご審議をいただいた上で決定をされたものと思っておりますが、やはり今後も高齢化や医療技術の向上に伴う医療費の増嵩が予想されている中で、中間所得層の負担を軽減するという厚生労働省の基本的な方針に基づくものと考えておりますが、限度額の設定におきましては都道府県や市町村国保関係者の意見を聞くなど一定のプロセスを経て、平成22年度税制改正大綱に盛り込まれまして今回の地方税法改正に反映されたものと認識をいたしております。

限度額引き上げによる影響世帯数と影響額についてのご質問でありました。国保税の課税は所得や資産の状況で年々変わりますので、平成22年度の限度額世帯は今後の作業となりますが、大変恐縮であります、前年7月本算定時の状況でお答えをさせていただきますが、医療分で約350世帯、全世帯数の3.8%であります。支援分で約630世帯、全世帯の7.0%と推計をいたしております。影響額といたしましては収納ベースで1,000万円強程度の増と見込んでいるところであります。なお、先ほど申し上げさせていただきましたが、限度額改定の一方で、非自発的な失業者の方々について在職中の保険料負担と比較して過剰とならないよう100分の30の保険税率で負担軽減措置が図られるといった内容、あるいは被用者保険の被扶養者

に対する保険税の軽減措置の延長等も今回の改正内容となっておりますことを、何とぞご理解をいただきたいと思ひます。

私から以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（志賀直哉君） 4番吉川弘君。

○4番（吉川 弘君） 今市長が言われたとおり、確かに2月議会で専決処分ですね、これを行うということで180条の1項と、こういふことでこれが議会に示されて、共産党市議団としてはこれはやはりうまくないといふことで、結局共産党市議団の名前を外して他の会派の方たちで、結局議員提案としてこれが指定を行ったといふ経過があります。

確かに、国の方としては年度末ぎりぎりに3月31日公布して4月1日施行と、そういう意味で、そういう進め方といふのは非常に大きな問題点はあるといふふうに思ひます。ただ、それと同時に市当局の問題としても、地方自治法の180条の1項といふのは、これは軽易な事項といふふうに枠が定められているんですよ。ですから、多賀城市の場合は、やはり議会と当局の関係でいけば、もう軽易な事項といふことで、額的には30万円と。ですが、今回1,000万円強の予算ですね。しかも、医療分でいけば350世帯と、こういふのが専決処分として議会で審議されないでこれが通されるといふことは、非常に私としては納得ができないと。

この間の経緯を見れば平成19年のとき、これも限度額、今まで平成9年から平成18年までの10年間は国の基準限度額といふ、53万円であつたんですね。そのときですらも、三升市長は国の基準額より1万円引き下げて負担を軽減してきたといふ経過があります。平成19年度のときも3万円の引き上げ、これは当局では6月議会に議案と示して、そして議会としてそれを審議しているんですよ。ですから、今回のやり方とはまた違います。平成20年のときにもさらに56万円が3万円引き上げようとして、これが6月議会に諮られて、それでやはり審議をしていると。ですから、そういう面では本当に市民の生活に直結する問題ですね。しかも、当局と議会といふのはやはり二元代表制と、そういうことを強調されているにもかかわらず、そういう面では私は議会軽視ではないかと、そういうふうに指摘しておきたいと思ひます。

それからあと、限度額の引き上げの理由ですね。これも市長は高齢化の進展、医療費の伸びと、こういふふうに言われましたけれども、これも民生の協議会では説明はそういう説明だったんですね。ところが、平成19年6月議会での限度額引き上げの理由としては、被保険者間の負担の公平を図る観点から賦課限度額に達している世帯の割合を現行の5%から4%に基準を見直すと、そういうふうに報告しているんですよ。この件に関して私も協議会でこう

いう形でないかと言ったら、それはありませんと、そういうふうに言われました。

ですから、今回の結局限度額の見直しと先ほどの平成19年6月議会で示された5%から4%まで見直すというやり方というのは理由が全然なっていないんですね。ですから、そういう意味で引き上げの理由の整合性ですね、その辺について伺いたいというふうに思います。

○議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から今ご質問の3点についてご説明を申し上げますというふうに思います。

まず、今回の専決処分、地方自治法の180条の軽易な事項に該当するのかというご質問だと思います。先ほど、市長の方から答弁させていただきましたけれども、2月定例会における地方自治法180条1項の基本的には指定を受けまして専決処分をしたという内容でございます。国民健康保険税の課税に当たりましは基本的には地方税法なり地方税法施行令、これに従って条例を改正するということが基本だというふうに私ども思っておりますので、改正法に準拠した形で今回専決をさせていただいたというのが基本でございます。

それから、軽易な事項かどうかという部分につきましては、自治法の解説の中で例示的に示されておりますけれども、基本的には議会における選挙でありますとかあるいは決定、議会の同意、意見書の提出、諮問の答申、請願の採択、証人喚問、こういった議会の固有の権限とされている目的が、議会みずからがこれを決定すると、こういったものを除いてあるということが逐条の中で明記されているところであります。また、簡易か否かの認定につきましては、基本的には議会の方が行うということになっておりますので、私の方につきましてはその辺についてはコメントを避けたいというふうに思いますが、いずれにしても地方自治法の法に準拠いたしまして条例を改正するというのが基本でございますので、その辺ひとつご理解いただければというふうに思います。

それから、6月議会で審議すべきではないかということで前段平成19年、20年のお話がございました。前の資料をお持ちしておりませんが、たしか平成20年6月定例会、確かに6月定例会で議案を提案している経過がございますが、このときはいわゆる負担限度額だけの内容ではなくて、平成20年度は例の後期高齢者医療制度の実施などによりまして医療制度の改革が本格的に実施されていた年度であります。そのような背景があったのではないかと、いうふうに私ども思っておりますので、当時の主要な改正点は先ほど申し上げましたように、単なる負担限度額の引き上げだけではなくて、後期高齢者支援分の開始に伴う課税限度額あ

るいは税率、こういったものの追加でありますとかあるいは医療分の同じような形での税率の変更あるいは後期高齢者の実施に伴う平等割への軽減、それから年金の天引きですか、特別徴収の追加、それから、市長が先ほども申しあげましたように、後期高齢者医療制度の実施に伴いまして被用者保険の被扶養者が国保へ移行した場合の世帯割のあるいは均等割の軽減、こういったものが国保税の改正の中に盛り込まれていたということでございましたので、平成21年度はそういうことで6月定例会の方でご審議をいただいたという経過があったのではないかとこのように考えております。基本的には、負担の限度額の見直しだけではない税制改革のあるいは医療制度改正の基本的な部分が入っていたということで、6月の定例会でご議論いただいたという経過があったというふうに考えているところでございます。

それから、限度額に対する世帯の割合に対する国の考え方でございます。これにつきましては、限度額該当世帯、おおむね4%超えると実施してきたということでありまして、今回の限度額改定ではそういった考え方は厚生労働省から示されておりませんので、その辺はひとつご理解いただければというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 4番吉川弘君。

○4番（吉川 弘君） 限度額の見直しについて結局平成19年度と今回、そういう面で全く手のひらを返したように全然とにかく前の方は出てこなくて今回新たに出てくるということで、負担だけが本当に求められる、そういう状況になっているんですね。確かに平成20年度後期高齢者のそういう医療制度が新しく出てきたということはありますけれども、問題なのはやはり結局限度額の引き上げ、3万円がこれがどうなのかという、どういうふうに見ているのかという問題ですし、部長さん、ちょっと資料ないということをおっしゃいましたが、平成19年度ではそういう新たな後期高齢者医療制度ないにもかかわらず6月議会ではきちんと議案として出されて審議しているんですよ。ですから、やはりその辺もっと整合性持ってやるべきだというふうに思います。

あとは、180条1項、これは軽易な事項ですから、その辺についてももっと真剣になって深めていただきたいというふうに指摘しておきたいというふうに思います。

あと、2月議会の予算特別委員会が出された資料、その中では平成21年度の県内各市の国保の医療分の税率の課税所得区分、これが比較がありますけれども、例えば塩竈市でいけば限度額にもう医療分にかかるのが47万円というのが、これが500万円の所得で限度額になるん

ですね。多賀城市の場合はこれが800万円で限度額になるんですよ。ですから、先ほど言われた中間層の軽減ということを言われましたけれども、塩竈市は税率が高いですから、中間層でも限度額にいち早く来るということで、そういう面で国の言っていることと塩竈市の税率の問題ではやはり全然当てはまらないというふうに思います。

あと、資料でいけば平成20年度の国保税の滞納世帯、これが所得階層別の分布もありますけれども、これも限度額で見ますと500万円から600万円の所得での世帯、これが140世帯ありますけれども、そのうちの70世帯、50%が滞納世帯となっているんですね。さらに、600万円以上の世帯は225世帯ありますけれども、そのうちの78世帯、34.7%が滞納世帯となっているんですよ。ですから、国保全体として一番低所得者が多いということも言われますけれども、しかし本当に所得が高い方でも平均の29%以上に滞納額がなっているという、こういうところにさらに今回3万円とかプラス1万円、4万円の引き上げになったらどういう状況になるのかというように思います。そういう面では限度額、平成19年度に3万円、平成20年度に3万円、今回平成22年度で4万円と、このわずか4年間で10万円の引き上げになっているんですね。一方、国の方ではちょっとスパンが長いですがけれども、1984年から2007年までの23年間で国保会計に対する国の負担率が50%台、25%に、半分になっているんですよ。ですから、今回の場合も本当に加入者とにかく限度額を押しつけて国の方ではこれまでずっと引き下げてきているという、そういう問題があるんです。ですから、そういう面では市長にお伺いいたしますけれども、このようなやり方でいいのかということなんですよ。それで、市長の見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 済みません、私の方からお答えをさせていただきます。

先ほど、多賀城市との例が出されました。確かに議員がおっしゃるとおりだというふうに思いますが、基本的には国保税の課税の実態というのを考えますと、例えば被保険者数でありますとか、その市町村の年齢構成あるいは医療費の給付費の動向、被保険者の所得の状況でありますとか、資産の状況によって、基本的には課税方法が変わってくるというのがまず基本だろうというふうに思います。

ちなみに、平成21年度の県の市町村の先般の予算委員会でもお示ししたと思いますけれども、税率、例えば医療分一つをとってみても、例えば国政の医療分の税率でありますけれども、所得割5.2%の自治体から8.85%の自治体までの実態、それから資産割につきましても

9.0%から37%まである自治体、均等割につきましても1万5,000円から3万2,000円ある自治体、平等割につきましても1万6,400円から3万9,900万円まである自治体、例えば医療分の税率一つとりましてもこういった市町村によって大きな違いが出ております。これはひとえに先ほども言いましたように、被保険者の数でありますとかあるいは年齢構成、医療費の給付費の動向、それから被保険者の所得の状況でありますとか資産の状況、こういったものによって変わっている実態もあるということをご理解をいただければというふうに思っているところであります。

それから、収納の影響でございます。確かに今年度の予算委員会の中でお示しした内容でありますけれども、それは全世帯に占める滞納世帯の割合というのはそういう形でお示しをしております、実際の滞納額が50%あるということではありませんので、その辺は議員おわかりいただいておりますので、ご質問いただいた内容だろうというふうに思います。世帯数によってそういった滞納世帯が世帯分母としてあるということで、滞納額ではないということは改めてご説明申し上げたいというふうに思いますし、それから現実的に滞納世帯の中には現在分納している世帯、分納している、一括納めなくて分納している世帯でありますとか、口座振替が不能の世帯、それから現年度課税分でも1回でも、場合によっては1円でも納め忘れや納めがおくれた場合、こういうものすべて入っている世帯を滞納世帯として換算しておりますので、そういった大きい数字になるわけでありまして、すべてそういう方が満額滞納している方ではなくて、そういう方々も入っているということをご理解いただければというふうに思っているところであります。

ちなみに今年度の国保税の現年度分の医療分ですけれども、収納率につきましては80%、昨年を若干でありますけれども、上回った形で収納できる状況になっておりますので、収納率としては80%になっているということをご報告申し上げたいというふうに思っております。

それから、国の負担の関係でご質問ございました。たしかに今いろんな制度改正の絡みの中で大きく変わっている部分があります。塩竈市といたしましてはこの財政分野に関しての要望につきましては、基本的には全国市長会に対しまして、例えば国民健康保険制度あるいは後期高齢者医療制度に関する重点要望としてこれまでも出してきているという状況でございます。例えば、国民健康保険制度の高額医療費共同事業でありますとか、保険基盤の安定制度及び財政安定化支援事業というのがありますけれども、こういったものについても平成22年度以降も引き続き継続するように、そして十分な財政措置を講ずるというように、それか

ら後期高齢につきましても同じような形で保険料の軽減、特別対策についても平成22年度以降引き続いて国の責任において十分な財政措置を講ずるといふように要望しておりますので、こういった部分を含めて財政的な要望を、改めて今後も全国市長会を通じてしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 最後の部分であります。今新しい政権が誕生いたしまして、これから先社会保障全般にわたりまして恐らく見直しが行われていくものと期待をいたしているところであります。特に、新政権は地域主権ということを標榜されております。我々、本当に末端自治体、今さまざまな国からの負担増を求められて悪戦苦闘であります。すべての自治体が財政が大変厳しいといっても過言ではないかなと思っております。あらゆる機会をとらえまして、こういった社会保障の仕組みをもう1回抜本から、しっかりと整理をしていただきたいということを申し上げてきております。先ほど担当部長から申し上げましたとおり、全国市長会におきましても国保税の今後の国民健康保険の今後のあり方について、もう1回しっかりと整理をしていただきたいという特別決議を提案をさせていただいているところでありますが、なおあらゆる機会をとらえましてそのようなことを要望してまいりたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

この際、本席より申し上げます。

私、志賀直哉は、本日をもって議長を辞任いたします。何とぞご許可くださいますようお願い申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後1時56分 再開

○副議長（今野恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議長志賀直哉君から議長を辞職したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（今野恭一君） 異議なしと認め、議長辞職の件を日程に追加し議題とすることに決しました。



追加日程 議長辞職の件

○副議長（今野恭一君） 議長辞職の件を議題といたします。

なお、議長は除斥の対象となっておりますので、退席を願っております。

お諮りいたします。

志賀直哉君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（今野恭一君） ご異議なしと認め、志賀直哉君の辞職を許可することに決定しました。

これより、志賀直哉君より辞職のごあいさつをいただきます。

○議長（志賀直哉君） この場をおかりしまして退任のあいさつをさせていただきます。

3年間皆様のご支援のもとに、議長として今野副議長とともに頑張ってまいりました。最後の1年間は本当に体力の要る議長でございました。議長職でございました。中傷もありましたけれども、皆様のご協力のもとに3年間の任務を無事終了することができました。

また、議会基本条例において、半ばではございますけれども、一議員としてこれからも頑張りたいと思います。

新議長さん選ばれたときには、皆様ご協力のもとに議会がスムーズに運営されることをお願い申し上げまして、私の退任のあいさつといたします。本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（今野恭一君） 暫時休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時08分 再開

○副議長（今野恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議長が欠員となっておりますので、この際、議長の選挙を日程に追加し、議長の選挙を行いた

いと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（今野恭一君） ご異議なしと認め、議長の選挙を日程に追加し議長の選挙を行うことに決しました。



追加日程 議長の選挙

○副議長（今野恭一君） 議長の選挙を行います。直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（今野恭一君） ただいまの出席議員の数は21名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（今野恭一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○副議長（今野恭一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の指名をお書きの上、議席1番から順次投票を願います。

なお、同姓の議員がおりますので、必ず名前をお書きくださるようお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（今野恭一君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。投票箱の閉鎖を願います。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長（今野恭一君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（今野恭一君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により開票立会人を定めます。1番曾我ミヨ君、21番香取嗣雄君を指名いたします。よって、両君の立会いをお願いいたします。

開票いたします。

〔開 票〕

○副議長（今野恭一君） 開票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○事務局長（伊藤喜昭君） それでは命により、開票の結果をご報告いたします。

投票総数は21票です。これは出席議員数と一致しております。うち有効投票は同数でございます。

有効投票のうち	佐藤貞夫議員	11票
	鈴木昭一議員	6票
	佐藤英治議員	2票
	今野恭一議員	2票

なお、この選挙の法定得票数は6票でございます。以上です。

○副議長（今野恭一君） 投票の結果は、ただいまの報告のとおりであります。よって、法定得票数に達し、最多得票を得ました佐藤貞夫議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました佐藤貞夫君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

佐藤貞夫君からごあいさつをお願いいたします。

○6番（佐藤貞夫君） 平成22年度6月定例会におきまして、図らずも私が名誉ある議長に選出いただきまして心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。

もう既に、21世紀に入りました。この10年間、地方財政は困難を極めておりますが、その中でも特にやらなければならない問題が、当市は山積しております。港湾整備の問題や市立病院の問題、魚市場の問題、社会福祉の問題、あるいは離島の問題、その他もろもろの問題がありますが、やはり私は平成5年の議長のときのことを思い出して、そしてそれは17年前でございました。その経験を生かしながら、充実した市政議会の運営に努力してまいりたい。

そして、今議会には基本条例の問題や、定数の問題、あるいは長期総合計画の問題が横たわっております。これらの問題につきましても、それぞれの立場の方々とあい協力をして気力を充実しながら全力を尽くし、市民の負託にこたえてまいりたいと、こう思いますので、よろしく皆様のご協力をお願い申し上げまして、一言ごあいさつにかえさせていただきます。

（拍手）

○副議長（今野恭一君） この際、本席より申し上げます。

私、今野恭一は本日をもって副議長を辞職いたします。何とぞご許可くださいますようお願い申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後2時26分 休憩

午後2時27分 再開

○議長（佐藤貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、副議長の今野恭一君から副議長を辞職したい旨の申し入れがありました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、副議長辞職の件を日程に追加し議題とすることに決しました。

追加日程 副議長辞職の件

○議長（佐藤貞夫君） 副議長の件を議題といたします。なお、副議長は除斥の対象となっておりますので、退席を願っています。

お諮りいたします。

今野恭一君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、今野恭一君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

これより、今野恭一君より辞職のご挨拶をいただきます。

○副議長（今野恭一君） この席から、一言皆様方にごあいさつを申し上げます。

平成19年以來3年間、志賀議長ともども副議長を務めさせていただきました。この間、皆さんとともに志賀議長を支え全力で投球したつもりでございます。そしてまた、この3年間には非常に貴重な体験をさせていただきました。殊に、最後の1年間につきましては多事多難な中でこの議会運営を行うという状況にあつて、なかなか経験することのできない経験をさせていただきました。このことは、今後の議員活動に必ず生かしてまいりたいと思っております。

ます。なお、今後は一議員として一兵卒として皆さんとともに議会運営がスムーズにいけますように、そしてまた、市政の発展のために少しでもお役に立てるよう頑張っていきたいと思いますので、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（佐藤貞夫君） 暫時休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（佐藤貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま副議長が欠員となっておりますので、この際副議長の選挙を日程に追加し、副議長の選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、副議長の選挙を日程に追加し副議長の選挙を行うことに決しました。



追加日程 副議長の選挙

○議長（佐藤貞夫君） 副議長の選挙を行います。直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤貞夫君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤貞夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤貞夫君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をお書きの

上、議席1番から順次投票を願います。

なお、同姓の議員がおりますので、必ず名前もお書きくださるようお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤貞夫君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。投票箱の閉鎖を願います。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（佐藤貞夫君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤貞夫君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により開票立会人を定めます。2番中川邦彦君、20番木村吉雄君を指名いたします。よって、両君の立会いをお願いいたします。

開票いたします。

〔開票〕

○議長（佐藤貞夫君） 開票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（伊藤喜昭君） 命により、開票の結果をご報告いたします。

投票総数は21票であります。これは出席議員数と一致しております。うち有効投票は19票、無効投票は2票です。

有効投票のうち 嶺岸淳一議員 12票

鈴木昭一議員 7票

なお、この選挙の法定得票数は5票となります。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 投票の結果は、ただいまの報告のとおりであります。よって、法定得票数に達し、最多得票を得ました嶺岸淳一君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました嶺岸淳一君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長のごあいさつをお願いいたします。

○11番（嶺岸淳一君） ただいま、議員各位の投票によりまして副議長の大役を仰せつかりました嶺岸でございます。一生懸命頑張る所存でございます。

また、先ほど新任の佐藤貞夫議長が申したとおりでございます。私は公平平等を期して佐藤

貞夫議長を補佐して一生懸命頑張っていく所存でございます。何とぞ皆様の温かいご協力、ご指導をお願い申し上げまして、甚だ簡単ですが、ごあいさついたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（佐藤貞夫君） 暫時休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時17分 再開

○議長（佐藤貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、諸般の報告を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、諸般の報告を日程に追加し議題とすることに決しました。

追加日程 諸般の報告

○議長（佐藤貞夫君） 諸般の報告を行います。

先ほどの休憩中に総務教育常任委員会が開催され、委員長の辞任届が提出されたことに伴う委員長の互選が行われ、総務教育常任委員会委員長には5番伊勢由典君が選出されました。

以上、ご報告いたします。

日程第5 請願第13号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第5、請願第13号を議題といたします。

本定例会において、所定の期日までに受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであります。所管の委員会に付託いたします。

日程第6 議案第41号ないし第48号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第6、議案第41号ないし48号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第41号から議案第48号までにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第41号は「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」であります。本年3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律が公布をされました。その内容によりますと、子ども手当の支給に伴い、地方税における年少扶養親族に係る扶養控除が平成24年から廃止をされます。しかし、その後も市町村においては個人住民税の非課税限度額の判定上、年少者の扶養人数を把握することが必要となるため、扶養親族申告書の提出等に係る規定を追加するものでございます。また、市たばこ税の税率を改定するなどの改正を行うものであります。

次に、議案第42号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」であります。今回、国民健康保険法の一部改正により、本市条例が引用する特定健康診査等に係る規定に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第43号「塩竈市行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例」であります。これは、県及び県内24市町村が参加する「みやぎ電子申請サービス」の運用開始に伴い、市民の利便性の向上と行政運営の効率化等を図るため、市の機関への申請等の手続きをオンラインにより行うことができるよう、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第44号「塩竈市職員の育児休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは、現在仕事と子育てを両立させる雇用環境が官民ともに求められる中、民間においては、いわゆる育児・介護休業法の一部改正が行われ、その整備が進められております。これらの状況から、本市におきましても、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関する二つの条例について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第45号「平成22年度塩竈市一般会計補正予算」であります。歳入歳出において、9,860万2,000円を追加し、総額を209億6,760万2,000円とするものでございます。

歳出といたしましては、一つは本年7月から運用開始となります「みやぎ電子申請サービス」に伴います

回線敷設等に係る内部情報システム費といたしまして 105万円

二つといたしましては、

財団法人自治総合計画センターからの交付金を受けて芦畔町内会、泉沢後楽町内会が音響設備などの行事用備品を整備することに対する助成金といたしまして 440万円

三つ目といたしまして、

国の補助採択に伴います女性特有がん検診推進事業費といたしまして 1,506万1,000円

四つ目といたしまして、

県の補助採択に伴います緊急雇用創出事業といたしまして 264万円

五つ目といたしまして同じく

重点分野雇用創造事業といたしまして 3,781万7,000円

六つ目といたしまして、

中心市街地商業活性化事業といたしまして 100万円

七つ目といたしまして、

国の補助採択に伴います浦戸桂島海水浴場振興事業といたしまして 491万円

八つ目といたしまして、

県の研究協力校の指定に伴い実施いたします生徒指導・進路指導総合推進事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業といたしまして 136万4,000円

九つ目といたしまして、

遊ホール舞台照明設備更新事業といたしまして 3,000万円

を計上いたしております。

これらの財源として歳入では、

国庫支出金として 1,034万4,000円

県支出金として 4,182万1,000円

繰越金として 1,013万7,000円

諸収入として 440万円

市債として 3,190万円

を計上いたしております。

また、債務負担行為につきましては、「みやぎ電子申請サービス」に係る参加負担金を追加し、地方債につきましては浦戸桂島簡易駐車場等整備事業及び遊ホール舞台照明設備更新事業の2件を追加しようとするものであります。

次に、議案第46号「平成22年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」であります。国の補助採択に伴う航路浮標灯整備事業の計上により、歳入歳出それぞれ90万円を追加し、総額を2億1,770万円とするものであります。

次に、議案第47号「市道路線の認定及び廃止について」であります。これは、都市計画道路北浜沢乙線改築事業の完了により、県道塩釜吉岡線の一部を市道として引き受けること等に伴い、道路法第8条及び第2項及び第10条第3項の規定により、市道の認定及び廃止を行おうとするものであります。

次に、議案第48号「浦戸地区辺地総合整備計画の策定について」であります。これは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、浦戸地区の公共的施設の整備を図るため、総合整備計画を策定しようとするものであります。

以上、各号議案についてご説明申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長より説明をいたさせますので、よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） それでは、私からは議案第43号及び議案第45号関連につきご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料ナンバー9の10ページ並びに資料ナンバー14の13ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第43号「塩竈市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例」につきまして概略ご説明申し上げたいと思っております。

資料ナンバー14の13ページでございますが、現在紙によって行われてございます申請や届け出の行政手続を、自宅のパソコンなどから可能にする「みやぎ電子申請サービス」が宮城県並び県内24市町の共同運用によりまして、本年7月から始まります。

14ページをご参照ください。

ここにも記載してございますように、本市では電子サービスといたしまして28の手続を選定しているところでございますが、導入するに当たりまして従来の書面による申請に加えましてオンラインによる電子申請も可能となるように根拠となる条例規則などにその旨を規定する必要がございます。本市では今後の対象手続の拡大なども勘案しながら、個別の条例規則の改正ではなく通則条例を新たに制定するものでございます。

続きまして、資料ナンバー9の10ページをご参照いただければと思っております。

ここでは、当該条例の主な構成につきましてご説明申し上げます。まず、第1条では条例の

制定目的を、第2条では条例で用いる用語の意味を規定してございます。

それから、11ページをご参照ください。

第3条では書面で行うこととされている申請をオンライン化で可能とすること、それから第4条では行政機関からの処分通知についてもオンライン化で可能とすること、また、第5条では市の機関が作成する書面等の縦覧を電子化で可能とすることなどを規定してございます。

12ページをご参照ください。

第6条では、帳簿、台帳等の書面に変えまして電磁で記録を行える旨を、第7条ではオンライン化や電子化を推進するに当たり市が講ずるべき措置、それから第8条ではオンライン化された手続等の公表をそれぞれ規定したものでございます。

条例の施行日は平成22年7月1日を予定してございます。

続きまして、議案第45号「塩竈市一般会計補正予算」の概要につきましてご説明申し上げますので、資料ナンバー14の23ページをご参照ください。

まず、ここに掲載してございます表でございますが、一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回補正いたします額は一般会計で9,860万2,000円でございます。それから交通事業特別会計では90万円、合わせまして9,950万2,000円となるものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額はこの表の一番下段にありますように373億4,560万2,000円となり、補正前と比較いたしますと0.3%の増となっております。

次に、26、27ページをお開き願います。

一般会計の補正予算の概要につきまして、まず歳出からご説明申し上げたいと思います。ここでは歳出予算を款別に目的別に区分してございます。

費目2の総務費545万円でございますが、右側の備考欄をご参照ください。電子申請サービス導入事業は先ほど説明申し上げましたように、本年7月から運用開始となります「みやぎ電子申請サービス」に係ります回線敷設費でございます。それから、コミュニティ助成事業につきましては芦畔町内会、泉沢後楽町内会の行事用備品整備に対する助成費でございます。

続きまして、費目4の衛生費1,506万1,000円でございますが、国の補助採択に伴います女性特有のがん検診推進事業費でございます。

費目5の労働費4,075万7,000円は緊急雇用創出事業及び重点分野創造事業が県の補助採択で増額されたことに伴う補正でございます。

費目7の商工費591万円は中心市街地商業活性化事業としてのシャッターオープン事業補助

金及び浦戸桂島簡易駐車場整備費でございます。

それから、費目10の教育費3,136万4,000円につきましては、宮城県の研究協力校の指定に伴います生徒指導・進路指導総合推進事業及びソーシャルワーカー活用事業並びに遊ホール舞台照明設備更新事業でございます。

費目13の諸支出金36万円につきましては交通事業特別会計において実施いたします航路浮標灯整備事業に係ります一般会計からの繰出金でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

24ページ、25ページにお戻りください。

費目14の国庫支出金では1,034万4,000円を補正してございます。内容といたしましては、浦戸桂島簡易駐車場整備事業に係ります社会資本整備総合交付金及び女性特有のがん検診推進事業補助金でございます。

費目15の県支出金4,182万1,000円につきましては、緊急雇用創出事業及び重点分野雇用創造事業の追加補助金と県の研究協力校の指定に伴います委託金等を計上してございます。

費目19の繰越金1,013万7,000円につきましては、今回の補正に係ります所要の一般財源を計上してございます。

費目20の諸収入440万円につきましては、コミュニティ助成事業に係ります財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

最後に、費目21の市債3,190万円は、遊ホール舞台照明設備更新事業及び浦戸桂島簡易駐車場等の整備事業に係る地方債でございます。

それから、28、29ページにつきましては歳出予算の性質別比較でございます。後ほどご参照いただければと思います。

また、30ページにつきましては投資的経費の内訳書でございますので、これにつきましても後ほどご参照いただければと思います。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） これより、議案第41号ないし第48号の総括質疑に入ります。5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して、6月議会で提案された議案45号について総括質疑を行います。

平成22年度当初予算208億6,900万円で、今回の6月議会で提案をされた一般会計補正予算は

9,860万円、歳入歳出合計209億6,760万円となっております。補正歳出予算9,860万円のうち労働費4,045万円が緊急雇用創出事業特例交付金事業264万円によるチリ中部沿岸地震津波被害対策重点雇用分野創出事業3,781万7,000円で、全額国費による緊急雇用対策としての性格であります。平成22年度当初予算の説明書によれば、一つは緊急雇用創出事業特例交付金事業は平成20年度国の第2次補正、さらに平成21年度第1次補正で計上され、雇用創出目的として平成23年度までの3カ年間1億3,087万円の交付額としております。雇用条件は市町村の直接雇用で、雇用期間半年間としております。それらを踏まえ、平成22年度当初予算で労働費の緊急雇用創出事業4,292万円が計上され議決されました。再度、今回の6月補正264万円の提案となっております。

二つ目としてまた、重点分野雇用創出事業は介護、医療、農林水産業、環境エネルギー、観光、地域社会保障の6分野として市が委託し雇用創出するとしております。塩竈市への配分額4,391万円で、平成22年度当初予算で2,300万円が提案され議決されました。6月補正で3,781万円が計上されております。6月補正の労働費4,045万円の審議は、雇用創出事業264万円はチリ地震津波対策の廃棄物の分別事業として産業建設常任委員会に付託され、重点分野雇用創出事業3,781万円は委託に応じて付託先、付託は産業建設常任委員会と民生常任委員会に分割されます。そこで、本会議での総括質疑として、次の点をいたします。

第1の質問は、平成22年度当初予算として提案された労働費緊急雇用創出事業4,292万円、そして重点分野雇用創出事業2,300万円による雇用創出予定人員と、平成22年度当初予算の緊急雇用創出事業特例交付金事業、重点分野雇用創出事業の雇用創出は現在どうなっているのかお聞きをいたします。

2点目の質問は、6月補正の労働費による速やかな予算執行による雇用創出の今後の対応についてお聞きをいたします。

三つ目の質問は、緊急雇用創出事業と重点分野雇用創出事業の補正予算提案に至った経過についてお聞きをいたします。

四つ目は、緊急雇用創出事業特例交付金事業の264万円、チリ中部沿岸地震の津波対策被害の分別事業としてありますが、重点雇用創出事業による浦戸漁業販路拡大事業と浅海漁場確保事業についてその概要をお聞きをしておきたいと思っております。

次に、商工費について伺います。平成22年度当初予算で商工費5億3,967万円が提案されておりました。その中で中心市街地の商業活性化事業として425万円が計上され、6月補正中

心商店の活性化事業補助金100万円が提案されております。その内容はシャッターオープン事業としております。

質問の第1は、補正100万円は市の単独費としての提案と思われます。当初予算に次いで補正予算に至った経過と政策の判断についてお聞きをいたします。

2点目は、2次募集そして経費と補助率はいったいどういう内容で、平成22年度当初420万円と比較し同補助制度と同じかあるいは変化したのか、同制度の内容についてお聞きをいたします。

3点目は、シャッターオープン事業の公募選定、決定の時期についてお聞きをいたします。教育費3,136万4,000円の提案であります。そのうち市民交流センター3,000万円が補正提案されております。遊ホールは市内中心地にある施設として多目的に活用されております。今回の3,000万円提案の経過に至った点についてお聞きをし、第1回目の質問とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま伊勢議員から、議案第45号についてご質問いただきました。

5款で計上いたしております緊急雇用創出事業、重点分野雇用創造事業について何点かご質問いただきました。

まず、第1点目であります。当初予算にて予定をいたしておりました事業数、雇用数についてのご質問であります。緊急雇用創出事業では16事業、52名の雇用を計画をいたしております。また、重点分野雇用創造事業につきましては3事業で9名を予定をいたしております。

次に、現在までにおける雇用の創出状況についてであります。緊急雇用創出事業につきましては、既に12事業29名を雇用をいたしております。また、重点分野雇用創造事業では1事業2名の雇用となっております。

2点目の今後の見通しというご質問でありました。今議会で議案を、予算をご承認いただければ早急に宮城県の交付決定を受け速やかに事業展開してまいりたいと考えております。

3点目の、今回の補正予算計上に至った経緯についてご質問をいただきました。宮城県より事業の追加募集があり、本市の地域雇用の確保と経済活動に資するべく事業実施ということの観点から予算を計上させていただいています。

まず、緊急雇用創出事業につきましては264万円を計上し、チリ中部沿岸地震に伴う廃棄物

分別事業等に充てさせていただきたいと考えております。重点分野雇用創造事業につきましては、3,781万7,000円を計上し、塩竈まちの駅事業でありますとか、地域コミュニティ活動支援、さらには浅海漁業保全事業等6事業を実施をさせていただく内容で提案をさせていただいております。

4点目であります。緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業のチリ地震津波廃棄物分別事業及び重点分野雇用創造事業に係る浦戸漁業者販路拡大事業、浅海漁業保全事業のそれぞれの事業概要についてご質問いただきました。チリ地震津波廃棄物分別事業につきましては、先ほど来ご説明をさせていただいておりますが、洋上に浮遊しております漂流物を回収し処分場に持ち込むというような内容であります。また、浦戸漁業者販路拡大事業につきましては、平成21年度予算をお認めいただきました浦戸産イメージアップ事業において作成したロゴマーク、キャラクター等を活用しながら、浦戸漁業者の主流の流通ルートである共同販売から直接販売への販路方法を開拓するための予算計上であります。浅海漁業保全事業は老朽化しております養殖施設の改修を行い、生産性の向上を図り養殖漁業者の振興に資するものであります。

シャッターオープン事業についてご質問いただきました。当初予算では200万円を計上し1店舗から2店舗分の支援経費を計上させていただきました。当初予算分については既に2店舗が決定し、1店舗が4月から営業開始、残り1店舗も6月中旬にまもなくオープンする予定であります。特に、営業開始した洋菓子店はマスコミに広く取り上げられ行列ができるなど好評を博しております。さらに、個人や事業者からの問い合わせが多数寄せられている状況にありますので、本市といたしましてもこれを中心市街地活性化の好機ととらえ商店会の更なる活性化を早急に図るため追加計上しようとするものであります。

制度内容は基本的には従来どおりであります。募集時期につきましては現在多数の問い合わせがありますことから、当初予算の残分を活用し広報しおがま6月号に6月30日を期日として2次募集を掲載させていただいたところではありますが、問い合わせ状況からかんがみますと多数の応募が見込まれますことから、本定例会で補正予算をお認めいただいた後に選定会議を開催し、事業の継続の可能性あるいは既存の商店街への波及効果などの見地から、補助対象者及び補助率等をできる限り速やかに決定してまいりたいと考えているところであります。

遊ホール舞台照明設備更新事業についてであります。当初予算編成後の2月末日におきまし

て遊ホール照明設備の基盤となる調光装置が故障し、緊急措置としてメーカーから部品を臨時的に借用し対応している現況であります。市民の文化活動の場や生涯学習の場としてご利用いただいております遊ホールの稼動に今後支障を来さぬよう、老朽化した施設の更新を早急に実施しホールの円滑な運営に資するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきまして、お手元にご配付の議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会へ付託いたします。



日程第7 議員提出議案第3号及び第4号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第7、議員提出議案第3号及び第4号を議題といたします。議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第3号及び第4号について提出者代表から趣旨の説明を求めます。

まず、議員提出議案第3号について趣旨の説明を求めます。15番菊地進君。

○15番（菊地 進君）（登壇） 議員提出議案第3号の提案理由を述べさせていただきます。

少子高齢化が進み、塩竈市の人口もピーク時より約5,000人減少して5万8,000人台です。今後も人口減少が4万人台というデータもあります。行政側も職員定数削減を段階的に進めてきておりますことも事実でございます。類似都市の比較でも塩竈市の議員定数が多い結果となっていること、国会議員の定数削減80人、県会議員の定数削減2人がマスコミ報道で御存じのように議論されております。

昨年、市民の方より議員定数削減の請願審査の要求にしても、議会は残念ながら市民の声にこたえることができませんでした。市民と議会間の意思、考え方の乖離があり議会不信が増幅しております。

6月11日金曜日の河北新聞にも、塩竈の議員さんが議員定数削減で定数16と話されていた記憶も載っていたこともつい最近の出来事であります。今回、3月の市民アンケート調査結果の内容は議員定数削減の声が非常に大きかったことが、議員の皆様が感じ取ったことと思えます。市民が主役であれば、市民の声に耳を傾け市民の声に反映する議員としての役割を果

たすことが一番と存じます。このことが市民から議員と議会が信頼される第一歩となることを確信するものであり、議会改革のスタートと考えます。市民の声にこたえるべく議員有志が立ち上がり、塩竈市議会議員定数削減を進めるための所要の改正を行おうとするものであります。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 次に、議員提出議案第4号についての趣旨の説明を求めます。5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君）（登壇） 議員提出議案第4号「塩竈市政に係る重要な計画の議決等に関する条例」について、提出者を代表し提案理由を述べます。

提案した条例の第1条では、市政に係る重要な計画策定について議会の議決を義務づけるとしております。現在塩竈市では第5次長期総合計画策定のため、塩竈市は長期総合計画審議会が設けられ、10度にわたる、10回にわたる審議が進めており7月にも審議会から佐藤市長に答申される予定と聞いております。その答申を踏まえ、塩竈市では第5次長期総合計画は今後10年間の塩竈市の都市像として基本構想と基本計画が9月議会に示されます。しかしながら、地方公共団体の法人格とその事務を定めた地方自治法第2条第4項では、市町村はその事務を処理するに当たっては議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないとしております。しかし、地方自治法2条4項は議会の議決は基本構想のみであり、基本構想に基づく基本計画は附属資料としております。基本構想に基づく基本計画あるいは実施計画は計画的、今後の行政事務となります。塩竈市でも第4次長期総合計画に基づき各計画が出されておりますが、議会の審議の場はありません。

こうした点から、議会みずから事業計画について議決をしていく議会側のシステムを構築し、議会の審議権を意思表明権の拡大のため重要な時期が訪れていると思われまます。

あわせて、個別計画についてもこれまで各常任協議会で当局より説明を受けておりましたことに関し報告を義務づけるとしております。このことは3年ないし5年の各種計画について策定過程も示して、議会が責任を持ってかわりを持つということでもあります。

今回提案した市政にかかる重要な計画策定についての議会の議決を義務づける条例は、地方自治における二元代表制の一方の議事機関としての議会の権限拡大であり、議会改革の一環

をなすものと確信をするものであります。

議会の皆様のご賛同を賜りますよう提案理由を以上申し上げ述べておきたいと思っております。ご清聴の方大変ありがとうございました。

○議長（佐藤貞夫君） これより、議員提出議案第3号及び第4号の総括質疑に入ります。15番菊地進君。

○15番（菊地 進君）（登壇） 私は、議員提出議案第4号の「塩竈市市政にかかわる重要な計画の議決等に関する条例」に総括質疑をいたします。

まず、基本計画を議決するとの意義をどうとらえているのかお伺いいたします。議決によって、行政はその枠組みだけの範囲だけの行政運営にとどまるのではないかと懸念いたしますが、どう対処するのか、議会として。今後急激で大幅な改革の時代に、重要な課題に行政当局が臨機応変に対応できる体制の裏づけはあるのかどうか。条例で縛りをつけたら身動きがとれないのではないのでしょうか。市民不在にならないのか説明を願いたい。

二つ目。条例案では各行政分野における基本的な計画等において、議会への報告を義務づけておりますが、現在行政はこれまでも基本的な計画等は協議会等で報告しており実施されている以上、改めて条例までつくって義務化する意味はいかかなものかと認識を疑いたい。

また、条例案の経過措置では各行政分野における基本的な計画等については、本条例案が施行された時点で既に取り組んでいる事業は対象外としておいて、一方では長期総合計画の基本計画は議決の対象となるという、この条例としての一貫性に欠けているのではないのでしょうか。不適切な条例と言わざるを得ません。ちぐはぐな条例では議会の権威が落ちますし、何か意図的というか恣意的な提案と疑います。

三つ目、今議会改革という言葉がマスコミをにぎわしておりますが、本当の議会改革は議員一人一人が常に市民の立場、目線に立った取り組みを行い市民福祉の向上に役立つことが議会改革の一步だと思います。今回の提案内容は、議決案件をふやすことがあたかも議員活動をしましたという市民不在でのアピールにしか思えません。今回の条例案についてどこまで分析したのかお伺いいたします。

条例の中身を精査したのか、単に他市町の条例の事例を引用した案文のようにも思います。塩竈市の各計画の課題を把握して課題解決のため、議会としてまとまりをどう構築するのか、議会としての責任をどうとるのか、行政は未来永劫継続しますが、議員は4年の区切りがありますので、確かな提案が必要だと思っております。議員同士の議論の積み重ね、議員間のある程

度の理解が必要と思わなかったのか説明を願いたい。

また、重要なことは行政との話し合い、ヒアリングを実施したのか、メリット、デメリットの分析をしてほしいと思います。何もしなくて他市町の案文を引用して提案しているのであればただの売名行為と思います。しっかりとご説明願いたい。

以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君）（登壇） では提案者を代表いたしまして、ただいまの総括質疑にご回答いたしたいと思っております。

まず、1点。他市町村の丸写しではないかというご意見でございました。これは確かに船橋市議会が議決をした内容でございます。それで、その船橋市議会がつくるに当たっては私が提案をする議員の方々とたまたま長期総合計画の部分での計画の部分、特にその当時、基本計画を議会が議決すべき事項にするために他の県都道府県、それから市町村議会がそういう条例案を出して、具体的に基本計画の部分についての議会の議決を要するように議会の議決権の拡大を図っている時期でございました。ただ、その中で、これまで個別計画と申します高齢者医療計画とか、それから塩竈市でいえば生き生き塩竈っ子プランとかいろいろありますが、これは法律で3年なり5年での改正が求められているものでございます。しかし、議会には残念ながら報告を義務づけるものではありません。あくまでも、ですから、協議会という形の中で当局が今審議をしている内容について住民の意見も反映させるために、反映させながら計画づくりをしているので、議会の方にも説明をしてきていたという経過がございます。そして、それが完成すると突然議員のところ完成したものがぼんと届けられると。これが今までの流れでございました。

たまたま、私たちはこの基本計画を議決の議会としての議決の拡大を図っていくという考えの中でほかの市町村の事例等についても、その当時船橋市議会の方々と話を、私させていただいている最中ではございましたので、そういう中でうまくそういう個別計画についても議会の議決という形にならないだろうかとというさまざまな議論をさせていただいた経過がございます。そして、いいとこどりの条例とはなりませんでしたけれども、個別計画については報告義務をつけようと、そして議会が責任を持ってかかわろうと。船橋市議会が先行してこれを条例案として出しますよということで、私は腹案としてこの案は持っておりました。

そして、10年前にさかのぼりますが、たまたま10年前に現長期総合計画の策定の段階では私

がたまたま所管の委員長をしておりましたので、伊勢さんがたしか副委員長かなんかでしたよね。先ほどご提案いただいた伊勢さんかだれか副委員長だったと思うんですが、そのときに長期総合計画の地方自治法に定める構想、基本構想のみの議会の議決では実際議会で所管委員会等にその基本構想・基本計画にその案が示されたときに、具体的には基本計画の中身を議員さん方がなんで議論するんです。これはみずからが議決する何物のないのに、なぜそのことをみずから、議決に議決の拡大を図れるにもかかわらず、そのことをせずただ基本計画の部分、細部にわたっての議論だけするんだらうかという、そのとき疑問点が生まれました。そしてぜひ議決の拡大をお願いしたいということをも求めたことは記憶にあります。

そして今、10年たちまして次期長期総合計画の策定の時期で、そろそろ9月、先ほどありましたとおり市長が諮問しております審議会の方から、市長あてそろそろ一定程度の内容が答申されてくる時期になりました。ぜひ、次期長期総合計画では議会が責任を持って、特に当市議会は委員会制度をひいておりますので、基本計画の部分については議会の議決に必要な条例をきちっとつくって、各常任委員会が専門性を発揮してその基本計画の中身を議論しながら、実際基本構想が10年後の姿としての計画として望ましいのかどうかということも審議するためには、どうしても今の時期しか残念ながら、当議会の開会日程からいくと9月に今の予定では議会に市長が提案をするという時期に、提案された議会にまさかこの議会がみずから議決する事項は計画まで入るんですよという形への変更というのは、ルールの変更はなじまないと思いましたので、何とかこの6月定例会でそういったことを提案させていただければということで、今回協力いただける議員の方々にお話をしながら出させていただきました。

私どもは、この基本計画についてはおおむね10年前から、次期計画については基本計画も議会の議決事項に入れるべきだという思いが皆様にもあるものと信じているものでございます。

それから、市民不在とならないかということでございます。今、市議会はやっと市民不在から市民が存在する議会を目指して基本条例づくりというものを、市民とともに歩む議会づくりというものをやっております。その先進地であります栗山町では、基本構想・基本計画に関する議会のかかわりについての条例までつくって10年前から具体的に、市長部局は市長部局で市民参加を得ながら、議会は議会で市民参加を得ながらという形の、お互いそれぞれの得意とする分野を伸ばしながら、また不得意とする部分を補いながらしっかりと審議をし、当市議会も議決をした以上は議決責任を認識するというところで進んでいるというのが、今の

先進的な市町村議会と言われる議会運営ではないかと、私は認識しているところでございます。

個別計画の部分については、先ほど提案理由でも述べましたとおり、確かに当局からご説明はされておりますが、それを議会みずからが説明を求めるといふ姿勢をここで改めてつくらせていただいているものでございます。

それから、個別計画の部分の経過措置ということで、個別計画についてはこの条例の施行の日以後に市長その他という形での経過措置が設けられておりますのは、このことについて過去にさかのぼって一々もう一度報告し直すということではなくて、ここについては一定程度当局側へも配慮した条例となっているということでご理解をいただければと思います。

それから、議会改革につきましては、先ほど菊地議員よりお考えを承りました。

それから、条例の中身について具体的にメリット、デメリットを検討したのかということでございますが、この条例はいいとこどりと先ほど申し上げましたとおり、余りデメリットのない条例でございます。余りというかほとんどデメリットがない条例です。あとは議会側がしっかりと当局がつくっている予算の執行の根拠となる各種計画、事業の根拠となる計画をそれぞれ議会が真剣に今もやっておりますが、これからももっと、今も通年議会を開催する都道府縣市町村まで出てきているところでございますので、そういったところで当局側の計画振興に対して迷惑がかからないように、そこは議会側も委員会なり本会議の開催ということも柔軟に対応しながらやっていけば迷惑はかからないと、私は思っているところでございます。

ぜひ、この条例を皆様方でご同意をいただけますれば、ぜひ長期総合計画についても議会も市民の方をどんどん呼び出してこの条例づくりの、今後10年間とても難しい基本構想・基本計画でございます。初めての人口が減るといふ計画づくりになるわけですので、そういったところをもう住民と協働しながらでなければこの計画の達成はないと思っておりますので、この時期にこの条例案を提出をさせていただきました。

もしかしりましたら、ご質問に対して不満足なご回答だったかもしれませんが、私も回答するのにはふなれでございますので、その辺ご容赦いただきましてぜひ議員各位のご賛同を賜りますよう提案者を代表しましてお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地進君。

○15番（菊地 進君） ただいま質問に対して答弁があったわけですが、まず疑問点は幾つかま

た浮かび上がりました。

まず、この長総のときにある程度の予算を当局に、我々議会が自信と確信を持って認めたわけです。議決を与えたわけです。それに基づいて行政側はいろいろ審議会やら市民団体に話をかけて、先ほど説明があったように、7月にある程度の答申が出てくると。そういう段階において、議会が横やりを入れるようなこういう条例をつくっていったならば、その一生懸命長期総合計画に対する熱意を思い、市民の考えがどういうふうにとるのかなというのが私は市民のことを考えると「ええ」と、「議員さんてある程度やらせてだけおいてあといいとこどりになるんじゃないの」という考え。それが1点。

あと、我々も志賀議長時代、長期総合計画の特別委員会をつくりましょうと、そういう話になっていて、なぜその前にこういうものをつくるのか、それは議会、逆に議会でみんなで決めた、それがあつた特定の中までこういうものを出しますというのはちょっと納得いきません。きょう初めて、この塩竈市市政かかわる重要な計画の議決等に関する条例というものについて提案されて、多くの議員さんはびっくりしていると思いますよ。そんなひとりよがりと言っては語弊ですが、そういうことがあつてやられたのでは、やはり市民の負託にこたえられる本当に塩竈市議会となるのかと、私は心配するものであります。

そんな意味で考え方、ある程度は理解するものの、現段階、長期総合計画がもう陸上でいえばもう第4コーナーまで、もう直線のゴールに突き進もうというときに、そこからもう1回スタートラインに議員が立ち戻って当局にどうこう言いましょう、審議会に参加してくれた住民にどうこうって、私はそれはちょっと違うんじゃないかなと、私はそう思いますので、そういった意味で基本的な議会が権限を持ってやるのだというのは大いに賛成なんですけれども、この時期、時期がちょっと早い、もっとこれが2月定例会あたりだったらまだ間に合ったのかなと思いますので、その辺、あと先ほど船橋市の写したというのですが、船橋市の議員さんと話す前に我々塩竈市議会の多くの議員さんと話し合うべきでなかったかなと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 8番。

○8番（伊藤博章君） はい、申しわけございませんでした。

それでは、9月に特別委員会を設置するという幹事長会議の話は出ておりますが、特別委員会を設置するというところだけは決まっております、その受け方というのは残念ながらま

だ議論がされておりましたので、その提案材料にもなればなということでご提案をさせていただきます。

船橋市議会の方との前に当市議会の方ということでございますが、私がここ五、六年前からずっと、そういう他市町村の議員さん方と多くのネットワークをつくりまして議論をさせていただきました。ぜひ、当市議会の方々にもお願いをしたいのは、お互いの考え方を率直に相手の意見も聞きながらうまくそれを調整しながらやっていくような議会になっていただければもっと多くの提案または議員、活発な議員活動ができていくものでないかと思っておりますことを申し上げまして、ご説明にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） これをもって、総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号及び第4号につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明16日から23日までを委員会を開催するため休会とし、24日定刻再開いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明16日から23日までを委員会を開催するため休会とし24日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

午後4時17分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年6月15日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会副議長 今野恭一

塩竈市議会議長 佐藤貞夫

塩竈市議会議員 鎌田礼二

塩竈市議会議員 木村吉雄

平成22年 6 月 24日（木曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 2 日目）

議事日程 第2号

平成22年6月24日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3

出席議員(21名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者 兼院長	伊藤喜和君	総務部長 兼危機管理監	佐藤雄一君
市民生活部長	佐々木真一君	健康福祉部長	棟形均君

産 業 部 長	荒 川 和 浩 君	建 設 部 長	金 子 信 也 君
総 務 部 監	三 浦 一 泰 君	総 務 部 次 長	田 中 たえ子 君
政 策 調 整 兼 財 政 課 長	神 谷 統 君	兼 政 策 課 長	
総 務 部 次 長		会 計 管 理 者	星 清 輝 君
兼 行 財 政 改 革 推 進 専 門 監		兼 会 計 課 長	
兼 財 政 課 長		健 康 福 祉 部 次 長	福 田 文 弘 君
市 民 生 活 部 次 長	澤 田 克 巳 君	兼 社 会 福 祉 課 長	
兼 環 境 課 長		建 設 部 次 長	千 葉 正 君
産 業 部 次 長	小 山 浩 幸 君	兼 下 水 道 事 業 所 長	
兼 水 産 課 長		総 務 部 税 務 課 長	赤 間 均 君
総 務 部 総 務 課 長	桜 井 史 裕 君		
総 務 部 総 務 課 長 補 佐	安 藤 英 治 君	市 立 病 院 事 務 部 長	菅 原 靖 彦 君
兼 総 務 係 長		市 立 病 院 事 務 部	
市 立 病 院 事 務 部	川 村 淳 君	經 営 改 革 室 長	鈴 木 康 則 君
業 務 課 長		水 道 部 次 長	尾 形 則 雄 君
水 道 部 長	千 葉 伸 一 君	兼 総 務 課 長	
教 育 委 員 会 教 育 長	小 倉 和 憲 君	教 育 委 員 会	渡 辺 誠 一 郎 君
教 育 委 員 会 教 育 部 次 長		教 育 部 長	
兼 生 涯 学 習 課 長	郷 古 正 夫 君	教 育 委 員 会 教 育 部	佐 藤 俊 幸 君
教 育 委 員 会 教 育 部		総 務 課 長	
学 校 教 育 課 長	星 篤 君	監 査 委 員	高 橋 洋 一 君
監 査 事 務 局 長	臼 澤 巖 君	選 挙 管 理 委 員 会	鈴 木 正 信 君
		事 務 局 長	

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	伊 藤 喜 昭 君	事 務 局 次 長	相 澤 勝 君
議 事 調 査 係 主 査	芥 藤 隆 君	兼 議 事 調 査 係 長	
		議 事 調 査 係 主 事	西 村 光 彦 君

午後 1 時 開議

○議長（佐藤貞夫君） ただいまから 6 月定例会 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 2 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等をご持参されている方は電源を切るようお願いいたします。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、21 番香取嗣雄君、1 番曾我ミヨ君を指名いたします。



日程第 2 諸般の報告

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

6 月 17 日付で香取嗣雄議員から塩竈市議会基本条例策定特別委員会の辞任届が提出されましたので、同日付で議長においてこれを許可いたしました。また、同日付で新たな塩竈市議会基本条例策定特別委員会委員として議長の指名により志賀直哉議員を選任いたしましたので、ご報告いたします。



日程第 3 一般質問

○議長（佐藤貞夫君） 一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。2 番中川邦彦君。（拍手）

○2 番（中川邦彦君）（登壇） 私は日本共産党市議団を代表して一般質問を行います。

平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分、チリ中部沿岸でマグニチュード 8.8 の地震が発生し、翌 28 日に太平洋沿岸に津波が到達すると気象庁から発令されました。仙台管区气象台では 2 月 28 日 9 時 33 分に宮城県に大津波警報が発令されました。津波による本市の被害は、人的被害はなく、床上浸水が 1 棟で、養殖施設と水族被害の合計で 5 億円を超える被害となりました。主に養殖施設への被害が甚大と当局から産業建設常任委員会への報告でした。

今回の質問は、同僚の小野議員は津波による養殖漁業の被害と水族被害について質問いたします。私の質問は 4 点について質問を行います。

第 1 は、安心なまちづくりです。津波警報が発令されてから市民はどのように対応したのか、

また当局はどのように対応し、検証していくのか。また、今後の取り組みにどのようにいかしていくのか、質問をいたします。

一つ目に、チリ大地震津波からの教訓と津波警報と避難指示勧告について伺います。28日午前9時33分に大津波警報が発表されました。本市では災害対策本部を設置し職員398人を初め防災関係機関の協力のもと沿岸部住民への避難指示を防災無線で全市民に知らせました。また、避難所を開設し職員の配置や交通規制などの対応を行い、市民の安全確保に努めたと聞いております。また、被害を受けた養殖施設の撤去や安全対策に塩竈市災害協力会の方々には感謝を申し上げます。

質問ですが、大津波警報が発表された時点で速やかに避難指示を発令すべきと考えますが、今回の時間差が生じた理由はなぜなのか伺います。また、本市の場合は避難指示を出すまでの時間差が全国平均と比較した場合に遅かったのではないのでしょうか。2点について伺います。

二つ目に、避難勧告発令人数と避難人数について伺います。避難指示対象地区の住民は1万人で、避難所へ避難した住民は約600人と聞いています。避難対象人数と避難した人数に大きな差が生じた理由について、また今後より多くの住民に避難行動をとってもらうためには市としてどのように考えているのか伺います。

三つ目に、住民の避難行動と避難所の開設について伺います。一つは午後の津波第1報までには時間的な余裕があり、車を利用して避難する方々が多く、避難所へ向かう道路が混雑したところもありました。また、駐車場の確保も必要と考えますので当局の見解を伺います。

次に避難所では情報が不足していたとの声が聞かれました。テレビなどは貴重な情報源となるので避難所にテレビを設置していただきたい。また、避難している住民に不安を与えないためにも情報を随時報告するなど、伝達方法について伺います。

次に指定された避難所まで遠く大変な市民もいました。特に高齢者や体の不自由な方に対して近い場所に一時避難や避難場所をふやす必要があるのではないのでしょうか、伺います。

四つ目に近い将来予想される宮城県沖地震に備えての対応について2点について伺います。一つはチリ地震大津波による避難勧告が午前9時過ぎに発表され、津波第一波の到達は午後3時半ごろと避難までには時間的な余裕がありました。先日、東北大学地震噴火予知観測センターの発表では予想される宮城県沖地震の発生から津波が沿岸に到達するのは短時間で来ると予想し、迅速な避難を呼びかけております。今回のチリ地震大津波と32年前の宮城県沖地震を教訓とし、将来予想される宮城県沖地震に備えた対応を今後どのように生かしていくのか伺い

ます。

次に、今回の津波で避難をした住民の中から飲み物や食料がなく困ったという声が聞かれました。避難所のある町内会の自主防災組織と避難住民との連携で避難所の開設の協力関係の構築と災害時に備え住民が助け合う仕組みが大切と思いますが、市として住民総合の互助共助をどのように進めていくのか伺います。

第2は住宅の施策についてです。狭隘な道路に面している住宅建設の対応等について伺います。

市内の丘陵地や密集地では住宅の空き家とか利用されないままの空き地などが多くなってきています。住宅を建てかえるにも法的な規制があつて思うようにできないなど、あきらめるケースも出ています。定住促進を図るためにも狭隘道路の整備とか市民に積極的に働きかける必要があると思います。小規模開発など、具体的な施策を通じて行政としての指導や相談できる体制などについて伺います。

次に住宅リフォーム補助金制度について伺います。今全国の地方自治体の中では地元業者の仕事起こしや雇用の場をふやし、住環境の整備などに補助金制度を設けている市町村がふえてきています。山形県の庄内町では持ち家住宅建設祝い金事業制度などでは地元建築業者に発注した場合に、施工主に工事費の5%を助成する制度、最大で50万円であります。増築や新築などを対象とし、申請も簡素化するなどの特長があります。横手市では住宅リフォーム補助金制度を設け、工事費の15%、限度額を50万円というものです。石巻市の場合は新市長になってから住宅リフォーム補助金制度を新設し、今年6月から実施しているものであります。補助金対象の工事は費用の10万円以上で費用の10%、上限20万円となるものです。石巻市民からの声では長年住んだマイホームをリフォームしたいけれども、改築費を考えると踏み切れないという声がありました。

本市では個人住宅への耐震化事業を進めていますが、このリフォーム助成制度に対して市民の声も寄せられております。耐震化とあわせてリフォーム助成制度、できないものか当局の見解を伺います。

第3は、福祉についてです。一つは介護保険事業で特定福祉用具購入と住宅改修について伺います。4月30日に共産党市議団では介護保険事業の特定福祉用具及び住宅改修費に関する要望を申し入れました。福祉用具の貸与では車いす、床ずれ防止用具、特殊寝台などがありますが、排泄や入浴など貸与になじまない特定福祉用具購入は同一年度につき10万円を限度額とし

ています。さらに、住宅改修費は1人当たり20万円を限度額で原則1回限りとなっております。福祉用具購入と住宅改修費は一たん利用者が全額を支払い、後で9割が戻る仕組みとなっております。利用者からは一度に全額を支払うには負担が大きく、利用がしにくいという声が寄せられています。仙台市や大崎市のように利用者が1割の負担でできるような制度にするよう検討しているのか。また、どのように実施するのか伺います。

次に子供の医療費助成の年齢拡大について伺います。今全国の自治体で子供の医療費無料化の対象年齢を拡大する動きが広がってきています。岡山県では入院・通院とも中学校卒業まで無料化の自治体は27市町村のうち17市町村、63%となっております。埼玉県では入院・通院とも今年度中には中学校卒業まで無料となるのは70市町村の4割を超える見込みとなっております。宮城県は入院・通院とも2歳児まで無料で、全国的に見ても最低の状況です。隣の利府町では町長選挙の公約で本年10月から小学校3年生まで引き上げ、小学校6年生までについては今後4年間で検討するとしております。

本市の場合は平成21年4月から入院・通院とも就学前まで無料になりましたが、利府町と同じようにせめて小学校3年生まで引き上げるべきではないでしょうか。見解を伺います。また、県に対しては入院・通院とも小学校3年生まで無料にするよう働きかけていただきたいと思えます。

第4は地上デジタル放送についてです。一つは電波障害のある地域への対策について伺います。地上デジタル放送が本年7月より始まりますが、これまでにアナログ放送で受信障害が発生した地域では地上デジタル放送では電波障害が発生しないのか。また、障害を受ける地域に対する対応について伺います。

次に高齢者や低所得者への補助制度について伺います。テレビ放送が高齢者などでは生活の一部となっています。経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない人に対する支援について伺います。また、市民が受信についての相談窓口や悪徳商法についての周知徹底や対応について伺い、第1回目の質問といたします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま中川議員から4点にわたるご質問をいただきました。

初めに、安心なまちづくりについてお答えをいたします。まず、チリ地震大津波に伴う津波警報と避難指示、勧告についてのご質問でありましたが、今回の津波災害復旧に頑張る浅海漁民の方々に、議員各位を初め多くの市民の皆様方から大変温かいご支援、ご声援をいただきま

した。心から感謝を申し上げるところでございます。

さて、今年2月27日のチリ中部沿岸での地震に伴い、気象庁では翌28日午前9時33分大津波警報を発表いたしました。本市では警報発表直後に防災行政無線で初めに注意喚起の放送を行い、11時20分に避難勧告、12時に避難指示を段階的に行っております。この段階的な取り組みにつきましては、本市への津波の到達が午後2時ごろとの予想であり、周知のための時間がありましたことから、当初から避難指示ではなく注意喚起、避難勧告、避難指示とより強い内容に移行することで避難所へ向かう住民が円滑に混乱なく避難できるよう対処したものでございます。避難指示の時間帯についてご質問いただきました。県内で避難指示を行った15市町の状況では、一番早い地区では午前9時33分に出されております。また、一番遅い自治体は午後1時でございました。午前11時を過ぎてからの避難指示が10市町となっております。

今後とも地域防災計画の基準を踏まえ、市民の安全を第一に適切な勧告、指示を行うよう努めてまいります。

次に避難勧告発令人数と避難人数のご質問でありました。本市における津波警報発令による避難対象人数は約1万人でございましたが、実際に避難所に足を運ばれた方々は6.4%の割合でありました。その他、親戚や知人の家に避難した方も多数おられたようでございますが、残念ながら正確な人数が把握できず、今後の大きな課題と認識をいたしており、現在アンケート調査などにより実態の把握に努めているところでございます。

なお、今後も総合防災訓練や防災研修会、出前講座、自主防災組織活動など、あらゆる機会を通じてより多くの市民の皆様には災害発生時の避難の重要性をお知らせをしております。

次に住民の避難行動と避難所の解説についてのご質問でございました。今回、多くの皆様方が残念ながら自動車を利用したため、一時期避難所付近道路が渋滞したとの情報がございました。災害時における車両の利用は避難が困難になるだけではなく、緊急自動車などの通行の妨げになり、二次的な被害が生じることとなります。避難の際にはくれぐれも自動車の使用は自粛いただきますよう自主防災組織、出前講座、防災研修などで啓発を図っているところでございます。また、避難所への情報提供が不十分との声も届けられております。そこで、6月13日の総合防災訓練ではコミュニティラジオ局の活用による市民への最新情報の提供を課題の一つといたしまして、コミュニティラジオは今後に向けた有力な情報提供手段であるという認識をいたしております。今後も関係機関との連携を密にしながら、適切な情報の提供に努めてまいります。

避難所へのテレビの設置につきましてご指摘がございましたが、40インチ型の地デジ対応テレビと室内アンテナを避難所である各学校体育館にそれぞれ1台ずつ設置をさせていただいたところではありますが、なお、不安解消のため随時適切な情報の提供になお一層努力をさせていただきたいと思っております。さらに、自主防災組織の中にはご高齢者や身体の不自由な方々の一時避難場所として町内の民間駐車場を指定している場合もございます。市の指定避難所は小中学校を中心に市内14ヵ所設置をいたしておりますが、身近で安全に避難できる場所を一時的な避難所に活用する方策についても検討させていただきたいと考えております。

また、近い将来予想される宮城県沖地震への対応についてのご質問でございました。32年前の宮城県沖地震では家屋倒壊が数多く発生し、ライフライン等も停止をいたしました。このため、改正建築基準法が施行され建物の耐震強度の向上が図られ、本市におきましても例えば水道管、下水道管を耐震性の高いものに取りかえるなど、災害に強いまちづくりを推進しているところでございます。しかし、今回のチリ中部沿岸地震津波におきましては避難誘導の徹底や情報伝達などの新たな課題が判明をいたしております。現在、関係機関との意見交換会や沿岸住民へのアンケートなど検証作業を行っており、これらの結果も踏まえ、必要に応じマニュアルや防災訓練内容を見直しますとともに市民への啓発活動をなお一層充実をいたしてまいります。

次に災害発生時における住民が果たすべき役割についてご質問いただきました。災害が発生いたしましたときは、まずは自助であります。そして次に共助が基本になるものと考えておりますし、このようなことにつきましては機会あるたびに市民の皆様をお願いをさせていただいております。まずはみずからの身を守り、そして次に互いに助け合うこととなりますが、そのためには日ごろの連携が極めて重要であります。自主防災組織の果たす役割はまさにこの接着剤になるものと考えております。現在、市内では53団体が設立をされており、世帯数による結成率は58.2%であります。今後も引き続き自主防災組織の結成促進に努めてまいります。

次に住宅施策についてお答えをいたします。狭隘道路に面している住宅建設への対応等についてのご質問でございますが、本市では狭隘道路整備事業制度を活用いただきながら、問題解決に取り組んでいるところでございます。この事業は幅員4メートル未満の狭い道路に隣接する敷地に建てかえ等を行う場合にその道路の中心線から片側2メートルの幅がとれる線まで建物を後退する必要がありますので、中心線を確定させるための測量、あるいは後退した用地の整備や既存ブロック塀などの除却に対する助成を本市が行う制度でございます。平成7年

から21年度までの15年間で485件の実績があり、多くの市民の皆様にご利用いただき、安全で良好な市街地の形成に貢献しているものと判断をいたしております。事業の実施につきましては個々の地形や状況などさまざまなケースがございますので、担当窓口を訪れていただきながら現地の確認を含めしっかりと対応させていただきたいと考えております。

また、小規模開発などの誘導により若年層の方々が住宅を建てかえながら本市に定住できる手法などが必要ではないかのご指摘がございましたが、この手法には権利関係の調整、あるいは経済負担、時間などの観点から克服しなければならない多くの課題がまだ残されており、実現に向けては大変厳しいものがあると認識をいたしております。つきましては、現行建築基準法等の的確な運用を図りながら定住促進、人口減少の歯どめなどにつなげてまいりたいと考えております。

リフォーム助成制度の創設についてご質問いただきました。本市では、今現在高い確率で発生が予想されております宮城県沖地震に対応するため、住宅の耐震改修へ補助金を交付する木造住宅耐震改修工事助成事業を促進をいたしております。市といたしましては、やはり安心安全対策が優先されるものと考えておりますので、当面はこのような耐震改修促進をまずは促進をさせていただきたいと考えております。老朽住宅のリフォームの補助等については、その後の課題と受けとめさせていただきたいと考えております。

次に福祉についてお答えをいたします。まず、介護保険事業における特定福祉用具購入と住宅改修の費用についてご質問いただきました。介護保険制度では特定福祉用具購入と住宅改修の費用にそれぞれ支給限度額が定まっており、福祉用具が10万円、住宅改修が20万円と議員の方からご指摘いただいたとおりでございます。利用の際には事業者に全額を一時お支払いいただき、その後、9割を保険者である塩竈市から給付費として支給することとなっております。しかし、一時的にでも全額を支払うことは利用者にとって大きな負担があると考えております。最近では利用者の方々が事業者に1割を支払い、利用者の方が受領すべき9割相当の給付費を本人からの委任により事業者が代理受領する受領委任払いの方法で一時的な負担の軽減を図っている保険者も見受けられます。本市といたしましては、この受領委任払いの方法を取り入れている保険者や他市町の状況等も把握し、また近隣一市三町とも連携しながら制度改正に向けた対応をとってまいりたいと考えているところであります。

次に子供の医療費の年齢拡大についてご質問いただきました。乳幼児医療費への助成制度につきましては、乳幼児の適正な受診機会の確保を目的といたしまして、昭和48年に県の補助事

業として入院の場合は就学前まで、外来については2歳児まで助成の対象となっております。本市では、外来につきましては従来3歳児まで助成対象といたしていたものを、平成21年度からは拡大をし就学前までを対象にすることといたしました。二市三町では七ヶ浜町と利府町が平成20年度から、また多賀城市と松島町が本市同様21年度から実施したことにより、一定程度二市三町地区では足並みがそろったところでございます。また、利府町では、ご質問のように、小学3年まで拡大するとの取り組みが進められているという情報を入手をいたしているところでございます。埼玉県や岡山県の市町村の事例等もご紹介いただきました。乳幼児医療費助成は全国で統一的に実施されておらず、都道府県単位の事業として制度化されてきたため、都道府県や市町村の規模、財政状況等により助成内容等に違いが生じている状況にございます。本市といたしましては、平成21年度から就学前まで対象年齢を拡大させていただいたところでございますので、まずはこの助成内容をしっかりと定着をさせてまいりたいと考えております。また、来年4月から国の診療報酬も改定され、特に小児科医療に係る診療報酬が引き上げられますのでその影響等も見守ってまいりたいと考えているところであります。子供の医療費助成制度は少子化対策の大きな柱の一つとなると認識をいたしております。国に対しては助成制度創設、また県に対しましては外来の対象年齢の拡大等について今後とも強く要望いたしてまいります。

最後に地上デジタル放送移行についてご質問いただきました。初めに電波障害がある地域への対応についてのご質問でありました。市の公共施設が原因となってこれまでのアナログ放送の受信障害が生じていた地域は市内で7ヵ所ございます。そのすべての地域におきまして市はアナログ放送受信のための共同アンテナを設置するなどの対応策を講じてきたところでございます。昨年度、これらの地域に起きましてデジタル放送以降の受信状況を調査いたしましたところ、7施設のうち6施設において障害が解消されることを確認をいたしております。

しかし、新玉川市営住宅周辺の一部地域におきましては、引き続き受信障害が発生するとの結果が出ております。この調査結果を踏まえまして、現在使用しております共同アンテナを改修するなど、地上デジタル化への対応方針を立案し、地域の皆様方を対象とした説明会を行っているところであります。

なお、デジタル放送移行後に支障が発生しなくなる地域の皆様方にも調査結果の説明会を開催させていただく予定でございます。具体的なスケジュールにつきましてはまだ確定はいたしておりませんが、できるだけ早くデジタル放送へのスムーズな移行を目指してまいりたいと考えております。

えているところでございます。デジタル化に伴い、新たに障害が発生する地域につきましては全国の市町村ごとのロードマップが作成され、公表されております。県内では20市町の主に山間部においてのみ発生するとされておりますが、本市では障害は発生しない見込みでございます。

高齢者への補助制度についてご質問いただきました。低所得者への支援につきましては、国は生活保護を受給し、なおかつNHK受信料の全額免除を受けてる世帯を対象として、簡易なチューナーの無償配布やアンテナの工事費を助成する制度を設けております。市では福祉事務所が中心となり対象となる市民の皆様に制度をお知らせしているところでございます。地上デジタル放送への完全移行まで約1年と近づいておりますことから、なお一層の周知に努めてまいります。高齢者への支援についてであります。特に補助制度は用意をいたしておりませんが、地デジ説明会等を開催したり、具体的な問い合わせにつきましては個別に出向いての説明を行わせていただいているところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤貞夫君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に地震関連のことで伺いますけれども、やはり何といたっても安心して市民が避難できるということが前提でありますので、先ほど市長からの答弁もありましたように、私は問題にしてきていたのは時間差の問題と、それと同時に気象庁からの発表と第1波が来るまでの時間、それがかなりあったということが一つ、のんびりしているわけではないんですけれども危険性を感じてすぐそれに対応して避難するとかそういうことではなく、まだ第1波までは時間があるからということでの車の避難で、たしか伺ったところは第二小学校に避難する場合に北浜の道路の渋滞とかそういうことがあって、市民で利用する場合にもなかなかその渋滞に入って動けないでいたということもありますが、あえて駐車場の確保のことを挙げたのは、やはり津波のときに避難するのは車ではなく足で行くんだということが前提だと思うんです。その場合に、見たときに北浜の避難するというときに第二小学校まで行くのになかなか大変だということもあって、どこに避難したらいいのか、高台の一定の公共的な場所に一時避難とかそういうことができないのかという声も寄せられました。

そういう意味で避難をしていく場合に、確かに17ヵ所の避難所が市では指定してはいますが、そこまで到着するまでに相当の時間がかかる。それから車いすとかからだの不自由な方がそこまで行くのに大変だということもありますので、その点での一時的なものも改めて、先

ほどの答弁もありましたけれども、一時避難や避難場所の見直しといいますかそういうことが可能なかどうか検討していただければいいなと思います。

岩手県で津波警報と同時に避難指示を出しているんですよ。そういうところも実際ありますし、本市の場合もあると思いますが、発令の基準というのが先ほどの市長の答弁でありましたけれども、発令の基準というのはどうなっているのか伺いたいと思います。

それから気象庁でチリ中部沿岸を震源とする地震による津波避難に関する緊急住民アンケートというのを青森県、岩手県、宮城県の36市町村で、中で避難指示または避難勧告が発令された地域の住民に対して、電話帳より無作為に5,000名を抽出してアンケート調査を郵便を通じて発送をし回収している。これは40%の回収率なんです。ここで貴重だということがあったんですが、回答で避難率についてあったんですけども、これは気象庁で集計したものですので回答者全体のうちに避難した方、指定避難場所以外への避難や津波が到達しない安全な地域への外出を含む、これで4割弱なんです。避難の必要性は認識していたが避難しなかったというのが6割弱あるということが出ていました。これは塩竈だけではなく先ほども言いましたように青森、岩手、宮城の3県の中からです。

この中で避難先についての質問の中で、避難したと回答した3割台の半ばの方々がその中で34%の方が指定避難場所へ避難している。2割台の方が親戚や知人宅、また2割強の方が屋外の高台へ避難した。指定避難場所以外への避難または外出としたのが59.3%ある。指定避難場所への避難の2倍近くであるということもあるんです。ですから、どうしても指定された避難場所へ行くのに遠かったりなかなか行けないということもあって知人とか高台にある親戚の方、そして高台への避難とかそういうこともありますので、ある一定の見直しがこれからは必要になるんだなと思います。

それから警報、避難指示、勧告についてという中で大津波警報を見聞きした手段は何かということの問いの中で、テレビが最も多くて91.5%です。それで防災行政無線が55.9%、消防団や消防署による広報、これが23.4%でラジオが21.5%で市町村の広報車、これが26.6%。ここで重視したいということは、自主防災組織からの連絡が5.2%と周りの人から聞いたというのが4.9%、約10%を超える人たちがいるんです。ですから、先ほど市長の答弁がありましたように、自主防災組織と避難する人たちの連携、そしてまた避難所での自主防災組織との連携、そういうことが必要になってくるのではないかと思います。

それから避難指示とか避難勧告を聞いたかということの中で、先ほど言いましたように手

段として防災行政無線が6割台、次いでテレビが6割、消防団とか消防車による広報が3割、市町村の広報が2割とそう出ておりますけれども、これは先ほど言ったように似ている部分もあるかと思うんですが、何ととっても市民への避難勧告をどうしていくのかということも本市の場合でも防災無線で相当されると言いましたし、それから広報車での避難勧告とか避難指示なども出されてきております。安心して避難できるようなそういうものは、何ととっても最悪の場合、地震と津波が同時に発生した場合とかそういうものを見たときに、行政無線とか広報車の果たす役割が大きくなっていくのではないかと思います。

それで、岩手大学の地震防災研究センターで避難指示が解除されるまで我慢して待機すべきだと強調しております。このセンターでまとめた中では、第1波が大きいとは限らないと住民がきちんと理解し判断できるよう、行政は正確な情報伝達や啓蒙活動がこれから求められる。そういうこともまとめております。その点について市長の見解をまず伺いたいと思います。

二つ目に住宅の問題について伺いますが、狭隘な道路に面している土地の有効活用ということなんですけれども、何ととっても今塩竈の人口が5万8,000人を切っている。最大で6万2,000人ぐらいの人口があったわけなんですけれども、今のままで私は決していいとは思っておりません。定住人口の定着をどうしていくのかというのがこれからの課題だと思いますし、それから少子高齢化を迎える中で市民が安心して塩竈に住める、塩竈が将来にわたってもここに住み続けられるというそういう施策にとっても必要ではないかと思います。

住宅リフォームの補助金制度のことなんですけれども、多賀城の6月議会で今議会でありますけれども、我が党の佐藤恵子議員の質問で菊地市長は多賀城市への建設職組合と塩竈民商多賀城支部が要望していた住宅リフォーム助成制度を実施すると表明しております。これは長年住民の方からとか出されていたものが今度の議会で多賀城でも実施するということが出ております。そして、石巻の例を先ほど出したんですけれども、住民の方の声を紹介したんですが、一番喜ばれたのは何かということなんですけれども、何ととっても手狭になった住宅の改修もあります。それから台所とかお風呂場、そういうところが一番多いんです。私は先ほども言いましたように、本市でやっている個人住宅への耐震事業と一緒にこのリフォーム助成制度をあわせてできないのかどうか。リフォームをすと思っても耐震もやらなければならない、そういうことも出るわけですから、年々塩竈の耐震化工事を進めていくということが減っております。そういう意味で、耐震化の工事もおわせて進めるようなもの、それから古い建物でもう直してもしょうがないとそういうことであきらめている方も結構いると聞いております。そ

ういうところもいろいろ家族での同居を勧めることとか、それからそういうもののリフォー
ム助成制度とあわせていけば有効に使えることが出てくるのではないかと思いますので、ぜひ
これは先ほども言いましたように全国的には相当ふえてきております。先ほど市長も言ったよ
うに検討するというところまでぜひ踏み込んで実施していただきたいと思っております。

次に質問の中で子供の医療費の問題ですけれども、ようやく21年4月から塩竈市でも入院・
通院とも就学前まで無料になったということもありますけれども、利府と同じように小学校3
年生までぜひ実現できるようにしていただきたい。それは先ほど市長も言いましたが、少子化
対策にとっても必要なことでもありますし、子供たちを安心して住み育てていけるようなそ
ういう環境をつくる意味では必要だと思っております。

デジタル放送ですが、NHKでまとめているいろいろ移行するのにこういう冊子を出しておりま
す。国とNHKによる支援制度というのがあるので、ぜひこれは改修するためにもこういうの
があるということもぜひとらえていただきたいと思えます。住宅、今集合住宅とかそういうと
ころでデジタル放送を受信できるようなチューナーを設置しているところも見せられてきたん
ですが、なかなか操作が難しいんです。ボタンを押してピッピッとやればいいんですけれど
も、チューナーだとどうしてもリモコンを持って押して選局するのになかなかストレートに、
何回も私も見ていたんですけれども、ストレートにいかないんです。それで、もう少し簡単に
できないのかと思うんですが、機械から見るとせいぜいあのぐらいなのかということなんです
が、そういう意味でお年寄りの方というのはテレビが生活の一部ですから、そういう面でもつ
と相談体制とか、NHKでも総務省のテレビでもデジコールセンターというんですか、そうい
うところも設けていますし、デジサポというのもテレビでも宣伝しておりますけれども、そう
いうところをぜひ紹介しながら安心してできるようなそういうものもぜひやっていただきたい。

第2回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤貞夫君） 総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） それでは、津波発表時に係る避難勧告、指示の基準
につきまして、まずご説明申し上げます。

津波警報、特に大津波警報が発せられた場合につきましては沿岸部にいる方に対しまして避
難指示を発表する。それから津波警報が出た場合は、浸水予測地域の住民に対しまして避難指
示を発表する。それから津波に関しましては沿岸にいる方に対しまして避難勧告または指示を
発表する。それから津波注意報につきましては沿岸部にいる方に対しまして避難勧告を発表す

るという基準になってございますが、今回につきましては先ほど市長からもお話がありましたように、本市への津波の到着が午後2時ごろという予想がございまして、避難の時間があったことから、当初から避難指示ではなく注意喚起、避難勧告、避難指示という内容に移行することで市民の方が円滑に混乱なく避難できるように対処したというところでございます。

それから、先ほど避難所と避難場所についていろいろお話がありました。避難所につきましては先ほどのとおり14カ所でございますけれども、そのほかに避難場所といたしまして市内に39カ所、津波一時避難ビルも含めまして設定してございます。これらの地域につきましては今後も改めて市民の方に周知徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

それから先ほど全国の調査事例ということでお話がありました。私ども1,000人の市民の方に対しましてアンケート調査を今実施しているところでございます。約500名を超える方から回答を寄せていただいている。詳細な分析は現在行っているところでございますが、特に今回、今後に備えるべき大きな課題として現在とらえている点が四つございます。

一つは全国と同じような傾向でございまして、避難した方は4割にとどまって、避難しなかった方は6割もいたということ。それから、避難したと回答した方でも避難所に避難した方は約4割、近くの高台、親類や知人の家に避難した方が6割となっていること。それから避難する手段といたしまして車を使用した方が6割にもものぼって、徒歩が約4割にとどまっていたということ。それから4点目といたしまして、第1波よりも高い津波が押し寄せた第3波以前の時刻に自宅に帰宅した方が多かったということがございました。改めて市民の皆さんにこれらの点につきましてお話を申し上げて、津波に備えていただきたいと考えているところでございます。

具体的な教訓としては二つでございまして。津波は2波、3波と何度も繰り返し来襲する。必ずしも第1波が最大であるとは限らない。自己判断で避難しなかったり帰宅を急がないこと。それからもう一つは、避難に当たっては車を使用しないこと。狭い道路が渋滞してしまい津波に巻き込まれて命を落とす危険性があるということでございます。これらの教訓をしっかりと市民の皆さんにお伝えを申し上げながら、今後来るべき地震に備えてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） もう1点だけ伺いますけれども、避難所へのテレビの設置のことで伺いますが、実際今回の場合はどうされたのか。中には校長室の方にテレビがあつて避難所の方

には出されなかったというケースもあったようですので、その点も、確かに体育館という日常の行事とか体育の時間とかで利用したりするということもあると思いますが、そういうときの管理とかいろいろ難しさもあると思うんですが、どんなふうになるのかその点の詳しい事があればひとつ伺いたいと思います。

それと、何といっても改めてもう一度伺いますが、住宅リフォーム制度です。今後、さっきの答弁でまだまだ私は不足していると思うんですが、ほかの、隣の多賀城も石巻もだんだん始めてきているということもあって、一つは市長自身の政策の一端だとは思いますが、今の時代だからこそ、このような時期だからこそ、そういうリフォーム助成制度というのは地元の業者の仕事起こしにもなりますし、台所とか浴室というのは何も建築関係の方ばかりではなくいろいろな業種が対応してくるんです。そういうところも含めてやれば塩竈の業者の方々にとっても有効な一つの手段になると思いますので、ぜひこれも雇用の問題も含めて仕事がなく困ってあしたからどうするかという方もかなりおります。そういう人たちも今だからこそやれる事業だと思いますので、改めて市長の決意を伺いたいと思いますので、最後の質問になりますがよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 避難場所へのテレビの設置につきましては、先ほどのご答弁の中でもご説明させていただきましたが、デジタルテレビをアンテナを設置してなるべく多くの方々にごらんいただくような配慮をいたしたつもりでございますが、なお一層そういうことに努めてまいりたいと思います。

住宅リフォーム制度についてであります。基本的には個人個人の財産であります。どの時点でどういうリフォームを認めるかという基準づくりが実は大変難しいものではないかと考えております。例えば10年でリフォームする、30年でリフォーム、50年でリフォームするという方々を同列で扱っていいのかどうかということ等について、我々ももつとしっかりと検証していかなければならないと思っております。そういったこともございまして、先ほどまずは人命尊重ということで耐震補強を急がせていただきたいというお話を申し上げたところであります。

なお、小規模零細事業者の方々が大変お困りだということについては私も同様の認識でありまして、例えば本年度でございますと集会所の耐震補強50数カ所を予定をいたしておりますが、そういった修繕対策については地域の地元の中事業者の方々をお願いするでありますとか、

先ほど再三ご説明をさせていただいております耐震補強についても、個々のご家庭の方々にはでき得る限り地元業者等の活用をお願いをさせていただいているところでありますので、なお、そういったことに努力をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。（拍手）

○10番（小野幸男君）（登壇） 平成22年度6月定例会におきまして公明党を代表して質問をさせていただきます小野幸男です。佐藤市長初め、当局の誠意あるご答弁をよろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。初めに安全安心のまちづくりについて2点お伺いいたします。

1点目に、住宅用火災警報器の設置についてお尋ねいたします。総務省消防庁は平成23年6月までに設置が義務化された住宅用火災警報器の普及率について、平成21年12月時点での推計結果を発表しております。全国の普及率は52%で、前回調査の平成21年3月時点から6.1ポイントふえたものの、条例で既に設置が義務化された自治体でも60.8%という結果となりました。これまでに新聞、テレビなどで火災の報道を多く見ますが、住宅火災により亡くなられる方の数が後を断たない状況もあります。消防庁が発表した平成21年の1月から9月における火災の総出火件数は3万9,694件、前年同期比で898件の減少で火災による総死者数は1,397人で前年同期比より123人減少しております。

また、住宅火災による死者数は754人で前年同期より95人の減少となっており、このうち65歳以上の高齢者は449人で前年同期より91人減少しておりますが、住宅火災による死者数は59.5%を占めております。今後のさらなる高齢化の進展に伴いさらに増加すると考えられます。また、6割以上が逃げおくれによって被害に遭われております。時間帯では午後10時から午前6時までの就寝時間帯に多く発生されております。

このような状況に対応するため、消防法及び火災予防条例が改正され新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成20年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。住宅用火災警報器の設置により火災を早期に発見し、消火器などで住民による初期消火を行えば火災発生の抑止、また発生しても被害を最小限に抑えることができると思います。

そこでお伺いいたしますが、本市の現在の住宅用火災警報器の設置状況についてお聞きいたします。あわせて市営住宅の設置状況についてもお聞かせください。また、住宅用火災警

報器の設置による火災発生の抑制効果をどのように分析されておられるのか。住宅用火災警報器のさらなる設置推進についての取り組みについてお伺いをいたします。

次に、高齢者や非課税世帯への助成についてお聞きをいたします。住宅用火災警報器の価格は普及が進むにつれて安くなっておりませんが、各家庭に設置する場合、最低でも2台が必要です。取り付け費用も加わりますと高額になり、年金で生活をしている高齢者や非課税世帯の方たちにとって負担が大変との声もあります。また、高齢者の方にとっては自分で設置することも容易ではありません。

そこでお尋ねいたしますが、さらなる住宅用火災警報器普及に向けて高齢者や非課税世帯の方への助成が必要ではないかと考えておりますが、本市のお考えをお聞かせください。

2点目に、AED自動体外式除細動器についてお尋ねいたします。総務省消防庁の2008年救急蘇生統計によりますと、突然に心肺停止した人を市民の方が目撃されたときに、心臓に電気ショックを与えて救命するAED自動体外式除細動器を実際に市民の方が使ったケースは2008年の1年間で2%にとどまっていることがわかりました。AEDは2004年から一般市民の使用が可能となりました。心筋梗塞などで心肺機能停止が目撃されたケースは2万769件で、このうち9,970件が市民により心肺蘇生がなされておりましたが、AEDが使われたのが429件。この数字は2005年の46件に比べますと10倍近くにふえておりますが、まだ使用率は低く、AEDを使わなかった場合の患者の1ヵ月の生存率は9.8%、使用した場合43.8%の4.5倍となり、1ヵ月後の社会復帰率も未使用では5.6%、使用した場合は38.2%で6.8倍とそれぞれ過去4年間のうち最も高くなっております。厚生労働省研究班によりますと、AEDの設置台数は約20万台、医療機関や消防署以外では市民が使える場所として公的施設や商業施設、マンションなどに約15万台と年々設置数が急増する一方で、周知が進まずAEDの使用に不安を抱く人も多いことが挙げられております。

そこでお伺いいたしますが、本市のAEDの公共施設への設置状況とその設置場所の市民への周知状況についてお聞きいたします。また、有効期限のあるバッテリーなどの点検状況についてお伺いいたします。あわせて、AEDをいざというときに使えるために体験できる機会を少しでもふやすことが必要であると思っておりますが、その対応をお聞かせください。

次に福祉行政について4点お伺いをいたします。1点目に、介護保険サービスの住宅改修についてお聞きいたします。介護保険の介護サービスの種類の中に要介護者の方が安心して自宅で生活ができるようにするために玄関や階段、トイレ、浴槽に手すりを設置することや、段差

を解消するなどのバリアフリー化を図る住宅改修のサービスがあります。介護保険では20万円を限度にこのサービスを利用ができ、その1割を利用者が負担することになっております。利用者1割の負担ですので、利用者の方は2万円の支払いで済むわけですが、現行の制度では利用者が一たん費用の20万円を全額支払わなければならない、後で18万円が戻ってくる償還払いとなっており、これが利用者の大きな負担となっております。市民の方から経済が大変厳しい状況でもあり、一時的に立てかえなくてもいいようにしてほしいとの声があります。利用者の利便性向上のためには改善をしなければいけない課題であります。実は、障害者サービスの中に日常生活用具給付事業の中の住宅改修費助成事業があります。これは住宅をバリアフリー化で改修するもので、20万円を限度に1割負担でできるものであり、全く介護保険と同じ制度であります。ただ、違うところは障害者の方が利用するこの制度では一時的に立てかえる必要がなく、市が直接業者へ支払うようになっており、利用者に配慮した制度となっております。

そこでお尋ねいたしますが、障害者の方を対象にした日常生活用具給付事業の中の住宅改修費助成事業と同じように介護保険での住宅改修について利用者が一時的に立てかえることのないように市が直接業者に支払う受領委任払い制度を活用し、利用者の利便性を図るべきだと考えておりますが、市長の見解をお伺いをいたします。

2点目に、高齢者のごみ収集についてお伺いいたします。厚生労働省から2009年9月に発表された資料によりますと、100歳以上の高齢者は全国で4万人を突破したと発表しております。100歳以上の高齢者の数は年々急速にふえており、老人福祉法が制定された昭和38年には全国で153人でありましたが、昭和56年には1,000人、平成10年には1万人を超え、平成21年には4万399人となり、そのうち女性が3万4,952人となっており、全体の約86.5%を占めております。超高齢化社会に伴い、高齢者の1人世帯や高齢者のみの世帯が年々増加しております。本市においては平成21年3月末現在の宮城県の統計では65歳以上の単身世帯が2,479世帯、高齢者のみの夫婦世帯が2,277世帯となっております。このような状況の中、高齢者世帯の問題としてごみの問題があります。高齢者の方が元気なうちはみずから集積所までごみを持っていけますが、高年齢になるとそれも容易にはできなくなり、大変な思いをしている現状があります。高年齢の方でやっにごみだししている方の姿も見受けられます。また、ごみを運べないため友人の方などをお願いしている方のお話も聞いております。このような方々のために何らかの手を打つ思いやりの施策が求められております。

福島市では、平成19年6月から家庭ごみを集積所まで運ぶのが困難な65歳以上の高齢者や障

害者の世帯を対象に市の職員が週二、三回個別に家庭ごみの収集を行い、あわせて声がけを行い安否を確認する福島市ふれあい訪問収集事業が実施されております。この事業を利用するには申込書を提出してもらい、その後収集担当者が申し込まれた方と面談を行い、ごみ収集の日時などを決めることとなっております。収集の作業を行うのは市ふれあい訪問収集係の職員が対応し、収集車1台に2人が乗り、1台で約40世帯を訪問し収集に回ることとなっております。また、同事業では訪問先の高齢者宅で電球の交換やストーブの給油など、日常生活上でのささいなことなどの作業以外にもできる限り対応しているそうです。近隣の方との人間関係が希薄になっている時代に収集職員とのふれあいを心待ちにしている高齢者が多く、市民の方からも大変喜ばれていると聞いております。

そこでお伺いいたしますが、ごみを出すのに大変困難な思いをしている高齢者のために、安否確認を兼ねたごみ収集の取り組みをされてはどうかと考えておりますが、市長の見解をお聞かせください。

3点目に、死体検案書作成料についてお尋ねをいたします。超高齢化を迎えた今日において、例えば孤独死で一人で亡くなられ数日後に発見されるということがあります。そういったときには、亡くなられた原因が病気などではなく犯罪によるものという疑いがある場合や自宅で死亡した場合に、警察は死体を見て犯罪と関係があるかないか、検視を行います。医師が検視に立会い、死因や死亡時期などを記した死体検案書を作成します。私はこの検案書についての相談を受け、内容を聞いたところ、母親が亡くなり家に来た医師から検案書作成で16万円の検案料を請求され驚かれ、なぜこんなに高額なのか警察の方に話しましたが取り合ってもらえず、再度お医者さんとお話をして、結局16万円を支払われたというものでした。お金を払わないと検案書がもらえず、火葬もそして葬式も挙げられず本当に困ってしまったとの相談を受けました。検案料については曜日、時間帯など条件がいろいろあるようですが、遺族の方など大変な思いをして支払っているという現状があります。

そこでお聞きいたしますが、検案料作成に係る料金について適切な基準の設定と十分な説明が必要であると思いますが、その対策と負担軽減のお考えをお伺いいたします。

4点目に視覚障害者の情報バリアフリーの推進についてお聞きいたします。厚生労働省が2006年に行った調査によると、全国の視覚障害者の人数は約31万人と推計され、70歳以上が約半数を占めております。その7割の方は病気などにより中高年になってから目が見えなくなる事例が圧倒的に多い実情から、実際に点字ができる視覚障害者は全体の1割程度にとどまって

おります。現在ではインターネットなどを利用して得られる情報もふえてはおりますが、やはり印刷物でしか入手できない情報は多く、視覚障害者は銀行の預金通帳や各種の請求書や税金に関する通知など、印刷物による情報はすべてだれかに読んでもらわなければ日常生活もままならない環境にあり、著しい情報格差が強いられております。視覚障害者の情報バリアフリー化に向け音声コードの普及が急がれている現状です。音声コードは約800文字の情報を記録できる正方形のバーコードで、専用の活字文書読み上げ装置を使えば文字情報の内容が音声で読み上げられ、視覚障害者の方は耳でその内容を知ることができます。最近では音声コード普及の起爆剤として期待されているのが音声コードを読み取れる携帯電話の開発があります。読み取りを補助する器具、アタッチメントの下に音声コードが添付された印刷物を差し込み、器具の上に装着した携帯電話のカメラで音声コードを撮影すると印刷物の内容が音声で読み上げられる仕組みになっております。

自治体向けには公明党が実現した国の補正予算があり、2008年度第2次補正予算で読み上げ装置の購入や職員などを対象とした研修会の実施に充てられる予算が確保されております。読み上げ装置の購入には1自治体当たり100万円、研修会の実施には30万円を上限として国から全額補助される内容があります。国の補助事業の実施機関は来年度までとなっておりますので、こういったものを有効活用し情報の格差が生じないためにも行政による総合的支援が必要と考えております。そこでお聞きいたしますが、視覚障害者の方に対して情報提供にどう取り組まれるのか、ご見解をお伺いをいたします。また、各種広報印刷物等音声コード化の現状と今後の対応についてお聞かせください。さらには、本市の活字文書読み上げ装置の整備について、現状と今後の取り組みについてお聞きをいたしまして1回目の質問を終わります。ご清聴、ありがとうございました。（拍手）

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から大きくは二つのご質問をいただきました。

まず安全安心のまちづくりの中で初めに火災報知器についてお答えをさせていただきます。火災報知器の一般住宅への設置につきましては住宅火災による死者数の増加を受けまして消防法が改正され、新築住宅につきましては平成18年6月1日から、また既存住宅につきましては本市では20年6月1日から設置と維持が義務づけられております。基本的には寝室と階段室、そして台所に設けることとされております。

本市における設置状況についてでございますが、塩釜地区消防事務組合と連携をとりながら設置促進を図ってきており、現在は1世帯1個以上の設置率は76.5%となっております。ただ、寝室と階段室、そして台所などに適正に設置しておられます家庭は43.7%にとどまっているところでございます。今後も普及促進とともに適正な設置となるように啓発活動を実施してまいりたいと考えております。また、市営住宅における設置状況についてご質問いただきました。19年度と20年度の事業として実施をしており、市営住宅623戸のすべてに設置が完了いたしております。

住宅用火災報知器の設置による火災の抑制効果についてご質問いただきました。昨年、塩釜管内では一般住宅で25件の火災が発生をいたしておりますが、うち6件が住宅用火災報知器を設置しておられました。そのうち、3件は警報音で早期に察知することができましたためばや火災程度で消し止められており、改めてその有効性が証明されたと考えているところであります。また、住宅用火災警報器の普及促進に向けたさらなる取り組みについてご質問いただきました。市といたしましては塩釜消防署や消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等と連携しチラシの配布や家庭訪問、防災訓練等を通じてPR活動をさらに強化をいたしてまいります。ご高齢者や非課税世帯の助成についてであります。先ほどご説明申し上げましたとおり、現状として既に70%以上の方々を設置をされており、現時点で新たな助成制度を設けることは一方では均衡を欠くことになるのではないかと考えております。法的に義務づけられました制度であり、大変恐縮ではありますが、まずはみずから設置していただくべきと考えているところであります。なお、今後も積極的にPRに努めながら塩釜地区消防事務組合管内の構成市町の会議で広域的な取り組みの課題として話し合いをさせていただきたいと思っております。

次にAEDについてご質問いただきました。まず、本市の公共施設へのAEDの設置状況であります。現在本庁舎、小中学校、体育館、壺番館、エスプ等25ヵ所の施設で26台を設置をいたしております。しかしながら、公民館、元町分室等まだ設置をしておらない公共施設も数箇所ございますので、今後も必要な配置を行ってまいりたいと考えております。設置場所の市民への周知状況についてご質問いただきました。多くの方々に緊急時にご活用いただけますよう、施設内では赤い大きなAED設置看板や保管ケースなどを職員や施設利用者から見やすい場所に設け、周知を図っているところであります。また、市内の設置施設の市民への周知につきましては今後とも広報紙などにより実施をし、より多くの方々に緊急時にご利用いただけるよう配慮をいたしてまいりたいと考えております。AEDの点検状況についてご質問いただき

ました。すべてのAEDにつきまして定期的な点検を行っております。また、バッテリーなどの状況を自動点検し、異常があれば通知する機能を有する機種もございますので、今後の導入に当たりましては自動点検が可能な機種を中心に、いざというときに確実な操作を確保できるよう配慮をいたしてまいります。また、AEDを体験できる機会についてのご質問をいただきました。操作講習会をより多くの市民の方々が受講することは、AEDを設置することとともに大変重要な課題であります。これまで市で主催した職員管理委託業者対象の講習会には現在まで約200人の方々に受講をいただいているところでありますが、今後とも消防署と連携を図りながらより多くの市民の方々がAEDに対する理解を深めていただけますよう講習会を定期的に行ってまいりたいと考えております。

2点目の福祉行政についてお答えをいたします。初めに介護保険サービスの住宅改修についてでございますが、介護保険制度では住宅改修の支給限度額が20万円となっております。これを利用する際には、被保険者であります利用者の方々が事業者にまず全額をお支払いいただき、その後に9割を保険者である塩竈市から給付費として利用者の方に支給することといたしております。しかし、ご質問のとおり、一時的にでも全額を利用者の方が支払うことは利用者にとって大きな負担であると考えております。最近では利用者の方々が事業者に1割を支払い、利用者の方が受領すべき9割相当の給付費を本人からの委任により事業者が代理受領する受領委任払いの方法で利用者の方々の一時的な負担の軽減を図っている保険者も見受けられます。本市といたしましては、これら受領委任払いの方法を取り入れている保険者や他市町等の状況等も把握をさせていただきながら、特定福祉用具購入も含め近隣一市三町とも十二分の連携を図りながら実施に向けた対応策をとってまいりたいと考えているところであります。

次にご高齢者世帯のごみ収集について、福島市の事例をもとにご提言をちょうだいいたしました。本市でも高齢化率は26%を超え、ひとり暮らしの高齢者も年々増加の一途をたどっております。そうした中、先日介護支援専門員などで構成する地域ケア会議が開催され、高齢者のごみの出し方が研究課題として取り上げられました。シルバーカーにごみを乗せ、集会所まで運んだり、あるいはごみを小分けにして出したり、いろいろと工夫をされている状況や他市の先進事例についての情報交換を今後も継続して実施していくことといたしております。本市では、現在市内に840カ所のごみ集積所を設置し、地形なども配慮したきめ細かな収集体制をとっております。また、近隣の方々の支え合いで対処いただいているケースも多数あると認識をいたしております。また、こうした取り組みでは困難なケースも出てくるかと思われま

そうした際には介護保険サービスの生活支援援助や高齢福祉サービスの軽度生活援助によるごみを出す際の支援もございますので、ぜひ市の方にご相談をいただきたいと思いますと考えております。

私といたしましては、高齢化社会における日常生活の問題、まずは向こう三軒両隣が相互扶助、共助と言った地域全体での取り組みを第一に考えていただければ大変ありがたいと考えているところであります。

次に死体検案書作成についてご質問いただきました。孤独死などの場合に警察の要請によりまして医師が現場に招聘されて事件性があるかないかを検視により死因の特定をさせていただいております。診療歴のない人の死因を究明することは医師にとっては大変な負担があるようでございます。また、死後の時間経過など、状況に応じて検案作成料にばらつきがあることもご理解をいただきたいと思います。死体検案書の発行費用が一般の死亡診断書に比べ割高の傾向にあることはご指摘のとおりと認識をいたしております。検案書の作成は人間ドックや健康診断と同様に保険上は自由診療の扱いとなります。このため、検案書作成料につきましては各医療機関にその判断がゆだねられており、統一した料金の設定は難しいのではないかとおぼろげに思います。なお、塩釜医師会にお伺いをいたしましたところ、標準料金を5万円と定めているというご回答をいただきました。また、東京都では監察医が検案を行っており、検案書作成料も定額となっているようであります。こうした扱いは検察医制度が前提となっており、本市としてはなかなか難しいものと判断をいたしております。このような状況であり、死体検案書の発行費用に対する本市独自の軽減策を実施することはなかなか難しいものと考えております。なお、生活保護を受給しておられる単身者につきましては、ケースによりましては葬祭扶助の対象となり、公費負担となります。また、一般の方で葬祭費等の負担が大変な場合には本市社会福祉協議会に生活福祉資金貸付制度等も用意をさせていただいているところがございますので、ぜひご相談をいただければと考えております。

視覚障害者の情報バリアフリーについてお答えをいたします。本市では障害をお持ちの方々の自立した生活を支援するため、要綱を定め日常生活用具を給付する事業を実施をいたしております。例えば腕や足の機能回復訓練を行うための特殊診断や歩行補助つえなどの購入などに当たりましては自己負担は1割で、残り9割は市で補助をさせていただいております。また、視覚障害者が携帯用会話補助装置、あるいはポータブルレコーダー、そして拡大読書器などの情報・意思疎通支援用具を購入される際にも同様の支援を行っております。活字文書読み上げ装置につきましては社会福祉課の窓口に1台配備し、ご利用いただいているところであります。

なお、ご質問の音声コード化のプログラムにつきましては、現在の要綱が用具を対象としたものであり、支援対象の中には含まれていないところではありますが、今後の課題とさせていただきますと考えております。

次に資格障害をお持ちの方々に対する広報の取り組みについてでございますが、毎月声の広報を配布をいたしております。これはボランティアの方々から広報紙を読み上げ、それを録音いたしましたものをカセットやCDにダビングし、視覚障害者の方々にお届けをさせていただいております。障害者の皆様方からもご好評をいただいております。市といたしましては長年ご支援をいただいておりますボランティアの皆様から心から感謝を申し上げます。また、ホームページにつきましては掲載基準を作成、視覚に障害をお持ちの方々も見やすいように配色の工夫を行い、あるいは文字の大きさを変えられるような取り組みをいたしております。なお、今後とも障害者の方々によりこの地域社会の中で安心して安全にお暮らしいただけるさまざまな支援策について努力をいたしてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） 丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきますと思います。

まず初めに住宅用の火災警報器についてですけれども、住宅用の火災警報器、万が一の火災発生ときには本当に一刻も早い発見と被害の軽減を図る上では大変有効であるということは皆さんご存知のとおりだと思っております。火災警報器がなることによりまして火事ということを知り、また初期消火というのが非常に大事になってくるわけですが、高齢者世帯の方でも火事になった場合にそれが可能かという、非常に厳しい問題もございます。また、実際に119番の通報も焦ってしまいましてできない状況もあります。火災警報器が設置が義務づけられたということで、火災警報器の音が非常に大きいということで、周りの人が気づかれて通報してくれるというそういったことも聞いてはおりますけれども、そういった点からお聞きしたいと思うんですけれども、消防庁では災害弱者といわれる高齢者の方や体の不自由な方のために119番通報に変わる新たな消防緊急通報システムの普及の促進に取り組んでおられると私が調べたところございました。こういった中には自動的に消防署に通報できるシステムの考え等も入っておられると聞いております。ですので、この辺の何か情報がありましたら教えてほしいと思うんですけれども、こういったことも視野に入れながら今後対策を講じていただ

きたいと思っておりますが、この件についてお考えをお聞きしたいと思います。

また、次にAEDについてでありますけれども、公共機関等は今の答弁でよくわかりました。そのほかに交通機関、またはホテル、またはショッピングセンターなど不特定多数が利用するところのAED、この設置の現状はいかがでしょうか。この点をお聞きしたいと思います。また、小中学校にもAEDが設置されております。小中学校においても事故が発生することは十分に予想されることであります。中学生になれば部活で事故が起きて先生方がいなくて子供たちしかいない状況も考えられると思うんですけれども、以前に小中学校などに講習会などの義務づけをしようかという話も聞いたことがあるわけですけれども、こういったことで現在小中学校を対象としましたAEDの使用法の講習など、こういった取り組みについてどうなっておられるのか。この点お聞きしておきたいと思っております。

次に介護保険サービスの住宅改修についてでありますけれども、障害者サービスの住宅改修の方では受領委任払い制度というのが制度になっていますので、介護保険制度の方もできないということはないと思っておりますので、この点、何とか市民の方が一時的に負担されなくても済むように、この点受領委任払い制度にできるだけ早くしていただきたい。

つい最近、日曜日も言われたんですけれども、高齢者の方の世帯で本当に今度はここを改修するんですけども、1回お金を払わなければならないということで涙を浮かべながら訴えられました。それで、その話を聞いて私も質問することになったのでこれをきちんとおきますところということで帰ってきましたけれども、やはり当事者の側に立って何でも一応判断をしていただきながら検討の方、よろしくお願ひしたいと思っております。また、介護保険サービスの住宅改修について20万円を超えた部分については自己負担となりますけれども、その中でもう少しお金があれば本当にもっと快適な在宅での生活ができると思われることがあると思うんですけれども、また住宅を改修することで施設や病院から在宅へと切りかえられる場合もあることを考えるならば、高齢者の方が安心して自宅で生活できるようにバリアフリー化などの住宅改修について介護保険を超える部分への補助も必要であると考えますけれども、この点当局のお考えをお聞きしたいと思います。

続きまして高齢者のごみの収集については今も本市の行っている状況をお聞きしました。高齢者の方とか体の不自由な方、塩竈は坂とかそういう傾斜があるということもありますし、これは今後超高齢化社会がますます進むにつれて大変な重要な施策であると思っておりますので、ぜひこういった取り組み、検討も今後していただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひ

したいと思います。

また次に死体検案書作成の料金についてですけれども、今標準は5万円ということでお聞きをいたしましたけれども、実際そういう話は私は聞いたことはないんですけれども、当事者は大変だということで大変苦勞をしております。20万円とか24万円を支払った例もございます。そういった中でですけれども、大都市では遺族に全く経済的に負担がかからないようにしております、死体検案書発行費用の600円の支払いのみとの話も聞いております。大都市だからできるとかそういった問題ではないと思うんです。ですから、この点どう考えていられるのかと思っております。また宮城県の場合は検案料の金額は本当に先ほどもお聞きしましたけれども有料で、県内一律にもなっておりません。この点生保でも金額は変わらないと聞いておりますので、福祉関係の方ではこの現状をわかっているのではないかとと思っておりますが、いかがでしょうか。また、こういったことを、これは本市塩竈だけではなく、ほかの市でも状況は同じでございます。ですので、こういったことを本当に声を上げて県とかにみんな一緒になって声上げて働きかけを行って、何とか負担軽減の対策をしていただきたいと強くお願いしたいと思っておりますけれども、この点再度お考えをお聞きしたいと思っております。

最後に視覚障害者の情報バリアフリーの推進についてでありますけれども、石巻市では2008年にモデルとなっておりまして、2008年4月からこの音声コードの添付とか活字文書読み上げ装置、これは11台設置が行われておりまして、個人あての各種通知書または市報など広報紙、またチラシやパンフレットなど市民向けに情報発信をする文書はほぼすべて対象にしているところというお話も聞いております。また、この音声の機械は1台10万円ほどするようですけれども、障害者自立支援法の日常生活用具給付制度というのの対象になっている部分で1割負担で1万円で入手できるというお話を聞いております。それで、また先ほど広報紙などについては声を録音してお話をしているという話を伺いましたけれども、実際視覚障害者の方にこのお話をしたところ、便利になりますねという話をお聞きいたしました。また、その後に出てきたのが広報紙が読めないんですという話をお聞きしております。障害者の方に喜ばれているという反面、そういったこともあるのかなと思っておりますけれども、実際広報紙が読めないと言っておりました。広報紙というものは写真と字が入ってくると何か今のこの音声コードの方式でもちょっと読みづらい、読めないという話も聞いております。やはり写真は写真、字は字とままとまっていると読めるけれども、写真と字が入ってくると違う方式を使うと読むことができるようでありますけれども、この音声コード、こういったものでもちょっと厳しい部分はあるよ

うですけれども、そのほかは大丈夫だという話をお聞きしました。また、あるところでは広報なんですけれども、音声コード版というのを作成しておきまして、それは写真とか絵とか図は除いてつくられているんですけれども、紙面を音声コード化にいたしましてはがきサイズで両面印刷で2枚です。端々に音声コードのそういうバーコードを四つくっつけて裏表で8枚、それを2枚で16枚。16個程度で発行しているようでございます。それを本庁の窓口や福祉担当課窓口を設置し、可能な限りの情報を提供しているということもありました。また、選挙公報についても視力障害者は全く情報がないということでの話も聞いておりました。また、視覚障害者の方からはプライバシーの情報も他人に読み上げてもらわないと確認できないとこのようにした相談もあります。来年初頭には携帯電話による音声コード読み上げ機能のついた機種も登場する、こういう予定にもなっております。そうなれば、視覚障害者の方に限らず小さい文字が読みにくくなった高齢者の方からも大変喜ばれるのではないかと考えております。

点字になじめない視覚障害者の方が本当に多いということもありまして、情報バリアフリーのためにぜひ公文書等への音声コードの添付、また音声コードの読み上げ機器の整備推進を何とかお願いしたいと考えております。この点についてもご意見をいただいて2回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） それでは、私の方からは住宅用火災報知器と連動いたしました自動通報装置についてと、それから市内のAEDの設置の状況につきましてご答弁申し上げたいと思います。

自動通報装置につきましては東京消防庁で導入してございます。これは65歳以上のひとり暮らしまたはお年寄り同士の世帯の方で心身機能の低下や居住環境などから防火的な配慮が必要な方等が利用できるというものでございまして、住宅用火災報知器により火災を発見し、専用通報器から自動的に消防署へ通報されるというものでございます。自動通報装置は大変有効なものとは考えてはございますが、一方、本市では疾病等で日常生活に不安のあるひとり暮らしの方を対象に緊急通報機器を貸与し、急病や事故等の突発的な事態が発生した場合に緊急通報協力員や関係機関でよりの確な救援を行う緊急通報システムを導入しておりますことから、まずはこれらのシステムとの連携が図れないものかどうかも含めまして、関係部署と協議を進めてまいりたいと考えてございます。また、住宅用火災警報器につきましては70デシベル以上の音で火災の発生を知らせるという仕組みになっているようでございます。この70デシベル以上

の音量といいますのは、地下鉄の走行中、窓を開けたときに車内で感じる音に相当するという
ことと聞き及んでございますが、そういう仕組みになってございまして、近隣にお住まいの方
が警報音を聞いて消防署に通報し初期消火が行われたという事例が市内や、それから全国各地
から報告されているという現状でございます。火災を未然に防止するためにも、隣近所のご協
力をお願いするとともに住宅用火災警報器の普及促進に今後とも引き続き取り組んでまいりた
いと考えているところでございます。

それから市内のAEDの設置状況でございますが、AEDを購入いたしますと設置場所を公
表するかどうかのメーカーからのアンケート調査がございます。公表しても差し支えないと回
答した施設につきましては設置状況を日本救急医療財団のホームページに掲載されているとこ
ろでございます。このホームページで確認いたしましたところ、本市以外の施設に設置されて
いるAEDは23台という内容になってございます。本市施設で設置しているものと合わせます
と全体では49台が設置されているという結果でございます。ただし、前段で申し上げましたよ
うに公表を差し控えている施設もあるかもしれませんので、正確な数かどうかについてはその
辺の事情をお含み置きいただければと思います。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） では私の方から市内小中学校のAEDの設置状況につ
いてお答えいたします。

まず中学校については平成18年8月に設置いたしました。小学校については児童に使用する
ことについての安全性の確認を行いまして、20年8月に設置しております。各学校のAEDは
持ち運びが可能な軽量でコンパクトなタイプであり、主に職員室や玄関ホールに設置して
おります。

次に学校でのAED利用のための講習会の開催状況ですけれども、教職員につきましては各
学校救命講習を年に1回しておりますので、その中でAEDの操作についてもしております。
中学生につきましては保健の授業で心肺蘇生法そのものについて学んでおりまして、人工呼吸
も学習しております。また、平成24年度から実施される新しい学習指導要領においては、A
EDについての学習も加わるようになっております。今後とも、消防などの関係機関の協力を
いただきながら講習会を行ってまいりたいと思っておりますし、小学生では学習指導要領で5
年生のけがの防止について理解することや簡単なけがの手当てができるよう学ぶことになって
おり、広く命の大切さを学ぶ中でAEDについての知識も習得させてまいりたいと思ってお
りま

す。AEDの設置と、それを必要に応じていつでも利用できるような体制をすることは児童生徒の生命を守るための最優先の課題と位置づけ、必要な施策を今後とも実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 私の方から補足をしてお答えをさせていただきます。

住宅改修の受領委任払いにつきましては基本的に市長の方からご答弁申し上げたとおりでありますので、よろしくお願いをしたいと思っております。ちなみに、21年度の私どもの実績といたしまして139件の住宅改修がございます。

それから限度額を超えた対応ということにつきましては、現在宮城県の中で支給限度額を超えた部分への補助をしている団体はないと私の方でとらえておりますけれども、なお、状況の把握に努めていきたいと思っております。

ごみの関係につきましては基本的には地域の方々の互助、あるいは助け合いでやっていただけるというのが基本だと思いますけれども、介護サイドの方といたしましても地域ケア会議等の中でいろいろ議論がなされているところでありますので、これにつきましてもなお引き続いて調査研究をしていきたいと思っております。

それから一番最後の視覚障害者の関係のご質問がございました。視覚障害者の関係につきましては基本的にバリアフリーの部分でもっともっと進めなければならない分野だと考えているところであります。私どもの方といたしましてはこの部分につきましては要綱を定めておりますので、かなり広い分野で日常生活用具の給付事業ができるような形にしておりますので、なおいろいろな形で相談に応じながら、先ほどご質問のありました活字読み上げ装置の利用でありますとか、あるいはコードの関係を含めてなお周知なり推進をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後2時58分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（嶺岸淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。19番鎌田礼二君。（拍手）

○19番（鎌田礼二君）（登壇） ニュー市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願いいたします。

いたします。本日は質問の機会を与えていただきありがとうございます。皆様に感謝を申し上げます。

まず市立病院についてお聞きいたします。塩竈市立病院はことし4月より地方公営企業法を全部適用し、事業管理者を置き、改革が進められているわけですが、現在の状況をお聞かせください。また昨年12月の一般質問でもお聞きいたしましたが、市民への優遇措置について再度質問をさせていただきます。特例債返済のため、毎年約7億円もの税金を投入しておりますが、税金納入者である市民は株主的存在ではないでしょうか。したがって、何らかの優遇措置があつて当然ではないかと私は考えています。このことについてどう考えておられるかをお聞かせください。

次に塩竈市長期総合計画についてお聞きしたいと思います。この長期総合計画は今後の塩竈をどうつくるか、今後どう進むのか、今後10年間の道しるべになるものだと私は思います。ことし9月までに策定されるということですが、現在の状況と計画の進め方についてお聞かせください。また、この長期総合計画に大きくかかわっているのが人口問題だと思います。現在塩竈市の人口は減少傾向にあり、この人口減少とその対応についてお聞かせをください。

次に市道の整備についてお聞きいたします。市内を見渡しますと、宮町や本塩釜駅周辺の整備が進んだせいもあり、周辺部の道路の老朽化が目立ちます。建設後かなり年月が経過し、アスファルトの割れや陥没、そして側溝の侵食や風化が見られます。市道の整備計画はどうなっているのでしょうか。また年間の整備予算についてもお聞かせください。

次に市民農園についてお聞きいたします。最近、食の安全に対する意識が高まっており、有機農法や無農薬にこだわり栽培した野菜や果物をよく見かけるようになりました。また、自宅の一角を畑にしたり、貸し農園を利用して野菜づくりを楽しんでおられる方をよく見かけます。土を耕し、野菜を育て収穫すること、そして食することは何物にもかえがたい喜びがあり、命をいただく感謝の気持ちや自然環境の大切さを知る機会にもなっております。隣の多賀城市では田んぼを埋め立てて畑にし、市民農園を開設しておりますが、塩竈市として市民農園の開設についてはどう考えておられるのでしょうか、お聞かせをください。

最後に教育関係ですが、まちの教育力の向上についてお聞きいたします。私は平成19年6月の定例議会での質問から始まり、今回の一般質問で10回目となります。この10回すべてで市立病院関係と教育関係について質問をしております。塩竈市として今後これ以上の学力向上を目指すには学校だけでは限界があるのではないのでしょうか。やはり、地域全体でまちぐるみで子

供たちを育てるという考えが大切ではないかと思っております。市長と教育長の見解をお聞かせください。以上で私の1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。（拍手）

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいまは鎌田議員から5点にわたりご質問いただきました。

初めに市立病院のご質問にお答えをいたします。市立病院につきましては、去る12月及び2月定例会で地方公営企業法の全部適用移行に関連する条例改正の議決をいただき、本年4月1日から全適に移行いたしております。全部適用によって設置した病院事業管理者につきましては伊藤喜和院長を任命をいたしました。この全部適用により制度上変更になったこととなりますが、予算編成や人事など病院の経営に関する基本的な権限と責任が管理者に属することとなりました。今後は公営企業として管理者のもと、独立採算の経営責任を果たすことが明確に位置づけられたと認識をいたしております。当面の課題としては、平成23年度に経常収支均衡を達成し良好な地域医療を安定的に提供させていただくことこそが公営企業法の全部適用の最大の目標ではないかと考えております。

私といたしましては、市立病院の開設者として、また行政の長として今後ともしっかりと市立病院を支えてまいる覚悟であり、塩釜地区唯一の公立病院である市立病院を存続させ、地域の皆様に質の高い公的医療を提供することこそが市民の皆様への負託にこたえるものと判断をいたしております。なお、その他の具体的な内容につきましては病院事業管理者よりご答弁をいたさせます。

次に長期総合計画についてご質問いただきました。議員からご質問いただきましたとおり、この長期総合計画は今後10年間の本市の方向性を明確にするものでございます。まず、これまでの進め方と今後の取り組み方針についてお答えをいたします。第5次長期総合計画の策定につきましては、審議会を初め市民懇談会や地区懇談会、あるいは市民意向調査、企業アンケート、シンポジウムなど市民の皆様から幅広くご意見をいただきながら策定作業を現在進めているところでございます。審議会におきましては、各団体の代表の方々や学識経験者にご参画をいただき、第4次計画の総括や各意向調査結果などを踏まえた課題の分析、あるいは今後の取り組みの方向性などについて真剣にご議論をいただいております。その中では今後に向けた課題は、一つは人口減少の抑制策、また一つは地域資源を生かしたまちづくり、さらには市民力を生かしたまちづくり、そして観光と連携した産業の振興と地域経済の活性化などではないかといったようなことが明確になりつつあります。

また、都市像や政策内容、課題解決に向けて横断的な取り組みを行うべき施策などについても活発なご議論をいただいております。7月3日にはこれまで検討してまいりました基本構想の素案につきまして市民懇談会のメンバーの方々にご報告を申し上げますとともに、あわせてご意見をいただく懇談会を開催いたします。また、市民の皆様方からのパブリックコメントもいただき、それらのご意見等も踏まえ7月下旬にはこれらのご意見を総括し、審議会からご答申をいただく予定といたしております。この答申を受け、長期総合計画策定本部におきまして市としての原案を取りまとめ、9月の定例会に基本構想を提案させていただきたいと考えております。このように、多くの市民の皆様方から数多くのご意見をいただき、まさに市民の総意の集大成としての長期総合計画となるよう、なお一層努力をいたしてまいります。

そういった中で、最大の課題である人口減少とその対応についてでございます。我が国の総人口は少子高齢化の影響で平成17年をピークに予想を上回る速さで減少に転じております。本市におきましては国よりも10年早い平成7年から減少に転じており、5月31日現在で5万7,715人、ピーク時の6万3,000人より約5,000人減少をいたしております。特に20代から40代の若年層の社会流出が顕著で、本年3月末現在の高齢化率が26.7%と県平均より約4%高くなっております。この分、年少人口と生産年齢人口の割合が減少いたしており、地域の経済や市の財政、地域コミュニティなどにも大きな影響がでてくるものと懸念をいたしており、人口減少の歯どめ策が喫緊の最重要課題であると認識をいたしております。

そこで、改めて人口減少の要因を分析するため、昨年12月から今年2月までの3ヵ月間、市民課の窓口において転入175名、転出235名の方々にアンケートにご協力をいただきました。その結果、住居の住みかえが転出入の最大の理由でありましたが、転入・転出ともほぼ同程度の割合となっており、就職、進学、結婚は転入の割合より転出の割合が若干高い状況でありました。ただ、結婚を理由とした転出は約20%に達しているのに対し、転入は13%と差が大きくなっております。また、転出先の市町村を選んだ理由としては勤務先に近いと回答した方々が約48%に達してございました。これらの事から若年層に対する良好な居住環境や雇用機会の提供などまちとしての総合的な魅力を向上させる施策が必要と改めて認識をいたしたところでございます。これらを踏まえ、第5次長期総合計画では人口減少抑制策を最重要課題と位置づけて取り組んでまいります。多くの方々に「住み続けたい、住んでみたい」と言ってもらえる塩竈となりますよう、定住促進プロジェクトなどを設定し子育てや教育環境の整備、雇用の確保、そして快適な住宅地の整備など総合的視点から人口減少に歯どめをかけることのできるまちづ

くりを進めてまいります。

次に市道の整備についての中で、その整備計画と予算についてのご質問でありました。市道整備につきましてはこれまで幹線ネットワークを形成するような大規模な道路整備事業を優先的な事業と位置づけ、都市計画街路事業として取り組んでまいりました。また、工事規模が広範囲となる中規模の市道整備に関しましては、例えば生活対策臨時交付金や経済危機対策臨時交付金などの国の補助制度を最大限に活用して対処をいたしております。昨年度は市内6カ所で道路冠水解消や舗装改修、橋の段差解消などの事業を実施をいたしております。本年度は21年度第2次補正予算のきめ細かな臨時交付金4,700万円を有効活用し、工事が広範囲にわたる箇所での路面の補修や安全対策を予定をいたしているところであります。

さらに、市民生活に密着する生活道路などの小規模な工事につきましては市の単独事業としての道路維持費予算で対処をいたしております。本年度は予算額1,985万円でございますが、関連工事との工期を調整するなど、予算をでき得る限り有効に活用しながら、議員の方からもお話いただきましたが、路面の補修や側溝整備等を行いますとともに、安全対策に留意した道路整備を行ってまいります。なお、市道整備にかかる要望につきましては歩行環境の改善や舗装の破損補修、側溝修繕など多岐にわたり、範囲も局部的なものから地域全体に及ぶものなどさまざまでございます。限られた予算の中での整備となりますことから、現地確認を速やかに行い、危険度や小中学校、福祉施設などの公共施設との近接度合い、交通量、沿線環境等を総合的に判断して優先順位を定め、でき得る限り市民の皆様方のご要望におこたえできるよう対処いたしてまいります。

次に市民農園についてお答えをいたします。近年は農業が持つ自然との触れ合いや産物による食育の効能や農作業を通じて培われるコミュニティ形成機能などが見直しをされており、家族や知人と農作業を楽しむ方々がふえているものと認識をいたしております。また、都市住民にとりましては、生活に潤いや安らぎをもたらすものであり、非常に大切なものと考えております。本市の市民農園は、以前は4カ所ございましたが、残念ながら十分な活用が図られないまま現在は市北部地域に個人の方が運営する1カ所だけが存続をいたしております。

近隣の自治体では多賀城市に7カ所、松島町に3カ所、七ヶ浜町に1カ所、利府町に5カ所の貸し出し農園がございます。このうち自治体が開設しておりますものは七ヶ浜町と利府町の各1カ所となっております。本市は近隣市町に比べ市域が狭く、人口密度も高く、丘陵地も多いため、適地を確保することがなかなか困難であり、農地そのものも極めて限られている状況

であります。さらに、これまでは市民からの要望自体が少なかったため、問い合わせがありました場合には先ほどご紹介をさせていただきました個人運営の農園等を紹介をさせていただいております実情でございます。

最後に教育についてお答えをいたします。議員の方からまちの教育力の向上のためにはやはり地域ぐるみ、まちぐるみで今真剣に教育について考えていくことが必要ではないかという大変示唆に富んだお話をちょうだいいたしました。私も全くそのとおりでないかと思っております。児童生徒の学力向上につきましては、本市では平成20年度に策定をいたしました塩竈市学力向上プランに基づき、わかる授業の創造と学習習慣の確立を最重要課題に位置づけ、市独自予算も計上しながら全力で取り組んでいるところでございます。この結果、21年度の全国学力学習状況調査では前年度に比べ県や全国平均を上回る学校がふえるなど、着実に成果があらわれつつあるものと考えております。このまちの未来は、まさに子供さんたちにかかっております。今後も思いやりの心、健康な体、豊かな創造力を培うとともに、塩竈の将来を担う子供たちの学力向上を図るため、学校を中心に保護者や市民の皆様との連携をなお一層深めながら取り組んでまいりたいと考えております。

今後の具体的な取り組み内容につきましては教育長からご答弁をいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。私からは以上でございます。

○副議長（嶺岸淳一君） 伊藤市立病院事業管理者兼院長。

○市立病院事業管理者兼院長（伊藤喜和君） それでは、私から地方公営企業法の全部適用後の状況についてお答えいたします。

初めに、本年4月の全部適用移行に際し、市立病院事業管理者に拝命されました責務を認識する中で、経営責任者として平成23年度での経常収支均衡を目標に市立病院の独立採算を確立し、より質の高い医療の提供に全力を傾けてまいりますので、今後ともご支援、ご理解よろしくお願い申し上げます。

全部適用後の状況につきましては、まず病院事業の独立採算を図るための一つの手法として病院の業績に連動する勤勉手当支給を見直しております。具体的には、市職員は6月と12月にそれぞれ0.7月分ずつ、計1.4ヵ月支給される勤勉手当を病院事業の職員については0.4月分ずつ、計0.8ヵ月の支給といたしました。差額の0.6月分につきましては業績に応じた給与のあり方としまして支給月を3月に変更し、病院事業の収支状況に応じて資金不足が生じるような場合には月数を減らして支給し、逆に収支状況が大幅に好転した場合には月数をふやすこと

が可能となる制度にいたしました。

また、全部適用に移行したことに伴い、今年度より病院におきまして職員採用を行うことが可能になりました。職員の専門性と経営能力を向上させるため、病院でのプロパー職員の採用を段階的に行ってまいります。さらに、病院の経営方針を明確にするために、私から病院の全職員に対しまして4点の市立病院の診療方針を示し、意識改革に取り組んでおります。

一つは地域住民のニーズに即した医療の提供、二つ目には消化器系を中心とした特長ある医療の提供、三つ目に救急医療の提供、最後に地域医療機関との信頼関係の構築を柱とするものであります。この診療方針に基づき、病院職員一丸となって優秀な医師の確保を前提といたしまして、新たに行う外来も含め診療の充実、救急隊との連携を図りながらさらなる救急受け入れにも取り組んでまいります。また、塩釜地区での唯一の公立病院としまして、地域の皆さんに安心安全で質の高い医療の提供に取り組んでまいりたいと思います。

経営健全化に対する取り組みとしましては、病院内におきまして経営健全化会議というものを行っております。昨年度は資金、現金ベースで黒字化を達成することになりましたが、ことしもそういう目標に向かいまして、私みずからも院長となりまして陣頭指揮をとっております。毎月、あるいは適宜会議を開きまして、その中で経営健全化するためのいろいろな議論を重ねているところであります。今後も管理者に付与されました経営責任を果たしまして機動性、柔軟性のある病院経営と職員の意識改革に努めてまいります。

次に市民の方の利用に際しての割引などの優遇措置についてというご質問でございますが、病院・診療所での診療というのは我々保険診療を行っております。これは療養担当規則なるものもありまして、こういう方式で診療しなさいという決まりもあるんですが、いわゆる国民皆保険制度のもとでどこでもだれでもいつでも一定の料金で医療を受けられるよう診療報酬制度というものがベースになっております。全国の病院・診療所に共通した制度として運用されておりますことから、診療に際して特定の方々に優遇措置を講じることはできない仕組みとなっております。市立病院に来られる患者の皆さんは地域を問わず大切な患者様でありまして最善の医療を提供していくことが地域医療に貢献する市立病院の使命であると考えております。

まず、私たちとしては市立病院をしっかりと経営の足固めを行いまして、平成23年度の経常収支均衡を達成し、市立病院を存続させていくことで地域医療の充実を果たす役割を担ってまいりたいと思います。その中でさらに質の高い診療を提供できるように最善の努力を払い、急速に進む高齢化社会に対応する在宅医療、さらに救急医療など不採算な医療にも取り組みまし

て、市民の皆さんの安心安全に貢献してまいりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 私の方から学力向上の具体的な取り組みについてご説明いたします。本市では知・徳・体のバランスのとれた塩竈の子供たちを育てることを重点施策に掲げ日々努力しているところでございます。その中でも学力向上については、先ほど市長も申し上げましたが、最重要課題ととらえ塩竈市学力向上プランに基づきわかる授業の創造と学習習慣の確立を柱に取り組んでおるところでございます。

まず分かる授業の創造につきましては、やはり教員の指導力の向上が不可欠です。本市におきましては指導主事、学校教育課長が去年は50回、今年度も継続して行っておりますけれども、学校を訪れ直接指導した教師に実際の授業を指導している教師の授業を実際に参観し、子供たちがもっと学びたいと感じる授業づくりのために日々指導助言を行っているところでございます。

二つ目の柱ですけれども、学習習慣の取り組みについてですけれども、本市の児童生徒の家庭で学習する時間が全国的にも低いようです。家庭との連携により家庭学習の習慣化を図っておるところでございます。そのために、学力向上検証チームを組織し家庭学習の手引きや家庭学習カードを作成し家庭での学びの手助けをしておるところでございます。また、本市独自の取り組みである塩竈サマースクールも3年目になりました。サマースクールは学習の仕方や学ぶ楽しさを味わわせることにより学習の習慣を図ることをねらいとしております。今年度はこれまで4年生からでしたけれども、今年度から対象学年を拡大し小学3年生から対象にしております。また、新たな取り組みとして今年度は保護者の方にもぜひご協力を願い、教員の補助として保護者の方々のご協力をいただきながら、さらに子供たちの学習の様子を理解していただきながら、家庭、地域と一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、4年生を対象にしてございました浦戸学習合宿については去年は定員の倍近くありましたので、今年度はその定員30名を60名に拡大し、2班体制で実施する予定でおります。さらに、学習の基礎となる基本的な生活習慣の確立を図るため、早寝早起き朝御飯の運動を今後とも継続していきたいと思っておりますし、やはり議員のお話のとおり、家庭と地域とが大事ですので、例えば家庭学習の習慣にしても保護者の方の声がけも大切でありますので、それらについても今後とも保護者の方に呼びかけていきたいと考えております。

地域、家庭と学校、教育委員会の連携を充実させながら学習の基礎基本の定着を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） では、2回目の質問をさせていただきます。

まず市立病院関係ですけれども、管理者がリーダーシップをとって頑張っているんだなということを感じておりました。ちょっと心配されるのは、ことし4月から始まっているわけですが、4月、5月期の収支はどうか。ちょっとわからないところはあるんでしょうけれども、雰囲気としてはどうか、その辺をまずお聞きしたい。それから労使関係についてはいかがなものなのでしょうか。やはり機械やら何やらも大切なことですが、人間関係が一番大切なことで、この労使関係が最も大切なことではないかと思うんですが、その辺についてもお聞かせください。

それから優遇措置なんですけれども、先ほど言われた理由でそれは納得はするんですが何かほかの形といいますか市民に何とか還元する方法はないものか、方策はないものか。その辺はちょっと考えられないのでしょうか。その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから長期総合計画についてですけれども、やはり人口問題が大きなファクターになって、これを解決しないことには元気ある塩竈には復活できないのではないかと私は思うわけですが、そういった中で、具体的に今から修正、この長期総合計画、ほぼできかかっているところだろうと思うんですが、修正できるかどうかはわかりませんが、何らかの人口増加対策を盛り込む形で進めればいいのかと私は思うんですが、例えば具体的に言えば市営住宅関係は今かなり入居待ちが多いわけです。抽選でもなかなか入れないというところもありますし、こういった市営住宅を建設をすとかないしは老朽化した市営住宅を新たに建てかえて少し戸数の多い高層化を図るとかそういったことで人がまずふえるのではないかと。それから前回の議会でも言わせてもらいましたが、住民税も塩竈に転居してくる場合は何年間かは住民税を猶予すとか。それから先ほども教育関係にもこれが加わってくるわけですが、教育レベルのアップがこれまた大きなファクターになり得るのではないかと私は思うんです。今全国平均を上回る学校が出てきたといっても、中ほどからちょっと上ぐらいただろうと思うんですが、県内でも塩竈市がトップクラスだとかないしは全国的にもかなり上位だとか、そういうことになれば若い人たちやら何やら所帯を持って塩竈で子育てをしようという、子供を育てようというそういう関連の人たちの増加も見込めるのではないかと私は思うんですが、そういうこと。それから

他市町村にないような子育ての支援も必要ではないか。ありきたりの支援ではちょっとあれなので、塩竈独自のそういった支援等が必要ではないか。

それから近所のお母さんからちょっと相談を受けたんですけれども、放課後児童クラブに入りたいんですがなかなか入れない、これも待機待ちがあるということなんです、保育所、それからあそこの放課後児童クラブ関係のそういった待機待ちがあるのかどうか、どんなぐあいなのか、これをお聞かせ願いたいと思います。それから先ほど中川議員さんからお話があった子供医療の助成ですか、こういった拡大も一つの施策になるのではないかと思いますので、今後考えていただければと考えております。

それから市道の整備についてですが、市内各地をちょっと見回しますとかなり老朽化している道路が見受けられる。そんな中でもこの間私が見た道路で、伊保石の谷間に走っている道路部分なんですけどもう側溝がない。一部だけ側溝がありますがほとんど側溝がない。ですから、雨が降ると道路自体が川になってしまう。それだけで済むならいいんですが、その道路から自宅の形に近隣の住民のところに水が入ってくるというそういう道路があるんです。各家庭でそれは何らかの対策をとっているんですけれども、本来はこういったものは市で対策をとるものであって、本来これは側溝をきちんとつけば、整備をすれば済むような状況だと私は素人考えですがそう思っているわけですが、そういった先ほど言われた話で言いますと小規模の道路整備費になるんでしょうか。これが1,985万円ということは塩竈で1,985万円、これはかなり余りにも少ないのではないかと。どうしても生活道路になっているわけですから冬場は凍結もしてなおかつ近隣の人たち以外に近道になるようで大分通行量も多いという話も聞きますし、この整備費、少しでも上げていただいて早急な整備をお願いしたいと思います。

それから市民農園についてですが、市民農園、先ほど細かな説明をいただきましたが、塩竈市として借り受けをして市民農園を開いたら、先ほど市長さんが言われたようなメリットがかなりあって、市民に潤いもできて心の広いそういった人たちもかなりできるのではないかと思いますが、そういったものに利用できるものではないかと私は思うわけなんですけれども、市内を見ますと空き地が結構ありまして、そういったものを埋め立てをしたり土盛りをしたりして畑にかえて市民農園として貸し出しをするということも可能ではないかと考えています。また、先ほど伊保石の方で先ほど塩竈で1件あるということなんですけれども、個人的にやられて。話をちょっとお聞きすることができたんですが、どうも税金を納入するのが大変だと。その市民農園を貸し出した料金で税金も何もなくなってしまう。かえって出費があるんだという話なん

ですが、こういったものを借り受けをして税金を免除して市で運営するという形であればやれるのかなと思いましたが、そういったことも考えられないのかどうかちょっと回答をお願いしたいと思います。

それから教育関係ですが、毎回私質問させていただいているんですが、サマースクールとかいろいろな施策が出ている、対策が出ているわけですけれども、これは通年を通してのことでなく夏の一時期とか私から言えば毎年少しずつ充実はしてきているものの、やはり小出しにしていると言いますか画期的に市全体が取り組んで将来を担う、塩竈市を担う将来の子供たちを市全体でまちぐるみで育てるんだという、そういうことが本当に求められている時期ではないかと思うんです。そんな意味で、これは私やら教育長だけが考えてはあれなので、やはり市長が決断をされて塩竈市としては20年につくられた学力向上プラン、これを再見直しを行って画期的なそういったまちぐるみで取りかかるプランに充実した形で進むというそういう考えはないものかどうか、市長の見解をお聞きしたいと思います。これで2回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） それでは、人口減少に対するご質問でございますので、まず私の方から答弁申し上げます。人口減の影響につきましては町のにぎわいや衰退につながることから、定住人口の確保は第5次長期総合計画の中でも喫緊の課題といたしまして位置づけてございまして、先ほど市長からも申し上げましたように、人口定住促進プロジェクトといたしまして住環境や子育て、教育環境の整備や中心市街地の有効活用、北部地区における住宅開発などを想定しながら各分野で検討を進めているところでございます。現在、既存の公営住宅も含めた今後10年間の公営住宅のあり方や方向性を定める市営住宅長寿命計画を策定中でございまして、今後の住宅需要を見通しながら公営住宅の供給量につきましても検討を進め、公営住宅のあるべき姿を取りまとめていく予定でございます。

一方、若年層を対象といたしましたソフト施策も重要なことでございますので、特色ある教育環境の整備、それから子育て支援策といたしまして例えば若年層の世帯の新築転入者の固定資産税の減免などについても検討を加えてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○副議長（嶺岸淳一君） 伊藤市立病院事業管理者兼院長。

○市立病院事業管理者兼院長（伊藤喜和君） それでは、私の方から労働組合との状況はどうなっているかというご質問にお答えいたします。労働組合との協議につきましては、まず全適

用移行するに当たりまして勤勉手当を市立病院の業績に応じて支給する見直しにつきましては、労働組合と昨年度に交渉を重ねながら、今年3月17日に覚書を締結いたしました。そして、労使合意の上で制度化いたしましたものであります。さらに、現在職員の勤務状況などに関する労働協約につきましてもその基本内容の確認を労使双方で行う中で詰めの作業を行っておりまして、大筋での合意が図られる状況になってきております。また、全部適用の4月以降、労働組合と経営状況や改善事項の進捗状況などについて情報交換を密に行っていくために定期的に情報交換、協議する場を設けており、これまで2回開催しております。

市立病院の経営の安定化を図り、今後富谷町も公的病院として地域医療に貢献し続けていくとの思いは労使を問わずひとつとするところでありますので、労働組合との毎月定期的な協議を行いまして労使協調のもとで市立病院の経営健全化、質の高い医療の提供に努めてまいりたいと思います。

それから次の質問で、市民への優遇は何とかならないかというご質問でございますが、前にもお話ししましたとおり、当院は保険医療機関として指定を受けておりますので、保険診療に基づいた診療を行っていかなければなりません。そういうわけで、全国統一の診療報酬制度というのがありますので、それに基づいての運営ということになりますのでご理解をお願いしたいと思います。我々の果たす使命というのは病院をきちっと安定経営させていただくということも大事なことであります。そして、質の高い医療を市民初め地域を問わず大切な患者様に提供していくということだと思っております。そして、救急医療、それから高齢者医療、特に在宅医療、こういうものにおきましても塩竈市民含めまして地域医療の充実のためになお一層取り組んでいくことがまずは市民の皆さんの安心な生活につながってくるのではないかと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 私の方から塩竈市の学力向上の特色のある取り組みとしては先ほどお話ししましたサマースクールとか浦戸合宿がありますが、これは子供たちに学ぶ楽しさを、習慣化を図るものですからこれが1年間通して子供たちがこのサマースクール等に来ることによって勉強の楽しさがわかってもらえるということが一つのきっかけになるようなことを考えておりますけれども、今後ともこれについては充実させてまいりたいと思っておりますし、また塩竈市の取り組みといたしましては去年議会の方でもお認めいただきました小学校5年生を中心とする少人数指導の教育と教員補助者を配置、小学校、浦戸を除く各学校に配

置していただいておりますけれども、これについても先ほどお話ししました指導主事、学校教育課長等中心になって直接職者の先生方も含め校内の先生方も一緒になって授業後の話し合い等を進めており、教員の指導力の向上を図っておるところでございます。

学力向上プランについては20年度から3ヵ年の計画でしたので、来年度新たに見直していきたいと思っております。以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 菅原市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（菅原靖彦君） それでは、私からは4月、5月の収支状況はどうだったかということについてお答え申し上げます。本年度につきましては昨年度に続きまして2年連続での現金収支ベースでの黒字化ということを目指しているわけですが、収支状況につきましては、当然ではございますが患者様の数に影響されてくるということでございます。中でも病棟の病床稼働率の方に左右されますので、その辺をちょっとご報告いたしたいと思っておりますが、4月以降の病床稼働率でございますけれども、年度の当初は若干低目の滑り出しではございましたけれども、5月末以降大変高くなってきております。現在の病床稼働率は100%に近いような状態で推移しているところでございます。そうしたことから医業収益の方も増加してきておりまして、目標値との比較ということでは年間の目標値が24億7,000万円でございますが、これを相応の期間で期間割をいたしましたような数値ですと6月の前期までぐらいの期間割をいたしますと4億3,700万円が相当する目標値ということになってまいります。それに相応する実績が4億3,000万円でございますので、700万円の差がございますけれども目標額に近い金額になっているという状況でございます。今後とも目標額を達成できますよう改革プランの目標値を達成できますよう取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形均君） 待機児童の関係でご質問ありましたので、お答えいたします。まず、保育所のご関係でございます。ことしの5月20日の民生の協議会にも4月1日現在でご報告申し上げますが、塩竈市の場合待機児童は保育所についてはございません。6月現在でも待機児童は今いないという状況になってございます。それから放課後児童クラブ、現在9クラブで運営しております。今年度二小、杉小のなかよしクラブを各1クラブ増設いたしておりますし、懸案の玉小につきましても30名から45名に増員しているということでございます。指導員につきましても7名増員しているという状況でございます。4月1日並びに現在の段階で待機児童はないという状況でございます。

○副議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 市道の部分についてご質問がありましたので、私の方からお答えをしたいと思います。伊保石という地名が出されましたので伊保石についてご回答したいと思います。伊保石、ご存知のように開拓しながら建設されたということもございまして、側溝などが少ないという実情にございます。そういったことで、地域の方からたくさん要望が出されておりますので、年次計画でこれまでも進めてきたところでございます。お尋ねの箇所で、確かに水が入って困るという実害がある状況であれば、早速現地の方を確認させていただいて可能な限り対応できる状態にしていきたいとこのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 荒川産業部長。

○産業部長（荒川和浩君） 市民農園について、土地の提供を受けて開設することについてでございますが、一般的には市民農園を自治体が運営する場合には耕地の区画整理やかん水、駐車場、それからトイレなどの施設整備はもちろんでありますが、利用者の利便に対する責任など公設であるがゆえに相当の責任が伴ってまいると思います。そのため、具体化に当たりましては市民のニーズや公設セクターがどのように関与すべきかという検討を踏まえた判断が必要になると思われまます。また、平成17年9月に特定農地貸付法が改正されました。その中で企業やNPO法人が市民農園を開設することが可能となりましたので、このことにより最近の貸し出し農園は民間やNPO法人などによるものがふえております。本市におきましても民間のノウハウや主体性をおもてに出していただいた自主的な取り組みを展開していただけるよう期待しているところであります。なお、本市には自然豊かな浦戸諸島があります。桂島の休遊地においても菜の花畑やそれから食用ホオズキ栽培、それから寒風沢においてはお米を利用した酒づくり等々にチャレンジしている方々も多くおられます。今後離島振興や交流人口の増大を図る観点からも浦戸での活動についても検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 鎌田議員から市長として学力向上についての思いはというご質問をいただきました。市長就任以来8年目に入っております。あらゆる機会をとらえて学校の授業参観、あるいは子供さんたちと一緒に給食を食べさせていただいたり運動会に足を運んだり、あるいはさまざまな学習発表会等々にでき得る限り私も学校の現場に足を運んでいるつもりであ

ります。これは我々行政と学校で学ぶ子供さんたちの意思の交流をしっかりとやっていかなければならないと感じておりますし、またそこで教育を担当されておられる学校の先生方と我々行政との意思の交流というものも大変重要ではないかと考えており、そのような取り組みを8年間続けてまいったつもりであります。また、教育委員会等にも私も臨時で出席をさせていただき、我々行政として本市の教育の向上にかける思い等も述べさせていただいております。また校長会等にも足を運ばせていただいているところであります。

総論でまち全体として教育を考える、これはまさしくそのとおりであります。しからば、各論としてそれぞれができる役割を本当にしっかりやっていけるのかどうかということではないかと思っております。例えば我々行政と先ほど申し上げましたような学校の教師の方々との意思の交流であります。あるいは生徒さんたちと我々が本当に同じ目線で話をさせていただく機会があるのかどうかといったようなことであります。そして議会の皆様方と恐らく学校の先生方との交流というのも大変大切になってくるのではないかと考えております。そのようなさまざまな取り組みを深めていく到達地点がまさに塩竈市の教育力の向上ということになるものと、私は考えているところであります。今後もさまざまな機会にそのような意見交換を行ってまいりたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 3回目の質問をさせていただきます。まず市立病院の関係ですが、診療報酬から外れるものもあって、何か融通がきく、市立病院独自として融通きくものがあるということをちょっとお聞きしたような気がするんですが、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。それから伊保石の件ですが、予算が少なければ2年計画とか3年計画とか分割して進めるとかそういう形がいいのではないかと思いますので、とりあえずは少しでも早い着手をお願いしたいと思います。

それから最後に私にちょっと寄せられた手紙がありましてこれを紹介して最後の質問にしたいと思います。毎回、私市立病院の質問をしているので市立病院をつぶす気なのかと言われてたりもするんですが、決してそうではなくて市民に慕われる経営が健全な病院になっていただきたいというそういう願いからいつも質問をしているわけです。ちょっと読ませていただきます。塩竈在住の方から手紙をいただきました。

「塩竈市立病院に感謝します。塩竈市立病院内科の佐野先生に診ていただいている患者です。常に診ていただいている病気のほかに頭が痛いことを話すと、先生は早速MRI検査をしてい

ただき、結果は未破裂動脈瘤との診断でした。すぐに専門病院で詳細な検査を受けることを勧め、患者の希望する病院に紹介状を書いていただき、専門病院に対しても迅速な行動をしていただきました。専門病院での検査でも塩竈市立病院の佐野先生と同じ結果で、その後開頭手術を行いました。開頭手術の状況をお聞きしたら、いつ破裂してもおかしくない状況であったとのことでした。おかげさまで、手術後体には何の障害もなく元気になり、佐野先生が第一に患者の身になって迅速な行動をしていただいた結果であったと深く感謝するとともに、塩竈市立病院にすばらしい先生がおられることに感動いたしました」という塩竈在住の方から私にファクスをいただきました。ご紹介をして3回目の質問とします。

○副議長（嶺岸淳一君） 伊藤市立病院事業管理者兼院長。

○市立病院事業管理者兼院長（伊藤喜和君） 鎌田議員の今のお手紙、本当に病院としてもうれしく思っております。みんなの先生がこういうふうに感謝されるように、私の方からもまたいろいろ話もしていきたいと思っています。鎌田議員おっしゃるように、市民の方に優遇措置ということは本当にそうできればいいと私もそれは思いますが、なかなか保険診療でやっている限りにおきましては厳しいところがありまして、私たちとしましては救急とか高齢者医療、そういうことで市民でできるだけ貢献してまいるとそういうことで市民の方に役立っていきたくてそう思っています。確かに議員おっしゃるように健康診断とかほかの面におきまして考えられなくはない部分も確かにございます。保険診療外ではまたいろいろ考えてみる必要はあるかと思いますが、でも地域の住民に等しく医療をやるということの方が肝心かと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 8番伊藤博章君。（拍手）

○8番（伊藤博章君）（登壇） チェンジしおがまを代表いたしまして通告に従い質問を行います。

さて、私は小さな市役所で大きなサービスを提供する行政組織を実現すべきと考えております。自主自立という地方分権の基本理念を実現するためには住民満足度の高い住民参加を目指すべきという私の基本姿勢を明確にした上で質問に入ります。

まず財政健全化の取り組みについてお尋ねをいたします。本市の財政健全化の取り組みについてまず市長より御報告をお願いしたいと思います。あわせて、地方財政の運営上、市債の発行は必要不可欠だと思いますが、引き受け先としては公的資金と民間資金があります。今後は民間資金に依存することが求められていると思いますが、本市の資金調達に関する考え方を伺

います。

次に宮城県環境税導入に伴う本市の対応についてお尋ねをいたします。宮城県は独自課税として環境税の導入を決定いたしました。税導入目的には理解するところもありますが、しかし、余りにも県民への説明が少ないと感じておりますので、まず環境税の制度設計についてご説明をお願いします。また、宮城県は市町村からその使い道について考え方を取りまとめていると伺いましたが、本市としてどのような要望意見を県に伝えているのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

次に本年度除融雪事業のあり方についてお尋ねをいたします。毎年計画路線を指定し、除融雪を実施していることと認識していますが、平成21年度における計画路線の除融雪の実績と計画路線以外での市民要望による除融雪の実績についてご説明をお願いします。また、受託事業者の決定に関して作業車両など具体的にどのような考えのもとで21年度事業者決定されたのかについてもご説明をお願いします。

次に学校教育についてお尋ねをいたします。学校という場所で子供たちが等しく保証されるべき権利についてお話をしたいと思います。「一つ、私はこの学校で幸せに過ごす権利を持っています。このことはだれも私を笑ったり私を傷つけたりしてはいけないことを意味しています。二つ、私はこの学校で自分自身でいられる権利を持っています。これは私の肌が白いか黒いか、あるいは太っているかやせているか、そして背が高いか低いか、男か女かによって不公平な扱いを受けないことを意味しています。三つ、私はこの学校で話を聞いたり聞いてもらったりする権利を持っています。四つ、私はこの学校で安全でいる権利を持っています。五つ、私はこの学校で自分自身のことを学ぶ権利を持っています。」これはアメリカのブライアン小の五つの決まりという有名なせりふでございます。人権について簡潔明瞭に、しかも力強く表現していると私は感じています。私は人権とは自分だけでなく他人の権利でもあるということを親子でじっくり考えてほしいと思っています。そして、保護者みんなの意識が一致したとき、学校は安心して毎朝送り出せる場所になると思います。本市学校教育において子供たちの人権について指針を作るべきと考えますが、教育長の見解を伺いたいと思います。

あわせてもう1点お尋ねをいたします。学校で使っている教科書で本市、塩竈市が何らかの形で取り上げられているページがあるのかどうか。そういう教科書をお使いになっているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

次に生涯スポーツについてお尋ねをいたします。本市の競技スポーツ及び生涯スポーツを支援をなさっているとは思いますが、その取り組みについてまず初めにお伺いをしておきたいと思っておりますのでご説明を願いたいと思っております。

次に港湾機能の活性化についてお尋ねをいたします。港湾機能の活性化については本市経済関係者を中心にさまざまな活動が行われ提言が行われております。そこで、本市としてはその意見、要望をどのように受けとめ、その実現をどのように進めようとなさっているのかお伺いをしたいと思います。

最後に浅海漁業の振興対策についてお尋ねをいたします。先ほど中川議員の方からも一部質問があったと思っておりますが、チリ地震による津波が本市にも押し寄せまして、引き潮による大きな被害が発生をいたしました。ノリ、ワカメ、コンブ、カキなどの浅海養殖施設について激甚指定は決まったものの救済の最終が見えてこない状況に、多くの漁民、関係者はいら立ちを持っているのではないのでしょうか。岩手方式と呼ばれるノリの養殖いかだは被害が少なかったと聞いております。

思い起こせば、爆弾低気圧による引き潮による被害や、今回の津波被害とたびたび被害を受けている漁業者の事を考えるとき、本市の唯一の地産である産品を守るために災害に強い養殖施設への投資を促すような施策が求められていると私は考えますが、本市の考えをお聞かせ願いたいと思っております。以上で1回目の質問を終わります。ご清聴、ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊藤議員から5点にわたるご質問をいただきました。

まず財政健全化の取り組みについてご質問いただきました。将来を見通した安定的で計画的な財政運営を進めていくため、本市といたしましては向こう5年間を見据えた収支見通しと見込まれる収支差を確実に解消する財源対策フレームを策定をいたしております。この中期財政フレームにつきましては毎年ローリングを行い、数値の客観性を担保しつつ次年度の予算編成に向け行財政改革などの課題を整理しながら、市民サービスの維持向上と財政健全化の両立を図っているところであります。さらに、向こう10年から20年程度の長期的視点で持続可能な財政運営を図るため、起債償還関連の歳出と起債発行収入を除いた上で収支のバランスがとれる、いわゆるプライマリーバランスにも留意し取り組んでいるところであります。これらの取り組みによりまして結果的に財政健全化に係る諸指標の改善を図りながら、安定的な財政運営

に努めさせていただいているところであります。

そういった中、本市の資金調達に関する考え方についてご質問いただきました。本市では平成9年度から民間金融機関からの資金調達の際には、いわゆる入札方式を実施をいたしております。具体的に申し上げますと、19年度は民間資金を活用した新規の起債が8億4,950万円で、そのうち入札による調達が4億6,520万円となり全体の54.8%でありました。20年度は同じく13億3,830万円で、うち入札分が9億8,560万円、全体の73.6%となっております。そして、21年度は26億2,680万円に対し23億680万円、全体の87.8%と年々割合をふやすことで競争性を高め、結果として低利率の借りに努めているところであります。資金調達に当たりましては、トータルコストを低く抑えることが何よりも肝要であり、利息を低く抑えることが重要と考えております。資金調達にはさまざまな方法がございますので、それぞれのメリット、デメリットなどを十分調査研究し、今後も各種の検討を進め財政の健全化を進めてまいります。

次に宮城県の環境税導入に伴う本市の対応についてご質問いただきました。まず、制度設計についてのご質問でありました。宮城県は豊かな環境を保全し、次の世代に引き継いでいくため環境に配慮した事業などを支援するため、平成23年度から5年間みやぎ環境税を導入することといたしております。税額でございますが、個人は現行の個人県民税均等割額年1,000円に年額1,200円が加算され、法人は法人県民税均等割が10%上乗せされる仕組みであります。これによる税収は単年度で約16億円、5年間で総額80億円と見込んでいるようであります。県はこの財源を活用した事業につきまして大きく四つの分野に分けて実施することといたしております。

一つ目は二酸化炭素吸収源としての森林環境整備への取り組みで、これは単年度当たり7億円、5年間で35億円が充当されます。二つ目は二酸化炭素排出削減に向けたクリーンエネルギーの利用促進で、これも単年度7億円、5年間で35億円が充てられます。その他、豊かな自然環境の確保と人と自然の交流促進の分野に単年度2億円、5年間で10億円が見込まれており、全体で80億円となっているところであります。

このみやぎ環境税の制度化に当たりましては、県内部での議論を経、必要な手続を踏まえ、県議会へ提案され、条例として施行されたものと認識をいたしているところであります。

続いて本市での使い道についてのご質問をいただきました。県は今年5月26日に市町村を対象に説明会を開催し、環境税を利用するのにふさわしい事業を募集しました。6月16日が応募期限でございましたので本市の特色を生かした事業を実施すべく現在4事業を県へ提案をいた

しております。その内容は、先ほど述べました二酸化炭素排出削減に向けたクリーンエネルギーの利用促進の分野に入るものとしたしまして廃食用油を活用したバイオディーゼル事業における完成油の高品質安定化事業、二つ目としたしましてカキ採苗新技術推進事業、三つ目としたしまして公共スポーツ施設の省エネ推進事業の3項目であります。また、安らぎや潤いのある生活空間、環境教育の分野に入るものとしたしまして、ごみ減量化エコポイント制度事業1項目の合わせて4項目の事業を提案をいたしております。

市町村から提案された事業は県で立案中の事業メニューとともに、今後ヒアリングが行われ9月末ごろに対象事業が決定されることとなっております。事業メニューにつきましては必要に応じて見直しを行っていくとのことですので、本市からは今後はできれば民間事業者や市民も提案に参画できるよう要望いたしてまいりたいと考えております。豊かな自然を維持し、地球温暖化を防止することは21世紀の人類共通の課題でもございます。本市では既にバイオディーゼル事業などの先駆的な取り組みを実施をいたしておりますが、今後も広報、あるいはホームページなどを通じて情報を市民の方々に広くお知らせをするとともに、積極的な事業展開を図ってまいります。

除融雪事業のあり方についてご質問いただきました。除融雪につきましては計画路線を決定し、計画的な事業の推進に当たっているところであります。平成21年度の除融雪業務の実施状況についてであります。除融雪作業につきましてはすべての路線を実施することは困難でございますので、バス路線など交通量の多い幹線道路の坂道を中心に市道の約20%に当たる32キロメートルの区間で実施をいたしております。融雪につきましては市内を東部・西部の二つの地域に分け、市内2業者に委託し、路面凍結や凍結の恐れがある場合に実施をいたしております。21年度は延べ13回、342キロメートルの融雪を実施をいたしております。また、除雪につきましては除雪グレーダー1台、12月7日から3月20日まで拘束をし、積雪量が8センチメートル以上になった場合に実施をいたしております。21年度は延べ3回、156キロメートルの除雪を行っております。

21年度の計画路線以外の除融雪の実績についてご質問いただきました。今年2月6日と3月10日に大雪が降りました。特に3月10日につきましては市民の方々がスタッドレスタイヤの交換等を行った時期とも重なり、通勤通学などの道路交通の安全確保を図るため、一部住宅地内の坂道につきましては緊急的な対策として除雪トラックによる除雪をさせていただきました。

除融雪業務委託の指名基準についてご質問いただきました。使用機材が異なりますため、除

雪業務と融雪業務の二つに分けましてそれぞれ指名業者を決定をいたしております。除雪業務につきましては指名登録をいたしております市内業者1社に加え、除雪グレーダーを保有する道路維持専門業者5社を指名をいたしているところであります。また、融雪につきましては市域を東西の二つの地域に分け、指名登録をいたしております市内業者1社に加え、融雪剤散布車を保有する市内の2社を合わせて指名をさせていただいているところであります。

次に教育問題についてご質問いただきました。人権についての教育は人権尊重の精神を育てることを目的とするものであります。幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて学校教育や社会教育が相互に連携を図りながら進められていくべきものと考えております。本市におきましても家庭や学校、あるいは地域社会が連携し市全体で子供たちを健やかにはぐくんでいくことこそが大切と考えておりますが、なお詳細につきましては教育長よりご答弁をいたさせます。

次に生涯スポーツについてご質問いただきました。本市のスポーツ振興計画でありますあおぞらスポーツプランでは市民のだれもがいつでもどこでも、そしていつまでもスポーツを楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指しております。そのため、環境整備や機会の充実、そして活動に対する支援策や情報提供の充実を図らせていただくことといたしております。現在の支援策の内容といたしましては、施設使用料の減免や活動に対する補助金の交付などを行い、スポーツ団体の育成と発展を図っております。また生涯スポーツの充実につきましてはNPO法人塩釜市体育協会などのスポーツ団体が、あるいは学校、企業などがそれぞれ役割分担を図りながら取り組んでいただいているところであります。人生80年の時代を迎え、みずからの健康はみずからの力で保持、増進することが求められており、豊かなスポーツライフをおくれるまちづくりは市民の魅力向上にもつながるものと確信をし、一層の努力をいたしてまいります。

次に産業振興について2点ご質問いただきました。まず産業振興のうち港湾機能の活性化についてお答えをいたします。本当に市内の民間事業者の皆様方、塩釜港の活性化のためさまざまな活動をいただいておりますことに心から感謝を申し上げるところであります。今こそ港湾は時代の要請に対応できる港湾の整備が強く求められている時代に入ったと認識をいたしております。理由であります、かつては港は臨海型の工業の受け皿の時代がございました。そこで原料を輸入し、あるいは製品に加工して海外、県外に輸出をするという役割が港の機能の大部分でございました。しかしながら、昨今は流通拠点港湾としての港の機能が大きく

求められているわけであります。代表的な事例が仙台港のコンテナ船に集約されるものと思っております。あるいは自動車運搬船、あるいはロールオン・ロールオフ船等がその代表になるかと思っておりますが、今後の我が国の港湾は流通拠点港湾としての役割を強く求められていると判断をいたしております。

塩釜港も、残念ながら臨海型の工業港としての色をまだ色濃く引きずりながら、今ようやく時代の要請にこたえられる港湾として脱皮をしようとしているわけであります。こういった港湾の姿を民間事業者の方々ともども本市も一緒になりまして強く港湾管理者であります宮城県、そして何よりも日本の港湾のリードをとっていただいております国土交通省等に強く要請活動を行ってまいりたいと考えているところであります。

最後に、浅海漁業の振興対策についてご質問いただきました。さきのチリ中部沿岸地震の際に、本当に多くの皆様方に温かいご支援をちょうだいいたしましたこと、再度感謝を申し上げます。

今漁民の方々、なかなか後継者の方々が見つからない、高齢化の一途をたどっております。そういった中で、改めて浅海漁業の振興対策に今必死の思いで取り組んでいただいております。議員の方からもせっかく激甚災の指定を受けながら災害復旧の方向性がなかなか見えてこない、こんなお話をいただきました。私も先日東京で行われました会議の際に、県を代表いたしましてこのような部分につきまして本当に浅海漁業者の皆様方があすに希望が持てるような、ぜひ災害復旧であってほしいという要請を重ねてさせていただいたところがございます。残念ながら内湾で行ってまいりました浅海漁業といった特異性もあり、地震津波に強い浅海漁業の確立という部分についてはまだまだおこなっている部分がございますが、このような災害をきっかけに漁民の皆様方ともども災害に強い浅海漁業の確立になお一層努力をいたしてまいりたいと考えているところがございます。私からは以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 私の方から人権教育について、また教科書に塩竈ということを取り上げられているかということについてお話しします。

今ありました五つの決まり、私も豊かな子供たちの成長を願うにはこれが大変大切なものであるとお伺いしておりますけれども、今市の学校ではまず文部科学省からの人権教育ということについて、人権に関する理解と人権感覚を育成する総合的な教育であると文科省では規定しておるわけです。その中で、宮城県の学校教育の方針の状態の中では共生の心、ともに

生きる共生の心を育てる人権教育の推進と学校教育活動全体を通して互いに人権や個性を尊重しあい、一人一人を大切にしたい温かい人間関係を育成することが挙げられております。これらを受けて、市内の各学校では人権教育の主任を配置しまして、その中で地域や児童生徒の実態に応じて全教育活動を中心に指導人権教育についての指導計画を作成し、現在各学校で人権教育を実施しているところでございます。

具体的には子供たちの社会性や豊かな人間性をはぐくむために地域のボランティア活動や家庭家族参加の体験活動を通じて学校と家庭、地域とのきずなを深める取り組みを行っているところでございます。今後も豊かな子供の成長を願うためにも、お互いに子供の人権を尊重しながら人権教育を進めてまいりたいと考えております。

次に学校で使用している教科書ですが、中学校で使用している地図帳の資料編の漁港の水揚げ量を示すグラフの中に塩釜港が載っております。学校教育における地理学習の中では、小学校1、2年生では学校並びに家庭を取り巻く地域の学習、3年生になりまして塩竈市の学習が始まるわけです。その中で塩竈市としては独自として私たちのまち、みんなのまちということで副読本「わたしたちのしおがま」を発行し、それを活用して学習しております。

ただ、4年生以降も宮城県並びに東北、日本という形になっておりますけれども、一応教科書にはそういう一例に載った都市が挙げられておりますけれども、それらをもとに「じゃあ、塩竈市ではこうです」ということで、塩竈市に関連付けて指導をしているところでございます。今後とも子供たちが総合的な学習時間等を中心としながらも、子供たちが直接まちに足を運んで、自分たちが暮らしている塩竈の歴史や文化に触れる学習を行ってまいりたいと思っております。以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） それでは、2回目の質問をしたいと思います。

まず財政健全化の部分については、それぞれ計画をつくられてやっつけらっしゃるということで、それについては資料も提出をされているところでございますが、ひとつ最近の動きとして、夕張市の事例等があつて破綻法制が変わりました。それで、健全化判断指標というのも変わった、4指標新しく出て、それを最近これをいろいろ連結もしながら出しているような形に変わっていったわけですね。ここでひとつ私たちが勘違いしてはいけないのは、役所というのは民間企業と違って破産法の適用を受けないんです。ですから、倒産はありません。これが国の見解です。そのために、破綻法制をつくって借金を払えなくなる前に

借金を払うめどを国も入ってつくるというセーフティーネットを引いているのがこの日本の地方自治体を守っている、市債に対する国が担保として与えている、保証している部分というのはそこなんだと思うんですが、そのときに借金を市債として資金を受けるときに民間資金、今相当80何%の率になっていますが、貸す側の考え方は役所の課税権、これが担保なんです、どう考えても。ですから、夕張市の例を見てもそうですけれども、破綻すると国は何をやるかという税を取れるだけ取るんです、そこから。それで資金を集めてお金を返す、借金を返す。一定レベルの水準になるとこれがある程度の健全化になったという表現になるのが市町村の救い方なんです。

そういうことにならないようにということで、一生懸命行財政改革もやられるんですが、そうなんです。ですから、そのときに今の役所の形態から見ればどうしても税収、特に市町村の税収が特に個人市民税に頼るところが大きいんですから、税収の根幹は。あとは固定資産税です。むしろ個人資産の部分が大きいんです、どうしても。ですから、なかなか景気が悪くなっていくと回復も遅いと言われる部分はそこなんです。ですから、どうしても税収力が弱いとも言われている部分がそこなんです。もう一方では、危機的状況なのは先ほど人口の件もありましたが、個人の課税対象者に対する税収を基幹税としていますから、人口が減っていく、特に生産年齢の人口が減っていくと市の財政力というのは相当弱まってくるんです。それが本市の今の状況なんだと私は認識していて、ずっと人口減少については危機感を持ってお話をしてきた経過があったわけです。きょうは人口減少の件はお話は触れません。ただ、そういう状況下の中で、この4指標が示されました。

そういった中で、借金、市債というのも活用しながら先ほど来多くの議員さんの方々から要望、陳情が上がっているように、市民の声を実現するためにはお金も必要なんです。そのときに市債、借金という方法も考えなければいけない。そのときにおっしゃったとおり、民間の資金を調達するとしても、これは今の現状の流れです。これは金利を安く役所側が求め、人口減少によってどこの役所も金利を安く借りたいと思うものですから、そうすると今までのような特定の銀行、地域の大きな銀行がよく役所のメイン銀行になっていましたけれども、それではもうまみがなくなってきているんです。

それからもう1点は銀行自体も預金量が減っているんです、人口減少が進んでくるので、今後。そういったこともあって貸し出し先のシフトが行われたということも実際にあるわけです。そういう中で今後、多分これから、実際今行われているんですが、市町村の格付という

のが行われていくようでございます。これは、国なども格付されていますよね、日本の国が1ランク下がったとか上がったとかいろいろありますけれども、今現在ですと都道府県はほとんど格付がされていまして、政令指定都市も格付が行われています。格付会社、今4社がこれは世界的な格付会社ですが、4社がそれぞれの基準に基づいて実施をしているところでございます。そういったところを参考にしながら、投資家の方々がこの役所の市債の投資先として今大変注目を浴びている状況にあるんだそうです。

そこでお伺いしたいのは、この4指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率とありますが、この4指標の中で投資家が最も投資先として選ぶのに重視する指標はどれだと思いますか、お答えをいただきたいと思います。

次に宮城県的环境税の部分についてお伺いをいたしたいと思います。ご説明をいただきましてありがとうございます。それで、まず1点お伺いしたいのは、6月16日に塩竈市としての意見を伝えた、これについては議会に対して何らかの説明があったのかどうか、まず1点、考え方を説明した機会があったのかどうか、その辺をお伺いをしたいと思います。

それからもう1点、この環境税の部分で二酸化炭素の排出を抑制する、これは低炭素社会の実現を図るための目的だと思うんです。本市はクリーンエネルギーということだからBDFの部分に手をつけるんですが、確かに本市のエネルギービジョン等を見てみると、みずから指摘はなさっているんですね。15年ぐらいのものを見るとBDFの問題点として二酸化炭素の排出量を製造過程による排出量が多いということは十分ご認識なさって計画をつくられています。ただ、これは植物油を使うので植物に由来している、行って来いの話だ、だからゼロで見ているという話なんです、これは僕から言わせたら真っ赤なうそです。ゼロにはなりません、絶対。それは有名な大学の先生も新聞等でも言っていますけれども、二酸化炭素排出量が、製造過程での排出量が問題になっていたんです。まず、1点は。それからもう1点は燃料として使う場合の混合油で使うか添加剤を入れて使うか、それとも100%で使うかという判断をどうするかという問題でした。この辺の部分ではまだ本市はなかなか踏み切れないようなんですが、この指摘によればある程度混合油がいいみたいな形で最初計画をつくっているんです。ただ、実際事業化の計画になると突然100%で大変すばらしいと言っているんですが、なかなかそれもうまくいっていないんだと思うんですが、その辺、きょうはちょっと違う視点で質問しているんですが、BDFばかりが環境、低炭素社会を実現するための本市の事業なんですかということをお伺いしたいんです。市長が肝いりで、たしか15年の選挙に出

られるときにこの低炭素社会のことでB D Fは随分言っていらっしゃいましたよね。宮城県でも本気になって進めるんだということで。どちらが先かはわかりません。組合の方が先に言ってきたのか、ただ、市長も随分そういう視点はお持ちだったように私は認識しているんですけども。

加工団地組合の方々、最初要望したのは、たしか浄水事業廃止に伴って事業継続確認をするのに何か事業がないかというところからずっと私も相談受けてやってきた経過はあるんです。そのB D Fなんて突然出たような話だったんですけども、それはきょうはあれですけども、ただ、そういった意味では将来性があるとは思えない事業なんです。それはなぜかというと、市が、市自体がつくった計画の中で見ると化石燃料が枯渇すれば自然とこういうB D F燃料みたいなものが評価を受けて高く買われるようになる。そうしたら事業採算性がよくなるという見通しだよ、結論から言うと。そんな先まで事業をどうやって存続するのかというのが私の今の思いなんですけども、そういうことも含めてB D F以外の部分でも、たしか、塩竈市は冷暖房を都市ガスか何かの冷暖房にしているよね。あれは環境負荷が少ないということでやっていらっしゃるんだと思うんだけども、たしか、今本市の都市ガスの普及率というのは55%というんですか、これは15年ごろのデータで重点導入プロジェクト概要とか新エネルギービジョンの本市の地域特性とかというところに資料が載っているのを見ると、こういった部分も積極的にもっと拡大するような方向性ということも施策としてはインフラ等整備として考えられないものなのかどうか。せつかくネーミングライツか何かでお名前もいただいたりしているものですから、ぜひそういうことにも考えていただけたら。地域ではよくあるんです。ただ、これをやりだすと各家庭もそれぞれ器具というか変えなければいけないとかいろいろあるのでなかなか大変なんでしょうけれども、でもそういったところのことについても本市として本気になって取り組むというのも必要なのではないかなと思うものですから、その辺の部分のご要望とかご意見をお伺いしたいと思っております。

それから除融雪の部分については端的に伺います。本当に市の職員さん、わざわざ来ていただいて計画区域外のところを一生懸命やってもらっているんです。それが市民からとても感謝されている部分だと思います。毎年思います。それで、今本市では除雪についてはグレーダーを、機械を拘束するんですね。ただ、グレーダーが必要なんですか、それともさっき市長が言った除雪トラックというトラックの前に何かつけてずっと走るものもありますね、同じような機能を持っている。名前は何かというのかわかりませんが、そういったものだ

ったら地元企業のほうが間違いなく冬の期間役所が拘束してくれると思えば民間で投資して地元の方も投資してくれて協力してくれるのではないのでしょうか。大手のところに頼むと宮城県全体とか仙台市も含めての受けるよね。そうするとやはり順番だから向こうから順繰りに来たりするんだね、どうしても、残念ながら。国道とかそういうところからやってきたりするんだね、あの人たちは。ここに完全に拘束したのはちょっとした期間だけだったよね。それをやはり一定期間ある程度拘束するのに値段を安くするのであればトラックの前にちょっとつけられるようなそういったものを何台か用意して、市民の皆さんが、なかなか市民の皆さんに除雪して融雪してくれといってもさっき言ったとおり高齢者社会なものですから、地域だけでは賄い切れなくなっているんです。最近融雪剤もあれです。地域体には渡さなくなっただけですよね。個人が必ず取りにきてくれという話に今変わっているんです。これも行財政改革の一環らしいんですが、そうすると今までは地域でそうやって手伝おうと思ってやっていたのがそれもできなくなっているわけです。そういう指導を受けていますから、実際。一方で地域やってくれといっていて、役所の方針は変わっているわけでしょう。もうちょっと地元を大切にするような方法を考えられたらいいのではないかと思うんです。この除融雪については。その辺、だって、市役所のトラックに融雪剤を積んでちゃっちゃと回っただけでも随分融雪してくれるじゃないですか。立派な会社に頼む必要もないんだよね、ある意味では。あとはだれが判断するかです。融雪をしなければいけないのか、除雪をしなければいけないかという判断がこれまで問題があったんです。その辺の基準だけをきちっと決めれば、地元の事業者でできるんです、これは。その辺についてご回答をいただきたいと思います。

それから学校教育について、これにつきましてはぜひ、たしか前議員でございます元議員の吉田住男先生もこの前人権については随分一般質問でやられていまして、私も勉強させていただいた一人でございます。人権に対する明確な条例的なものをきちっと定めて、そのことをもってわかりやすい言葉で定めて、そのことをもってぜひ幼稚園なり小学校の入学式の際、親子で認識する部分としてそういうことをしっかり一回最初にやってもらいたいんです。これは公立だからと言っているのではないです。私立の中学校でもこれから始まるんです。ですから、そのところを、入ってしまったからではだめなんです。親も含めてですから、親子ですから。学校は一生懸命やっただけだと思っていますので、その辺早急に具体的な対応をお願いしたいと思います。

それから教科書の部分につきましては小学校の部分、それぞれ中学校は済みません、一生懸

命見ませんでした、見つけかねました。あったんですね、ありがとうございます。ただ、小学校4年生とか使っている教科書を見ると、特三漁港で塩釜港が載っていないんです。あれはもうちょっとPRすべきだと思います、私。本市特三特有の港を抱える塩竈市ですから。やはりこれは子供たち、幾ら副読本で塩竈の何とかか塩竈こんなマグロが日本一だの何だのといろいろ載っていても実際手にする教科書にはそれが載っていないのでは、やはりなにか子供とはやはり一番先に目にすることですから、その辺特三漁港ぐらいは全部載せてもらえるようなPRというかせひ働きかけをしていただきたいと思ったものですから、よろしくお願いをしたいと思います。

港湾機能の活性化については、申しわけございません、市長の答弁の中身は全くわかりませんでした、私。ただ、思いはわかりました。思いはわかりましたが、具体的な内容はわかりませんでした。ただ、そのことについて地元の経済界の関係者の方々からは大変いまだに不満が多いということは事実だと思います。だからこそ今伺いたんです。何が、何を求められて、何をしなければいけないのですかということだから僕もあえて今質問をさせていただきました。ただ、具体的な回答はありませんでしたが、多分新たな港湾ということでの区切りでのご説明だったんだと思いますが、ぜひこれは官民一体となってやるべき事業だと思います。民間の方々的心声を率直に聞かれて、特に港湾は市長が最も得意とする分野だと思いますので、だからこそもしかしたら先がわかってなかなか難しいようだとと思われるのかもしれませんが、それはそう思わずに地元の事業者の方々、ここから離れずにここを拠点にして一生懸命やっただけでいるわけですから、そこを大事にしながら今後とも港湾の一層の活性のためにご協力をいただきたいと思っていますところでございます。

そういった中でも、宮城県が示してくださいました冷凍魚の誘導施策ですが、減免。あれについては市長の働きかけ等もあったのでしょ、民間の方はそれについては高く評価をしているところだと思います。それだけは申し上げておきたいと思います。

浅海漁業の振興対策について伺いたいと思います。これについては先ほどの市債と若干関連をするんですが、これは市債の発行要件で、市債は何でも発行できるわけではないんですよ。市債の発行というのは、地方債の対象経費、地方財政法の第5条に定めがあるんです。その中の災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費とあります。これは対象になりますね。市債の発行対象になりますね。多分これは協議債で単独債ではなく不同意債ではなく同意債が発行できるんだと思うんです、これだと。それをもし発行して国の激甚対

策の中の復興費なり新たな強い水産業づくりのための経費として必要な予算はこういった市債を発行しながら事業者負担を軽減してやるような方策を考えていただきたいと思います。その中でできればこういう同意債を発行することによって激甚指定による9割負担なり何割負担が市町村が受けられるのかどうか。こういったこともちゃんと研究していただきたいと思います。思うんですが、その辺のお考えを聞いて2回目の質問といたしたいと思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） まず環境税についてであります。先ほどもご説明をさせていただきましたとおり、5月26日に宮城県の方から照会があり、6月15日に提出でありました。直近の協議会等がございませんでしたし、我々としては今まず率先して取り組むべきもの4項目について提出をさせていただいております。ただ、その中で大変不愉快でありました。BDFにつきまして私の選挙云々というお話についてはこれはぜひ取り消していただきたい。これは公の場での発言であります。私はこのことについては環境省の方に対して塩竈市が申請をし、それについて補助金を受け入れ、その事業実施先としてさまざまな対象者に募集をして、たまたまある会社が請けるということになったということでもありますので、その間に何も作為的なものは私は行っていませんと考えておりますので、その発言については私はぜひ取り消していただきたいと思います。

また港湾についても舌足らずのご説明をしたかもしれませんが、要は私が申し上げましたのは、臨海型の工業という港の機能が今流通という形に変わりつつある。残念ながら、塩竈の今の形態はまだ臨海型工業という機能を引きずってきているのではないかと、そういう部分を今から業界の方々と力を合わせて流通型の港湾に生まれ変わる努力をしていかなければならないということでもあります。そのためにどういった施設が新たに必要になるのか、あるいはどういった港湾の背後地が必要になるのかということについては実際、そういう業務を行っている方々の知恵をおかりしなければならぬということでも発言をさせていただいたところでもあります。私からは以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） それでは、私の方から健全化法に基づく4指標につきましてのご質問の中で、投資家がどの指標を重視して投資をするんだというご質問でございましたが、私どもはまずこの4指標をクリアするということを目標に行財政改革に取り組んでまいりました。おかげさまで、平成20年度におきましては実質赤字比率、連結実質赤字

比率とも発生していない。さらには実質公債費率、それから将来負担比率とも国の基準を大きく下回って改善を図っているという状況でございます。この傾向は平成21年度にも引き続きつながっているのではないかなと考えてございます。なお、議員御指摘の投資家の視点からの、どの指標が一番重要かと考えるかということにつきましては我々としても投資家の視点というものは欠けておりますので、そこら辺につきましてはなお今後の参考といたしたいと考えてございますので、議員の方からご教示いただければと思います。以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 私の方からは融雪の部分についてお答えをしたいと思います。まず初めに、除雪と融雪という二つの作業に分けてございますが、除雪につきましては降雪が8センチメートル以上になった場合に職員が現地で確認をして判断をして作業に入っております。それから融雪につきましても同じように氷点下になって路面の凍結が始まったということを確認した上で実施してございます。先ほどご提案の、排土板をつけたトラックでという話もございますが、実は融雪についてはかなり熟練のオペレーターでやる必要があります。要するに、路面ぎりぎりまで排雪をする関係がございまして、それがまず一つ。それから除雪グレーダーそのものは作業効率がかなり、今の機種としては最大のものだと考えていますので、1台で短時間のうちに早い時間のうちに皆さんに安全で走れる道路を提供していきたいということも考えて、我々としては除雪グレーダーによる除雪を実施しております。なお、議員の方からもちょっとお話ありましたが、滑り止め用の砂缶を市内の道路の狭いところ、あるいは坂道の急なところ、そういったところに314ヵ所ほど設置をさせていただいておりますので、ぜひそういった部分についても市民の皆様のご協力をいただきながら安全な道路を確保していきたいと思っております。

それから、あわせて融雪剤の配布もしてございまして、昨年度360袋ほど配布をさせていただいております。こちら宮町の庁舎まで取りに来ていただくというご不便がありますが、ぜひ必要な方は取りにきていただければ配布をして差し上げたいと思います。そんなことで、冬期間の道路についてはかなり天候に左右されますので、我々としてもその期間については最大限注意を払いながら道路の管理に当たっていきたくてこのように考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 私の方から人権教育につきましては、ただいま2月ごろ

に新年度の入学児の保護者にいろいろな説明会をしてきております。そういう機会等を利用して話をしていきたいと思っております。

それから教科書については、何せ全国一斉に作るものですから。ただ、先ほどお話ししたように、教科書の中でそういうものがありましたら塩竈市もこうなっているんだと地域に即して教師は教えているものですから、塩竈もそういう特三漁港にも指定になっているんだということも改めて子供たちに通じて指導していきたいと思っております。

○副議長（嶺岸淳一君） お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明25日、定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明25日、定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年6月24日

塩竈市議会議長 佐藤 貞夫

塩竈市議会副議長 嶺岸 淳一

塩竈市議会議員 香取 嗣雄

塩竈市議会議員 曾我 ミヨ

平成22年 6 月 25 日（金曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 3 日目）

議事日程 第3号

平成22年6月25日（金曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員（21名）

1番	曾 我 ミ ヨ 君	2番	中 川 邦 彦 君
3番	小 野 絹 子 君	4番	吉 川 弘 君
5番	伊 勢 由 典 君	6番	佐 藤 貞 夫 君
7番	東海林 京 子 君	8番	伊 藤 博 章 君
9番	浅 野 敏 江 君	10番	小 野 幸 男 君
11番	嶺 岸 淳 一 君	12番	志 賀 直 哉 君
13番	佐 藤 英 治 君	14番	伊 藤 栄 一 君
15番	菊 地 進 君	16番	今 野 恭 一 君
17番	阿 部 かほる 君	18番	鈴 木 昭 一 君
19番	鎌 田 礼 二 君	20番	木 村 吉 雄 君
21番	香 取 嗣 雄 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐 藤 昭 君	副 市 長	内 形 繁 夫 君
市立病院事業管理者 兼 院 長	伊 藤 喜 和 君	総 務 部 長 兼 危 機 管 理 監	佐 藤 雄 一 君
市 民 生 活 部 長	佐々木 真 一 君	健 康 福 祉 部 長	棟 形 均 君
産 業 部 長	荒 川 和 浩 君	建 設 部 長	金 子 信 也 君

総務部理事 兼政策調整監	三浦一泰君	総務部次長 兼政策課長	田中たえ子君
総務部次長 兼行財政改革推進専門監 兼財政課長	神谷統君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
市民生活部次長 兼環境課長	澤田克巳君	健康福祉部次長 兼社会福祉課長	福田文弘君
産業部次長 兼水産課長	小山浩幸君	建設部次長 兼下水道事業所長	千葉正君
総務部総務課長	桜井史裕君	総務部税務課長	赤間均君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤英治君	市立病院事務部長	菅原靖彦君
市立病院事務部 業務課長	川村淳君	市立病院事務部 経営改革室長	鈴木康則君
水道部長	千葉伸一君	水道部次長 兼総務課長	尾形則雄君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会会長 教育部長	渡辺誠一郎君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	教育委員会教育部 総務課長	佐藤俊幸君
教育委員会教育部 学校教育課長	星篤君	選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	白澤巖君

事務局出席職員氏名

事務局次長 兼議事調査係長	伊藤喜昭君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤勝君
議事調査係主査	斉藤隆君	議事調査係主事	西村光彦君

午後 1 時 開議

○議長（佐藤貞夫君） ただいまから 6 月定例会 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 3 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には 2 番中川邦彦君、3 番小野絹子君を指名いたします。



日程第 2 一般質問

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。17 番阿部かほる君。（拍手）

○17 番（阿部かほる君）（登壇） 6 月定例会一般質問 2 日目、ニュー市民クラブの阿部かほるでございます。発言の機会を与えてくださいました先輩議員の皆様、また同僚の皆様、本当にありがとうございます。

質問の前に一言申し述べさせていただきます。

去る 3 月 4 日の平成 22 年度予算特別委員会におきまして、交通事業特別会計の中で航路浮標灯の件につきまして質問をさせていただきました。それはチリ地震の津波によって被害を受けた浮標灯 8 基の復旧についてであります。国や県の交付金、補助金の交付はいかがかという事で質問させていただきましたが、行政の迅速な対応で、国の社会資本整備総合交付金をもとに復旧する見通しがついたようでございます。航路浮標灯の交換ができますことは、人命や事故にかかわる問題ですので、早急にこういった対応ができたことを大変うれしく感謝申し上げます。市長初め関係部署の皆様には心より感謝を申し上げます。

それでは、通告に基づきまして質問いたします。

初めに、防災について。防災機関と広域連携についてお尋ねいたします。

防災の重要性については関係者の皆様がよく認識されており、訓練や啓蒙活動に日ごろから努力されていることに対しまして一市民として敬意を表したいと思います。

先月も商工会議所主催の防災研修会がありました。私も受講した一人であります。講師の先

生方が一様に申されていたことは、防災機関が密接に連携し合うことの重要性でありました。中でも、宮城・岩手内陸地震で被災された栗原市長の体験談は、まさに生きた教訓であり、一番の課題は速やかな情報伝達のこと。非常に勉強になりました。

そこで、本日は次の3点について伺います。

1点目は、隣接する二市三町の防災上の横の連携であります。

隣接二市三町の消防については、広域行政体制のもとで運営されております。防災については、防災訓練は各市町単位で行われているのが実態です。この二市三町は松島湾、仙台湾の海岸に面しており、地震や津波対策には共通した点が多くあるのではないかと思います。このように共通した地域では、災害発生時に被害状況を共有するとともに、被害を局限し、2次災害を防止する措置を協力し合う連携が非常に重要ではないかと考えております。現在、二市三町では災害時にどのような連携体制、協力体制がとられているのかお聞かせください。

2点目は、縦の連携として国・県・市の持つ防災機能の有効活用です。特に救急救命を担当している消防の119番と海保の118番の連携体制はどうなっているのか。

幸い、塩竈市には、国の機関として船艇、航空機を所有する海上保安部、隣接する市町村には自衛隊があります。また、宮城県は防災ヘリ等の機動力を持ち、市は救命・消火などの救急車、消防車両を備えているのですから、災害発生時にはこれらが連携し、一体となって行動することが災害を最小限にとどめる方策ではないかと考えます。

特に、救急救命の電話番号、海保の118番と消防の119番の連携は、災害時のみならず平常時においても有効であり、離島、海岸、沿海漁業者の事故者や急病人の救急搬送、そして一刻を争う病院への救命搬入等、この連携は市民の命綱と言っていいでしょう。現在、どのような連携体制がとられているのか、具体的にお聞かせください。

3番目は、児童生徒に対する防災教育についてであります。

昨年の2月、宮城県では宮城防災教育基本指針を策定いたしました。これは児童生徒が災害の知識と発生時の適切な行動を身につけ、生涯にわたって役立つ防災対応能力を高めることが目標で、防災訓練にとどまらず、授業と連携した指導を目指しているものであります。近い将来予想される宮城県沖地震に備えるためにも、今、学校現場での防災教育の重要性は増しております。塩竈市では、この県の防災教育基本指針を受けて、各学校ではどのような取り組みを、防災教育をされているのかお尋ねいたします。

次に、若年者層の定住政策についてであります。

若年者層の定住政策は、どこの市町村においても高齢化社会に対応した重要政策の一つに掲げ、いろいろな施策を展開しているところであります。

塩竈市においても、現在策定中の第5次塩竈市長期総合計画の将来人口についての項目の中で、人口増加方策として転出人口の抑制を挙げ、生活環境の向上により、住居地選択で生活環境、住居、交通、医療、福祉などの環境を理由としている人の転出を抑制する。あるいは、子育て環境や教育環境を向上させて転出を抑制する。また、転入人口の増加策として、産業振興による雇用の拡大、通勤利便性の高い中心市街地の高度化、北部地区の宅地開発などにより、良質な宅地提供を行い、転入人口を増加させる。このような施策の展開が必要となってくる旨、記述されております。まことに立派な政策であると思います。

しかし、周辺市町村と比べた場合、どこの自治体でも同様な施策を考えて行っております。果たして、これだけで塩竈のよさが発揮できるのかと思うところであります。政策の先進的な取り組みが必要になってくるのではと思います。生活環境、子育て、教育環境の整備・充実と地元産業の振興を複合的に組み合わせた新しいまちづくりを設計して、行政が積極的に事業の中に生活・子育ての環境整備を組み込み、生活密着型の公共事業を進めて、まちを活性化させる、そのような施策が今求められているのであります。

その一つが、民設公営の手法です。この事業モデルの先進地と言われております熊本県のある自治体の例ですが、それは市の所有地、保有地に住宅メーカーが住宅を建て、それを市が借り受けて、低家賃で若い人たちに貸し出す。今このような民設公営の政策を取り入れる自治体が全国にふえつつあると聞いております。

私は、この事業にさらに加えて、集合住宅の場合はそこに保育所をあわせて設置する。駅の近くであれば通勤の利便性は高まる。このように税金の効率的な使用を図りながら、地元産業を適正に育て、まちづくりに特色を持たせて人口をふやす。そして税収を上げる。このような思い切った施策を打ち出してほしいと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、みやぎ環境税導入に伴う事業について。みやぎ環境税の助成事業であります。

宮城県が提案したみやぎ環境税は、3月の県議会において可決され、来年の23年度から導入されることになりました。これに伴い、宮城県では、この環境税の税収を、市町村が取り組む地球温暖化対策への助成に活用する方針を打ち出し、各市町村の行う助成事業の提案を受け付けているところであります。対象事業としては、二酸化炭素の削減効果が大きい森林機能の強化事業や太陽光発電システムを利用したクリーンエネルギーの普及・推進に向けた新

たな事業が有力な候補事業に挙げられております。塩竈市では、この環境税の助成事業について、どのような事業を考えているのか、お答えください。

2点目は、このみやぎ環境税と塩釜港振興策についてであります。

今、政府で検討されている地球温暖化対策基本法案、これに盛り込まれている国内排出量取引制度の具体的な形はまだ見えていないのですが、陸上のトラック輸送よりも船舶を利用した方が二酸化炭素の排出量が20%から25%程度少ないと言われております。船舶輸送の方が地球温暖化防止に貢献しているのは明らかであります。塩釜港の活性化を図る上で、この二酸化炭素排出量取引制度とみやぎ環境税助成事業を組み合わせ活用し、塩釜港に入港し荷役する船舶に対し、カーボンオフセット事業を考え、エコポート塩釜の振興策として有効な施策ではないかと私は思いますが、市長のお考えをあわせてお聞かせください。

カーボンオフセット事業というのは、製品を船で輸送する場合、トラック輸送と比較CO₂削減ができる。塩釜港に入港して荷役する船舶に対し、削減した総量のCO₂排出権を購入、排出権を必要とする地元企業や水産加工業者などに助成する、そういった事業でございます。

次に、観光の活性化について。

初めに、海のかかわりを観光に生かすための取り組みについてであります。

現在策定中の塩竈市の第5次長期総合計画の中に、都市の姿、都市像として、「海の力」と書いて海力みりょくと読ませる造語だそうですが、ここではこの海の力について塩釜港の観光の視点から考えてみたいと思います。

私たちにとって海と船は切っても切り離せない存在にあります。特に海にヨットを浮かべた場合は、その海の空間が一つの景観として観光資源となる。このようなヒントを市民に与えてくださったのが、昨年12月12日、「ヨットに光の帆」、このテーマに開催されました塩釜港を彩るヨットのイルミネーション、旧観光棧橋前の海上のヨットにイルミネーションが輝きました。その数1万3,000個の発光ダイオード電球によるものです。当日は親子連れの若い方が大勢見に来ていたのが大変印象的でした。「毎年見られるといいのにね」といった声も多く寄せられました。この催しは、七ヶ浜にマリーナ基地を置くヨット愛好者の人たちが塩竈を元気にするお手伝いと普及活動の一環として企画したものであります。

海力というのは、海という資源を活用し、それを観光資源として生かすことではないかと思っております。このような行事に対して、市はまちの活性化、観光行政の観点から、どのような役割を果たせばよいのか。それはまず毎年開催できるように保障し、支援してあげることで

ないでしょうか。継続は力。続けて実施することで一つの海の文化が生まれ、海の風物詩として見る者を楽しませ、人的交流が盛んになり、まちの活性化へとつながります。夏の一定期間、また昨年のように冬の一定期間、観光事業としてはと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、観光客誘致を促進するための新しい海の観光資源としてのヨットのマリーナ基地についてであります。

福島県小名浜港では、港を利用する船舶を一堂に集めて船の博覧会を開催し、県民・市民に一般公開し、港に対する理解と港湾の振興を図ったのです。そのときに港を利用するヨットやモーターボートも参加したと聞いております。このような事業がきっかけとなり港の活性化が図られました。

そこで、塩釜港においても、中長期的な観点に立てば、観光資源としてマリーナ基地が必要となってくるのではと思います。帆に風を受けて走るヨットの姿が、観光資源として塩釜港の観光スポットになることと思います。市長のお考えをお聞かせください。

以上で一般質問の一部を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま阿部かほる議員から4点のご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、防災に関するご質問でありました。

本市では、災害が発生した際、被害を最小限に食い止め、応急対策や復旧対策などが円滑に遂行できますよう、既に国や県、あるいは他市町を初め、交流を深めております山形県村山市などとも相互応援協定を締結をさせていただいております。また、民間事業所や関係組織との協力体制も大変重要であります。生活物資の供給やレンタル機材、医療・救護活動、あるいは一時救難場所、災害放送などに関する協定も締結し万全を期しているところでありますが、そういった中で、二市三町との連携についてご質問をいただきました。

現在、二市三町の枠を拡大し、平成7年に宮城郡と黒川郡、多賀城市と本市の二市六町一村、宮城「館」防災に関する相互応援協定を締結をいたしております。これらの町は常日ごろより活発な交流をいたしており、協定に基づき応急・復旧対策を強力に推進をするという目的を有しております。協定の具体的な内容は、大規模災害により単独の自治体で対応が困難な被害が発生した際に、食料や生活必需品の供給、あるいは資機材の調達、職員の派遣など相互の協力体制を確立するものでございます。

阪神淡路大震災や岩手・宮城内陸地震などを改めて振り返りますとき、災害時において自助公助とともに、共助が被害軽減、早期復旧には欠かせないものと認識をいたしております。特に地域におきまして住民自主防災組織、ボランティア、事業所等が助け合う仕組みの構築が極めて重要であり、今後もこれらの協定を基本としながら、地域防災力の強化をより高めますとともに、公共団体や関係機関とのさらなる連携強化を促進をいたしてまいります。

また、防災体制強化の一環として、海上保安庁の118番、消防の119番の連携体制を強化してはというご提案でございました。

塩竈市地域防災計画では、防災関係機関との具体的な連携を定めております。また、昨年度に浦戸地区で開催をいたしました総合防災訓練では、自衛隊のヘリコプターや宮城県防災ヘリと塩釜消防署、あるいは海上保安部巡視艇が相互に協力し、地域防災計画に基づく災害時の救急対応についての訓練を実施をしたところでございます。

平常時の消防本部と海上保安部の連携につきましては、海上保安部と塩釜地区消防事務組合消防本部との業務協定によりまして、船舶の火災活動の連携を定めております。救急での連携は、今のところ想定をいたしておりませんが、沖縄県のうるま市消防本部におきましては、第11管区海上保安部との連携により、離島の夜間救急搬送を行っている事例等もございます。118番は海上救難、119番は陸上救難ということが基本ではありますが、この境界部で発生する救難事案等につきましては、通報者が誤認されるケースも想定されますことから、118番を運用する海上保安部と119番の消防署の連携をより密接にする有効な方策について、改めて関係機関と協議を進めてまいります。

次に、学校における防災教育についてお答えをいたします。

ご質問のとおり、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震を受け、県教育委員会では、昨年2月にみやぎ防災教育基本方針を策定いたしました。これは学校における防災教育の方向性を明らかにすることにより、発達段階に応じた系統的な防災教育を行おうとするものでございます。児童生徒が生涯にわたって防災への意識を持続し、災害に積極的に向き合う力を身につけられますよう、各学校の指導目標やその内容、指導体系等が示されているとともに、防災管理や災害時の体制整備についても触れられております。

本市では、このみやぎ防災教育基本方針により防災意識の高揚に努めておりますが、学校教育の現場におきましては、近い将来発生が予想される宮城県沖地震に備え、災害時の弱者となる児童生徒への防災教育が極めて重要と認識をいたしているところでございます。既にもろも

ろの取り組みを実施をいたしておりますが、具体的な内容につきましては、後ほど教育長からご答弁をいたさせます。

次に、若年層の定住対策に関するご質問にお答えをいたします。

昨日の少子化対策に関するご質問と重複する部分がございますらご容赦をいただきたいと思っております。

人口対策についてであります。かつて6万3,000人を超えた本市の人口は、国よりも10年早い平成7年から人口減少に転じ、本年5月末現在の人口は5万7,715名でございます。国立社会保障人口問題研究所によれば、平成32年の本市の人口の推計値5万1,201名であります。高齢化率は34.8%と国の平均29.2%を5%上回る高い推計となっております。人口減少がこのまま進みますと、労働力の低下やコミュニティーの衰退など、市政の基盤となる活力や市の財政運営等に重大な影響が出るものと危惧をいたしております。

このため、安心・安全な市街地整備や海辺のにぎわい地区での住環境の整備、そして子育て支援の充実、あるいは企業誘致や産業の活性化による雇用の促進など、各分野からの総合的な視点に立ち、定住人口の増大に努めております。また、平成19年度に市役所内部において人口問題検討ワーキンググループを設置し、課題を分析、今後の方向性を検討を続けております。さらに、今回の第5次長期総合計画を策定する中でも、転出入の手續をされる方々のご協力をいただき、人口減少の実態把握に努めさせていただいているところでございます。

この結果によりますと、やはり20代から30代に対する都市としての魅力が、塩竈市の場合、総体的に低下し、結婚などを機に転出される事例が、残念ながら多くなっていることが明らかになりつつあります。

このような傾向に歯どめをかけるためには、議員の方からもご提案いただきました、政策を複合的に組み合わせるさまざまな手法を活用し、対策を講じる必要があるというふうに認識をいたしております。ご提案の民設公営、あるいはPFI等々もこのような手法の一つになるものと考えているところであります。そこで、第5次長期総合計画では、人口減少の歯どめ策を最優先課題と位置づけており、人口減少抑制に向け、全庁を挙げた横断的な取り組みを計画的に進めることといたしております。具体的には、若年層に対する良好な居住環境や雇用機会の提供など、まちとしての総合的な魅力を向上させる施策が極めて重要と認識をいたしております。

都市資源には事欠かない塩竈でございます。海洋都市として育んでまいりました数々の資源、

再度磨き上げ、魅力あふれる塩竈を創造し、しっかりと人口減少に歯どめをかけてまいりたいと考えております。

そういった中で、転入子育て世帯支援というものも大変重要ではないかというご提案いただきました。社会現象、あるいは若年層の社会流出等の対抗策として、我々も本市の子育て支援、大変重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

また、議員ご提案のとおり、本市は仙台市に近接し、狭い地域にJRの4駅を有していることから、仙台圏通勤者を対象とする本市独自のポテンシャルを生かした取り組みが求められていると判断をいたしております。また、駅周辺の市有地等を活用し、民間住宅等の誘致も有効な対策ではないかと思っております。これらの政策をしっかりと推進をまいりたいと考えております。

次に、みやぎ環境税導入についてお答えをいたします。

宮城県では、宮城県ならではの豊かな環境を保全し、次の世代にしっかりと引き継いでいくため、環境に配慮した事業などを支援するため、平成23年度から5カ年間、みやぎ環境税を導入することといたしております。税収は単年度で16億円、5年間で総額80億円ほどが見込まれております。

県は、この財源を活用した事業につきまして大きく四つの分野に分けて実施することといたしております。先ほど議員の方からもご紹介をいただきましたが、一つ目は、二酸化炭素吸収源としての森林環境整備への取り組みであります。二つ目は、二酸化炭素排出削減に向けたクリーンエネルギーの利用促進であります。三つ目といたしましては、豊かな自然環境の確保であります。四つ目といたしまして、自然の交流促進の分野等々に、合わせて全体として80億円を投資する内容であります。

県におきましては、5月26日、市町村を対象に説明会を開催していただきまして、6月16日が応募期限でございましたので、本市からは四つの提案をさせていただいております。

二酸化炭素排出削減に向けたクリーンエネルギーの利用促進の分野に入るものとして、廃食用油を活用したバイオディーゼル事業における乾性油の高品質安定化事業であります。二つ目といたしましては、カキ採苗新技術推進事業であります。三つ目といたしましては、公共スポーツ施設の省エネ推進事業であります。また、安らぎや潤いのある生活空間、環境教育の分野に入るものとして、ごみ減量化エコポイント制度事業の1項目を提案をさせていただいているところであります。9月末ごろに対象事業が決定をされることとなっております。

す。また、塩竈市からは、事業メニューにつきましては必要に応じて見直しを行いながら、できますれば、今後は民間事業者や市民の方々の提案も参画できるよう要望をいたしたところがございます。

2点目の、みやぎ環境税と塩釜港振興策についてご質問いただきました。

国は、二酸化炭素を中心とした温室効果ガスを、2025年度までに2010年比で25%削減するという目標を打ち出しており、その対応策の一つとして二酸化炭素排出量取引のような仕組みについて現在、導入を検討されているとお伺いをいたしております。

一方で、二酸化炭素排出削減に向けて既にさまざまな取り組みが行われておりますが、特に運輸部門におきましては、長距離トラックなどによる陸上幹線貨物輸送から、地球に優しい大量輸送が可能な海運や鉄道を組み合わせた総合的な物流体系の構築の促進に取り組んでいるところであります。

特に、海上輸送は長距離の一括大量輸送による効率化が図られ、二酸化炭素排出量が大幅に抑制をされます。このような総合的な物流体系の構築が拡大をしていけば、二酸化炭素排出量の削減がさらに進みますとともに、港湾である塩釜港の価値も改めて見直しをされるのではないかと期待をいたしているところであります。

県においても今後、みやぎ環境税を活用し、そうした国の動きなどに対応していくことも想定をされますので、市といたしましても、今議員よりご提案いただきましたエコポート塩釜の内容を十分に研さんし、塩釜港港湾管理者であります宮城県と相談をいたしてまいりたいと考えております。

次に、観光の活性化についてお答えをいたします。

まず、海と力を組み合わせまして海力と読んだ言葉^{みりょく}についてでございますが、第5次長期総合計画の策定に当たり、塩竈の地域特性をあらわす言葉として「海」は外せないというご意見を数多くいただきました。そこで、本市の将来の都市像をあらわす言葉の例として、「海」と人を引きつける、夢中にさせるという意味の「魅力」を組み合わせ、漢字2文字による「海力^{みりょく}」という造語を都市像の候補案として使用させていただきました。ただ、この言葉は、あくまでも議論のたたき台として作成したものでありますことをご理解をいただきたいと思います。

長期総合計画の策定に当たりましては、市民意向調査や企業意向調査を実施をいたしました。その中で産業振興の取り組みとして期待されていることは、塩竈の持つさまざまな地域資

源を活用しながら、観光という視点からそれらを連携させ、魅力度を高めていくということでございました。海、港は、まさに塩竈の観光産業の根幹をなすものであります。本市は、この海、港とのかかわりをまず水産業という第1次産業レベルで活用し、かつて東洋一と評価された魚市場を運営してまいりました。また、東北を代表する港湾都市として物流の拠点としても発展してきたところでございます。次いで、第2次産業レベルでも水産加工業で日本一の練り製品の産地となってまいりました。そして今、海は、我々は海とのかかわりを第3次産業レベルでどのように表現すべきかが問われているというふうに考えております。

既に「寿司のまち」と言えば塩竈と言っただけのほどにはなっておりますが、例えば浅海漁業や遊漁船、浦戸の自然、港奥部の完成間近な防災緑地公園、そして海と隣接した市街地など、本市は海、港とのかかわりで多種多様な魅力を有しております。これらを観光交流サービスという視点から活用し、表現することこそが、今回の第5次長期総合計画の課題の一つと認識をさせていただいております。

新しい意味の観光資源づくりについてご質問をいただきました。

海からの恵みである海産物をメインとしたイベント等については、既に数多く開催をされているところでありますが、議員からお話のございました昨年のヨットのイルミネーションであります。また、「ライト オン セイル イン 塩釜ベイ」と名付けられたイベントで、外洋帆走協会というヨットの団体、あるいは塩釜港開発株式会社、本市の商工観光課、そして、何よりもセッカ浜町さんの大変なご協力の中で実施をすることができました。

ご提言をいただきました、このような地域資源を海の魅力を生かすイベントとして継続的に行っていくようにというお話でございました。ぜひ今後とも多くの皆様方のご参画をいただきながら、積極的に展開をし、本市の魅力を広く発信をしてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から各学校の防災教育の取り組みについてお答えいたします。

学校における防災教育は、災害が発生した際に児童生徒がみずからの安全を守る自助、そして他人を思いやる心や社会に奉仕する共助の精神を培う、まさに生きる力を身につけることにつながると考えております。

現在、各学校では、みやぎ防災教育指針も含めて、安全教育というものを発達段階に応じた指導計画を作成し、それに基づいて教育をしております。

例えば、社会科や理科の授業、総合的な学習の時間を通して、安心して暮らせるまちとか、火山と地震など災害について学んでおります。また、定期的に地震や火災などを想定した避難訓練を実施しております。これらの訓練には、消防署員の指導のもと、消火器を使った消火訓練、煙道体験、緊急通報の訓練、レスキュー隊の降下訓練見学、地震体験車を使つての地震の体験等を取り入れております。これらの取り組みは、みやぎ防災教育基本指針に盛り込まれている、児童生徒が成長し、成人後も災害と向き合い、生きていく力を身につけるという視点に沿ったものでございます。

今後とも、みやぎ防災教育基本方針に基づいて防災教育の充実を図ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 17番阿部かほる君。

○17番（阿部かほる君） ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

それでは、第2回目の質問をさせていただきます。

ただいま二市三町の防災の連携体制ということを申し上げました。去る6月13日、塩竈市でも第二小学校におきまして防災訓練がなされました。来年は玉小ということで、西部の地区の方たち、町内会長さん、たくさんご参加いただきまして、その地域の防災に対する意識の高さというものを感じました。本当にいろいろ準備等、ありがとうございました。

私は、この中で二市三町の議員連盟というのがありまして、議員さんたちといろいろお話しする機会がございます。その中で出ましたのが、それぞれに町や、あるいは市で防災訓練、あるいは防災のマニュアルをつくっているんですが、それぞれが同じようなものをもちろんつくっているわけですね。いざ宮城沖というと、非常に広域的な被災を考えられます。そうしたときに、私たちは常に訓練してますと、警察署、消防署、すぐ来てくれると思っているんですね。SOSをすれば、すぐ私たちを助けにきてくれる、そういう意識を持っておりますけれども、果たして、その広域的な災害時に、助けを呼んだときに本当に迅速に来てくれるだろうかという疑問が出てきたわけです。それぞれの町でそれぞれの市で防災訓練やってますけれども、それでいいんでしょうか。やはりこの広域的な連携の中で非常時の例えばヘリを飛ばす、あるいは物資を運ぶにしても、その連携の中でやっていく部分があるんじゃないかという話が出てまいりまして、初めてその広域性の大事さというものを感じました。塩竈市だけが被災するわけで

はない。そして、二市三町だけではないんですね。大都会である仙台市が被災した場合は、果たして私たちのところにいつ来てくれるんだろうかと。そういった不安がちょっとやっばり出てまいりまして、お話が出ました。いろいろなマニュアルが必要になってくるのではないかと。そうしたときに、塩竈さんは二市三町のやっばりリーダーなんですから、首長さんによろしくお願ひしますという一言がございましたので、市長さん、よろしくどうぞ、この二市三町の期待を担って、どうぞ広域的なひとつ取り組み、防災訓練も大規模にやることができれば、一番そういった手順がわかるのではないかとというふうに思いますので、ぜひお願ひしたいと思ひます。

それから、海保の118番と119番の連携というものを申し上げました。

海上保安庁では、海だけではありませんと。人命救助は陸も皆一緒ですということで、私ちょっと海上保安庁の方に行ってお話を聞いてまいりましたし、お話もしてまいりました。つまり、離島があります、塩竈市は。そうなりますと、例えば海が荒れてもう船が行けない。どうしましょう。すぐヘリを飛ばしますよと言ってくださいました。要請があればいつでも飛びます。ただし、ヘリが発着できる場所だけを指定してくださいと、市の方で。そうすればいつでも伺いますと。平常時でも島の方から病人、あるいはけが人が出たときに、お願ひするんですが、時間がかかり過ぎる。往復の時間が非常にかかる。何とかしてほしいという言葉が出ました。確かに人命救助というのは時間との闘いなんですね。そんなお話もしましたら、海上保安庁の方ではヘリが一番早いでしょうと。そして陸に救急車待っていただいて、そこにリレーするというような形が一番いいのではないですかと。ボタン一つ押していただければ、いつでも行きますというお言葉もいただいてまいりました。ぜひその辺の連携プレーというものを考えていただければというふうに思ひます。

それから、子供たちの防災教育ですけれども、生涯にわたっての自分の命を守る。それだけではなくて、子供たちにとって、ひとつ防災学という言葉を出しましたけれども、ある学校では実施しているんです。小中、9年間かけて。大変すばらしいものでびっくりいたしました。低学年のタイトルは「自分を守る」。中学年のタイトルは「自分や家族を守る」。高学年は「自分や家族を守り、地域の人役に立つ」、こういうことになっているんですね。それから中学校、中学校の中学生は「地域の防災戦力」。そして中学校は「地域の防災拠点」ということが掲げられているんです。そして、とてもすばらしいと思ひしたのは、本当にこのカリキュラムの中で、学活が。低学年は4時間、中高学年10時間という時間をとってお

ります。この中で非常に感心いたしましたのは、地域の力をたくさん取り入れております。消防署とか、あるいは建築学会ですね、それから気象台の職員の方、さまざまな分野の方から防災教育を受けている。それから、止血の方法とか、あるいは骨を折ったときに添え木をするとか、そういったことまでやっている。中学校になると、今度は建物の耐震診断、実際にそこまで学校でやってるんですね、この中で。私は大変感心しました。というのは、子供たちが一番最高に素晴らしいと思ったのは、こういった防災学の中にさまざまな分野が入っているということですね。医療関係がそうですね。それから自身の危機管理のその対応、それから住んでいる町への関心、例えばチェックするわけですね、建物とかいろんな調査をする。それから専門家の方々から学ぶ、地形とか地質、土木、気象、本当に工学、全部入ってるんですね。そういったことは子供たちの将来に興味を持つ部分、職業選択の一つの指針になるのではないだろうかというふうに私考えました。本当にこの防災学というのは深いなあということを改めて感じました。そういうことで、ぜひ塩竈市でも総合学習、あるいは、いろんな学習面でもし取り入れていただければ、総体的にこういったお手本がありますので、ぜひ取り入れていただければと思いますけれども、この辺いかがでございましょうか。

それから、次に、若年者層の定住政策ですけれども、仙台市では市営住宅の建てかえに伴いまして、子育て支援ということで50戸、月額所得が制限ありますけれども、市内の通勤者、市内の居住者ということで、条件としては未就学児がいること。入居の倍率が21倍ということでございました。仙台市の場合は高齢化する市営住宅、あるいは周辺地域の活性化ということが一つのポイントになっておりました。ただ、宮城県では色麻町さんでこのたび住宅を建てております。町外からの転入、小学生以下の子供がいる家庭と限定しまして、人口減を食いとめる民設公営としまして、町の土地を提供して業者さんに建ててもらって、それをやはり借り上げて、そして助成するという形で家賃の補助を出すということで、随分問い合わせが、今までできてない、完全にできてないんですが、問い合わせが多く来てますということでございます。

塩竈市は駅が4カ所もあります。大変利便性が高いですね。それから保育所、保育所も老朽化しております。もし集合住宅であれば、その中に保育所を併設して、安心して通勤して働いていただけるような、そういった環境も大切かと思えますし、また、建設に際しては、地元企業の皆さんの仕事をよろしくということで、こういった仕事の発注の仕方もあるかもしれません。まず、優遇策として、よく税金を優遇するというこの話も出るんですが、実際

私もサラリーマン生活してきましたけれども、税というのは少なくなっても余り直接感じないものなんですね。ところが、家賃の減免していただくというのは、これは本当に若い方たちにとっては助かることだと思いますので、こういった若い方たちの身になって政策を練っていただけると大変ありがたいと思いますので、今後こういったことを進めていただければというふうに思います。

それから、みやぎの環境税でございますけれども、なかなかこれは今ちょっと先んじてお話を申し上げておりました。と申しますのは、もう既に二、三日前の新聞に、東京都のある事業者が宅配、会社の製品を注文が来て配達をする。そのとき車を使います。そのときのCO₂の削減に対しまして排出権を買って、それを全部ゼロにするという仕組みを始めました。もう間もなく、日本と言わず、世界中のこのCO₂削減の環境というものに対するさまざまな事業が出てくるかというふうに思います。私は宮城県すばらしいと思いました。一番先んじてるんじゃないかと。CO₂、25%削減などというのは、大変なことございまして、企業にとっては経済的な部分も非常に大きなマイナスを伴います。昨年ですね、ホテル仙台プラザで産業技術振興講演会におきまして、私ちょっと勉強してまいりましたけれども、地球環境問題にかかわる我が国の政策の現状と国際交渉の動向ということでお話を伺ってきました。これお話の中で、いかにCO₂削減というのは大変な、25%なんていうのは気の遠くなるような数字だということも実感してまいりましたし、恐らく国の方でそれを実施するに当たっては、もう地方の方に全部それを数的に振り分けるのではないかというふうな危惧を私は今持っております。そして、こういったエコポート塩釜として海の、港を持つ塩竈だからこういう事業ができる。こういった事業が必ず注目されるであろう。私は宮城県の担当者の方と電話でやりとりをいたしました。先ほどお伺いしました6月16日が締め切りということで、実は議会では間に合わないということで、ちょっとお電話をしたら、今回はまず一応とにかく一つの目安として16日締め切りということで、県の方でも、これからの事業ですので、どういうことが一番この事業にふさわしいかというのはこれからなんだそうです。いろんな県民の意見を聞きながら、また市町村からの提言を受けながらやっていきたいということで、目新しい事業があれば、それにこしたことはない。森林とか、あるいは、太陽光とか出てますけれども、それみんな重複するでしょうと、事業が。各市町村から上がってきて。その中でもうこれぞという事業があれば一番うれしいということもおっしゃっておりました。仙台、塩釜港、いよいよ自動車産業、きのうの新聞にも出てましたけれども、部品会社がど

んどんどん仙台に進出しております。輸送の点ではなかなかトラックで間に合わない点もあるかと思えます。船舶で輸送していただければということで、塩釜港の活性化のためにこういった事業を打ち立てて、そして、そのときにこそ出していきたい。ことしはまず一歩ですので構わないと思えますが、県の方でも、いや2次、3次と募集いたしますというお話がありましたので、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、環境の面では、今市長さんからもお言葉をいただきましたけれども、ぜひ海の活用という面で一つの施策を出していただきたい。

私は昨年12月、このイベントに伺いまして、多くの方、若い方たちが美しいって、こんなに寒いときなのに空気が澄み切って、そして、帆についた明かりでとても美しい。びっくりしたのは、仙石線が実は通っておりまして、ちょうど子供たちが「銀河鉄道だ」って言ったんですね。私も本当に塩竈ってこんなに美しい港だったのかと改めてちょっと思ったんですが、もう空中で電車が走っている感じなんですね、夜ですから。こういったすばらしい資源があるんだと。私たち住んでても気がつかない。子供さんたちも「きれいだ、きれいだ。電車が行った」って、「銀河鉄道」というような声を出してございましたけれども、ぜひ、これをまた夏場に納涼祭でもいいですし、何でもいいです。ちょっとイルミネーションつけて、そして夏の涼しさを味わうような、そういったイベントも観光客誘致のための人口交流ということもたび重なると思えます。帰郷してくる方たちもたくさんいらっしゃいます。そういうことでぜひ港の活性化のために考えていただければというふうに思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 防災の関係についてお答えいたします。

二市三町議連の皆様方が広域的な連携の重要性について改めてご提言をいただきました。若干ケースは違うかと思えますが、つい先日発生をいたしましたチリ中部沿岸地震の際にも漂着物、決して本市の分だけではなかったわけでありまして、そういったことに相互の連携強化を図りまして、他市町の部分についても、できる範囲で回収をさせていただき、しかる後、費用についてはご負担をいただいたということがございましたが、今、二市三町、さまざまな分野で連携を深めております。防災訓練等につきましては、全体でというところまではなかなか我々も思い至りませんでした。今後、ぜひそういった機会を、どのような形で具体化していくかということにつきましては、首長間でしっかりと話をさせていただきたいとい

うふうに考えているところでございます。

また、ヨットを生かしたイルミネーションについてご質問いただいた際に、私の方からマリーナの整備についてご答弁漏れがございました。

既に塩釜港内には民間の皆様方が所有するマリーナについてはございますが、先日改定をされました仙台塩釜港の港湾計画の中では、七ヶ浜町に総合的なマリーナを整備することとなっておりますが、本市域内にも多数の船がプレジャーボートが点在をいたしておりますので、例えば、引き続き中の島運河、貞山堀の活用でありますとか、あるいは港奥部の活用等々につきましても、私からも港湾管理者の方になお今後とも要請活動を行ってまいり、秩序ある水域の利用がされ、結果といたしまして、港の安全航行につながるように、なお一層努力をいたしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） 防災学についてお答えいたします。

市内で例えば第一中学校あたりは、自分たちの学区の中の防災マップ等を作成し、それに基づいて学習しているところですが、今お話しありましたような、その地域防災の参加等も含めて、これは指針の中にもありますので、市内の各小中学校の実情等を調べながら、検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 17番。

○17番（阿部かほる君） ありがとうございます。これで一般質問を終わります。

○議長（佐藤貞夫君） 9番浅野敏江君。（拍手）

○9番（浅野敏江君）（登壇） 平成22年度6月定例会におきまして、昨日の小野幸男議員に続き、公明党を代表し一般質問をさせていただきます浅野敏江です。市長を初めご当局の誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

近年、社会構造の変化などにより、うつ病などの心の病やDV、児童虐待など、国民の生命や健康を脅かす深刻な問題がふえつつあります。また、少子高齢化による高齢者のひとり暮らしとそれに伴う孤独死の急増などの社会問題が表面化してまいりました。本市においても、これらの問題が年々ふえております。そこで、今回は、このような直面する新しい福祉の問題を踏まえ、4点ご質問いたします。

1点目は、救急医療情報キットについてお尋ねいたします。

ひとり暮らしの高齢者や障害の人が自宅で急病になり、救急車を呼ぶ状況のとき、あらかじめ本人のかかりつけ医や持病などの医療情報が用意され、救急隊員が速やかに患者の医療情報を知り得ることは、一刻を争う救命活動にとって大変重要であります。

救急医療情報キットとは、高齢者や障害の方々の安全・安心を確保するために、かかりつけ医や持病などの医療情報、薬剤情報提供書、診察券、健康保険証の写し、また、連絡先などの情報を専用の容器に入れ自宅に保管することにより、あらかじめ消防署と連携を図り、到着した救急隊員が迅速に救命活動ができるための取り組みです。平成21年度塩竈市統計書によりますと、本市の救急車の出動件数の最多事由は2位の交通事故を抑え、圧倒的に多いのが急病です。平成15年から平成21年度までの出動件数の年間平均1,500件以上、昨年は出動件数1,607件、搬送人数は1,536名で、1日に約4.2人の実績があります。また、出動してから到着までの時間も年々延びており、さらに、到着から医療機関までの救急搬送も受け入れ状況などで時間がかかるなど、患者の生命に及ぼす影響ははかり知れません。

ひとり暮らしの高齢者等の被救護者が病状などを説明できない状態・状況に置かれても、迅速な救急対応の方法として、被救護者の詳細な医療情報を事前に自宅に保管しておく方法は、救急対応に大きな効果・支援につながります。本市における65歳以上の単身者数は、平成17年10月1日現在で1,612名、高齢夫婦世帯数も総数2,247世帯であります。ますますふえ続ける高齢者のみの家庭の急病における医療情報の的確な対応は喫緊の課題です。

この医療情報キットは東京都港区で全国初の試みで始まり、徐々に全国に広まりつつある取り組みです。本年4月から、青森県黒石市でも公明党市議会議員工藤氏の質問により実施されることになり、先日、直接工藤氏にお電話にて黒石市の取り組みについて伺いました。

具体的には、あらかじめ社会福祉事務所等へ救急医療情報キットを希望する申請書を提出し、配付されたキットの中にある救急情報シートに本人の持病、使用している薬、かかりつけの病院名、親族の連絡先など個人の情報を書き込み、保険証や診察券の写しを同封し、それぞれ専用のプラスチックケースに入れ、どこの家庭にでもある冷蔵庫の卵入れなどに保管します。これはかけつけた救急隊員がすぐに保管場所を探し出せるよう、どこの家庭にもある冷蔵庫に保管することが最適と思われるからです。冷蔵庫のドアには保管場所を指定したマグネット式の専用ステッカーを張ります。必要な救急医療情報が特定の場所に保管されていれば、的確な救命活動に役立ち、いち早く医療機関への搬送に結びつき、安心した救命利用へとつながります。高齢者率が急速に高まる本市において、高齢者、障害者、または健康

に不安を抱える人を対象に、消防署を初め地域包括支援センター、障害福祉課、保健センター等と連携を図り、救急医療情報キット無料配布事業として速やかに行うべきと思われませんが、市長のご見解をお伺いいたします。

次に、子育て支援の観点から、赤ちゃんの駅と児童虐待防止について伺います。

私たち公明会派の3名は、本年3月、栃木県小山市を訪れ、小山市健康福祉課の係長より事業の概要、また経過等につき、現地を視察しながらご教示を受けてまいりました。

赤ちゃんの駅については昨年9月からの取り組みだそうです。乳幼児を保育中の保護者が外出の際、乳児のおむつ交換や着がえ、授乳のため外部の目を気にせずゆっくりできる空間の提供を公共施設等に設置した事業です。場所は公共施設にあるデッドスペースが主で、簡単なカーテンや仕切りで空間をつくり、使用していないテーブルや椅子を設置し、ミルクをつくるためのお湯の提供も行っています。市役所や公民館、道の駅など、子供連れでも気兼ねなく、また安心して外出できる子育て世代に優しい事業を展開していました。今では各施設、お店の協力を得て、全市で57カ所の赤ちゃんの駅があり、今後も環境整備を図りながら、利用者に喜んでもらえる赤ちゃんの駅の設置に意欲を見せられていたのが印象的でした。

本市におきましても、平成15年、壺番館の1階の子育て支援センターを設置していただいたとき、同様の提案をさせていただき、同所内にカーテンで仕切りをつくっていただきましたが、その後、各公共施設等への設置はお聞きしておりません。ほとんど費用が必要としない親と子のほっとスペース、赤ちゃんの駅を本市に広げるお考えはないでしょうか、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、児童虐待の防止策についてお伺いいたします。

日々の報道の中で、我が子に対する虐待の痛ましい事件を耳にしない日がないほど、今日の社会は幼い命が脅かされております。公明党は児童虐待防止令、虐待する親の親権を制限する制度とともに、家庭訪問つき事業の創設に取り組む新しい福祉を提案しています。

小山市では、平成16年に起きた児童虐待事件を機に、二度と事件を繰り返さないことを願い、オレンジリボンを児童虐待防止運動のシンボルとして全国に広く呼びかけるとともに、さまざまなキャンペーンに取り組んでいます。昨年11月から新年にかけて2メートル大のオレンジリボンのイルミネーションを駅前に設置し、行き交う市民の関心を呼び覚ましたそうです。

また、国際医療福祉リハビリセンターの代表を招き、「児童虐待から子供と親を救うために」と題された講演会や子供への暴力防止プログラム、ワークショップなど積極的に開催し、

大人に虐待の実態と原因をみずから気づかせる取り組みもしております。小山市は今後、オレンジリボンのたすきをしたリレーマラソン大会の開催など、市を挙げて子供を虐待から守るという強いメッセージを市民に発信していくと決意を語っておられました。

児童虐待は、発見・対策に大きな比重がかけられるのは当然ですが、雇用、経済の不安など親を取り巻く状況も見逃すわけにはまいりません。その中で苦しんでいる家庭の相談窓口やキャンペーンなどを通して、地域で支える仕組みづくりに取り組む必要があると思われませんが、市長のお考えをお聞かせください。

最後に、女性の健康、特に唯一の予防できるがんとして今全国で注目を呼んでいる子宮頸がん予防ワクチンについてお尋ねいたします。

公明党は、女性が健康で生き生きと活躍できる社会を目指して、これまでも、またこれからも全力で取り組んでまいります。

昨年は子宮頸がん、乳がん検診の検診率向上を目指して、全額国の予算で全国一律に検診無料クーポンの配布事業が実施され、本市でも検診率アップに効果があらわれました。しかし、民主党政権になり、その予算は半減してしまい、本市におきましても、残念ながら、乳がん、子宮頸がん検診無料クーポンの配布事業は、平成22年度当初予算に組み込まれませんでした。しかし、今定例会において、ご当局のご努力により補正予算が上程されております。

子宮頸がんは、検診と予防ワクチンで100%予防できる唯一のがんです。公明党は、これまで全国で展開した署名運動により寄せられた350万人以上の声をもとに、子宮頸がん対策として、検診の無料クーポン、女性健康手帳の配布や予防ワクチンの早期承認を国に求め、先進的に取り組んでまいりました。

子宮頸がんは近年、20代や30代の若い女性が著しく発症し、年間1万5,000人が罹患し、約3,500人が残念ながら命を落としてしまいます。これは1日に約10名が死亡しているという計算です。幸い、子宮頸がんの発症原因は既に解明されております。いわゆるヒトパピローマウイルスの感染により、まれに細胞の一部が前がん病変を起こし、子宮頸がんを発症することが知られております。そのために、ウイルスが感染する前の予防ワクチンの接種が大切になるのです。今や世界100カ国以上で予防ワクチンが接種され、検診率が70%から80%と高いアメリカ、ヨーロッパなどでは、子宮頸がんは治す病気ではなく、予防する病気であるというのが常識と言われております。しかし、対応のおくれている我が国では、昨年ようやく予防ワクチンの承認が得られ、現在、任意の接種が始まったばかりです。費用も5万円から6万円と高額な

ため、なかなか普及されていないのも事実です。

仮に日本の思春期前の12歳の女兒全員にこのワクチンを接種した場合、その後の発症数、死亡数は毎年73%削減できるという試算も出ております。ここ最近では、栃木県や、また宮城県の大衡村でも全国で学校で予防ワクチンの無料集団接種を行い、ニュースになりました。日本全体で全額公費負担のワクチン接種を行った場合、接種費用は約210億円かかります。しかし、メリットとして医療費170億円、労働損失230億円が削減され、結果的には190億円の効果が見込まれるとの医療経済に基づいた見解が発表されております。公明党でも5月31日、参議院にこれらの観点から子宮頸がん予防法案を提出いたしました。

海外30カ国以上の国においては、公的助成により多くの命が守られ、発展途上国でも世界銀行などの援助により、女性の命と未来の命が守られております。経済的格差によって少女たちの将来に不安を残すのではなく、一日も早い公的助成によるワクチン接種が図られるよう強く国に要望するとともに、本市における子宮頸がん予防ワクチンの公的助成の実施に関する市長のご見解をお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

ご清聴大変にありがとうございました。（拍手）

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま浅野議員から福祉行政について4点にわたるご質問をいただきました。

初めに、救急医療情報キットについてご質問いただきました。これは救急隊などに対し、搬送の対象となったご高齢者などの基本情報であります氏名、緊急連絡先、さらには、かかりつけの医療機関や薬剤情報などを迅速かつ的確に伝達できるよう、これらの情報を記載した用紙を保管容器に入れておくものと理解をいたしております。救急措置が必要な際には、この情報により適切に救命措置ができ、迅速に搬送先などに連絡することで素早い協力も求められている方式でございます。

本市では、ひとり暮らしのご高齢者数は、平成22年3月末で2,609人になっておられます。現在は、その中でも疾病などで日常生活に不安のある方々を対象に、緊急時の対応策として緊急通報システム事業を導入をいたしております。これは緊急時に利用者が通報機器のボタンを押すことで24時間体制の緊急通報情報センターに通報され、緊急通報協力員や関係機関による速やかな救援を図っているシステムでございます。これまでひとり暮らしのご高齢者が救急搬送される際に治療に必要な医療情報が得られず、搬送に手間取る事例も報告をされ

ております。医療情報、常日ごろよりの確にしておくことは救急時の対応をスムーズに運ぶため非常に有効な方策と私も考えております。

今回、議員ご提案の救急医療情報キットは、東京都港区が全国に先駆けて導入をいたしておりますが、県内の導入事例はまだないと聞いております。しかし、救急時に大変容易に的確な情報伝達ができる方式であり、今後、先進事例などの状況や救急医療の観点から、救急搬送先機関との協議や調査、症例研究等を行いながら実施に向けた検討をさせていただきたいと考えております。

次に、赤ちゃんの駅についてご質問いただきました。

これは子育て支援の一環として公共施設などに、赤ちゃんのおむつがえや授乳コーナーを設置する事業で、全国的な広がりを見せている運動でございます。本市でも、子育て支援センターを初め、市民図書館やふれあいエスパ塩竈、塩釜ガス体育館などにその機能を備えております。設備的には他市同様、カーテンで仕切ったコーナーでありますとか、あるいは施設によりましては、空き部屋などを利用して対応させていただいております。また、授乳用のお湯につきましても、お気軽にお声がけをいただければ、適切に対応させていただいております。赤ちゃんを育てる親御さんにとりましても、安心して気軽に赤ちゃんを連れて外出できる環境は、地域で支える子育て支援策として大変重要であります。

今後は、未設置の公共施設で設置が可能かどうかの調査を行いながら、量的にはまだ不足をいたしているという認識でありますので、設置に向けた努力を重ねますとともに、案内表示板などで利用者への周知を図ってまいりたいと考えているところであります。

児童虐待防止についてご質問いただきました。

オレンジリボン運動、平成16年に栃木県小山市で幼い幼児が虐待により亡くなった事件を契機に、小山市の団体が、二度とこのような事件が発生しないように、子供の虐待防止を目指して始めた運動と理解をいたしております。

児童虐待は経済的困難、家庭内不和、あるいは地域からの孤立などのさまざまな要因から発生をいたしており、予防につきましては個人情報保護という非常に難しい現実を突きつけられております。このため、行政としては問題が発生してからの対処が対策となっております。本市では、平成21年度に152件の通報等があり、約40件が虐待事案として、職員1名と家庭児童相談員2名で対応をしたところでございます。医療機関や市民の皆様、民生児童委員、学校、あるいは保育所等から相談や虐待疑いのケースが毎日報告をされており、担当者

は、通報があれば、土日も含め24時間態勢で現場に出向くなどの対応に当たっております。

対応といたしましては、市は、強制的な介入権がなく、地域の方や直接児童の保護者の同意を得ながらお話をお伺いし、通報から48時間以内に事実関係を把握するよう努めているところでございます。個人情報やプライバシー問題もありますので、細心の注意を払って対応をいたしております。調査の結果、緊急性があると判断すれば、児童保護の強制権限がある宮城県中央児童相談所や警察と連絡をとりながら、児童の緊急保護に当たっております。

本市では、18年に塩竈市要保護児童対策地域協議会を設置して対応に当たっております。メンバーは民生児童委員や主任児童委員、警察、法務局、保健所、市内小中学校、そして幼稚園や保育所職員等、約80名程度で構成をされております。緊急保護に至らないと判断されたケースは、協議会で必要な対策を決めながら対応をいたしております。

協議会メンバーを対象とした研修の際には、オレンジリボンを配布するなど、オレンジリボン運動の啓発を行い、毎年、講師を招いて、虐待予防等の講演会を開催をいたしております。また、専門機関の啓蒙や研修に並行し、広く市民の皆様に対しても、毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ啓蒙活動を行ってまいります。これらの活動を通じ、市民の皆様にも広く関心を持っていただき、子供の異変などに気づいた場合には、関係機関にご連絡をいただくなど、地域全体で虐待のない社会の実現に向け、より一層努力をいたしてまいります。

最後に、子宮頸がん予防ワクチンの公費助成の推進についてお答えをいたします。

議員の方からもお話がございました。子宮頸がんはヒトパピローマウイルス、HPVというんですかね、の感染によるもので、20代から30代で増加をいたしております。一方で、検診等で早期に発見されれば完治できるがんであり、子宮を摘出することなく治療することも可能と言われております。

子宮頸がん予防ワクチンは、我が国では昨年の10月に承認され、12月22日から医療機関で接種可能となりました。このワクチンは、子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルスの中で最も多く症例として報告をされているHPV16型と18型を防ぐワクチンで、このワクチンを3回接種することで子宮頸がんのリスクは3割から5割まで下がると考えられております。ウイルスに感染していない10代前半の女性へのワクチン接種が一番有効でございますが、ウイルスに感染していなければ、成人女性でも有効とされております。しかし、ウイルスには数多くのタイプがあり、このワクチンもすべて有効ということではございません。ワクチン接種の費用は3回で4万円から5万円と高額であり、助成を行う自治体が全国的に増

加をしてきております。県内では大衡村が全女子中学生に全額助成を行うとの新聞報道がございました。

このように有効なワクチンに対する本市の公費助成についてのご質問いただきました。

近年、ヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチンなど、新たなワクチンが承認され続けております。国では、予防接種制度の抜本的見直しに向けた議論を開始するため、予防接種法で定期接種の対象となっていないヒブや肺炎球菌、あるいはヒトパピローマウイルス、B型肝炎、そして流行性耳下腺炎などのワクチンについて、期待される効果や安全性について、感染症分科会予防接種部会で情報収集を開始しているというふうにお伺いをいたしております。

本市におきましては、これらの予防接種制度が定期的予防接種へ位置づけられますよう、強く要望活動を行ってまいりたいと考えております。ただ、ワクチン接種を行ったとしても子宮がん検診の必要性は変わりません。通常の検診に加え、昨年は20歳から40歳までの5歳区切りの方々が自己負担なしで受けられる女性特有のがん検診推進事業を実施をいたしております。受診率向上のため、本年度も実施できますよう今回補正予算を提案させていただいたところでありますので、多くの市民の皆様方に受診をいただきますようお願いを申し上げるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

まず初めに、救急医療、この情報キット、大変画期的なシステムだと私も思っています。この救急医療情報キットにつきましては、災害時や救急のときに災害弱者と言われている高齢者や、また障害者の名簿の確認など、地域でも取り扱いが大変難しい時代になっています。ましてや、持病とか個人的情報を地域の人が知り得るということは今日、大変難しい状況にあります。このようなときに、災害のときに、そういったものが事前に家庭の中にあるということを救急隊員の方、また、そこにかけつけた方がわかれば、そのままそれを持って、ご本人を搬送するなり、病院の方にお連れするという事も可能なわけです。そういった救急の大変混乱している状況の中で、やはり的確にその方のかかりつけの病院とか、またお薬などが即座にわかるという、このシステムは大変有効だと思いますので、市長が先ほど前向きな答弁いただきましたので、大変うれしく思っております。

なお、これはこの仕組みはアメリカで、ワシントン州のポートランドというところではもう既に20年前に実施されて、有効な報告がWHOの会議にされているそうです。日本で一番初

めのこの報告を伺ったお医者さんが、ぜひこれは日本でも広めていくべきだということで、先ほど市長がお話しされたように、港区の方から始まったのがこの体制でございます。

ちなみに、港区の方ではこの救急キットの容器1個あたりの大きさは直径6センチぐらいで、長さ22センチぐらいの筒状のプラスチックのものだそうですけれども、その中の用意するものは、先ほど冷蔵庫の前にマグネット式のパネルを張るということも含めまして、約312円でできるというような計算も港区の方でされているようでございます。

先ほど市長がおっしゃった通報システム、確かにうちの市の高齢者の方たち、ひとり暮らしの方、また体調に自信のない方にとっては大変画期的な通報システムでありがたいと思っておりますが、これにしても、やはりそのときかけつけた方たちが個人のその病気の中身とか、それから日ごろの病院の状況とかが、まただれに連絡していいのかという個人の情報がそこにあれば、そういったシステムをなお今まで以上に活躍できるかと思っておりますので、ぜひこのことを速やかに皆さんで検討していただきたいと思っております。

次に、赤ちゃんの駅、先ほど市長もお話しいただいたように、市内、今4カ所ぐらいに設置している。これはぜひそのことを周知していただくのもそうなんですが、一定の赤ちゃんの駅なら赤ちゃんの駅というふうに名前を共通にしていきたいと思います。私たち行った小山市の方では、そのカーテンだったり仕切りだったりの前にプレートが置いてありまして、かわいらしい絵だったり、そういったものに赤ちゃんの駅って書いてあって、使用中、また、今あいてますという、ひっくり返すだけで使用してるか、それとも今あいているかということがわかるようなプレートも用意されていたり、また、デッドスペースを利用しているわけですので、大変、何ていいますか、これまで使われてない場所だったので、そこに子供が喜ぶような絵を張ってあったりというような、本当に赤ちゃんとお母さんがほっとするような空間がいろいろ環境整備としてつくられておりました。ぜひそういったところも本市で広げていただきまして、公共施設のみならず、今大きな大手のお店とか、それから観光客がたくさんいらっしゃるお店もあると思っておりますので、そういったところにも徐々に広めていただいて、本当に市民のみならず、塩竈市を訪れた親子連れの方たちが安心して子供を連れてこられると、そういった環境をぜひつくっていただきたいと思っております。

児童虐待のことなんですが、先ほどその状況の人数ですか、年間に報告されている、21年度だけで152件、また、その中で40件というその案件が、大変これは本市においては私は想像以上に多いなと思えました。これはここ数年多分高まっていると思っておりますので、この何年間の

数字、もしおわかりでしたら、これは教えていただきたいと思っております。

今市長からもろもろ対策、そして水際の作戦のように、その虐待を発見するのが大変難しく、また、その対応も恐らく担当者の方たちが大変ご苦勞なさっていると想像にかたくないところでもありますけれども、今市長がおっしゃったように、こういった社会状況の中で、ではどうしたらそういった子供を虐待するという気持ちが起こらないためのプログラムというのが大変必要だと思っております。今専門医の方たちが日々ご研究なさっていると思いますが、そういったものを市民挙げて考えていくためには、親と子のふれあいの行事をたくさん設けられるとか、また、小山市の方では、小山市からまたそのように児童虐待のキャンペーンを一生懸命やっている町とのリレーでたすきリレーをやっていこうとやっていうふうに町を挙げての市民活動に結びつけていこうという動きもございます。せっかくオレンジリボンが今児童虐待のシンボルとして徐々に広まっております。部長の今胸につけておりますが、私も今胸にこのオレンジリボンをつけておまして、やはりこのことを一人一人が何のリボンかということをご皆さんが疑問に思い、質問するところからひとつ始まると思っております。ぜひこの動きを私たち町内、また、専門家だけでなく、ぜひ私、たすきのリレーというのはすごくいい考えだなあと思っております。命をつないでいくという意味でも、そのオレンジ色のたすきを市民の中で、また子供も一緒に走る、親も一緒に走るというような市民挙げてのそういった運動に結びつけていけたら、それこそ虐待のこの事例の報告が年々少なくなってくるのではないかと大変期待しております。

次に、子宮頸がんの予防ワクチン、これは本当に今、テレビ、マスコミ、また女性の雑誌等でも大きく取り上げられておりますが、まだまだ情報がわかっておりません。本当に錯綜しております。私も今回、質問するために、この子宮頸がんのDVDを何度も何度も繰り返し見ながら、ストップかけては、そこで数字を読み込み、書き込みということをやって勉強させていただきました。その中で、やはり子宮頸がん、今、子宮頸がんの検診は、細胞を取って、それでがんを発見するんですが、細胞診だけではどうしてもそこにがんがあるということしかわからないそうです。その上でヒトパピローマウイルスに感染しているかどうかという検診も精査的にもっと細かくわかるためには必要だという専門の方もいらっしゃいます。そうしますと、子宮頸がんを隔年ごとに検診するよりも、その細胞を取って、これが陰性、またはヒトパピローマウイルスにも感染してない。これも陰性。両方が陰性となると3年間は検診しなくても、がんになる可能性はないということがわかっているそうです。そうなります

と、ほとんど変わらない検診費用で、医療費の方も大分安くなるというか、削減されるという、本当にそういった医療的経済効果もあらわれているという試算も今出ておりますので、ぜひその点も、同じくワクチンの接種とともに検診の精密性と、そして周知徹底もお願いしたいと思っております。先進国の大半では、公費負担で接種を進めておりまして、公費負担の国では約90%の接種率があります。しかし、公費負担のないお隣、韓国などでは接種率は2.3%と極端に低くとどまっております。これは先ほど市長がおっしゃったように、このワクチンの接種には本当に大きな費用がかかりまして、まだまだ自分の健康は自分でと言っても、先ほど申し上げましたように、思春期の初めの、本当に10代の初めの世代が受けて効果があるものであります。

また、ワクチンを打てばそれでいいというものではなくて、当然検診も併用して初めて100%この子宮頸がんが予防されるという効果が出ますので、それはワクチンだけ打てばいいという問題では決してございませんので、両方併用したときに。本当にこの日本には子宮を取って赤ちゃんが産めなくなってしまった若い女性、また命を落としてしまう若い女性、本当に今泣いている方がたくさんいらっしゃいます。私が見たDVDで証言された若い女性も、若いときにこの知識があったら、このような苦しい思いをしなくて済んだという後悔の涙を流している方がいらっしゃいました。

そこで、子宮頸がんのこの予防ワクチンは、さっき市長がおっしゃったように、6年生、中学1年生という12歳、13歳の子供を対象に集団接種が望ましいことではありますけれども、まだこういったことに対する抵抗、また親御さんの心配も多いと思います。そういった意味では教育の現場で子宮頸がんに対する正しい知識を、子供たちを初め保護者の皆様に知っていただくことは大変大切と思っております。また、教育の一環の中で予防医学をしっかりと取り組むべきと思っておりますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

予防ワクチンは、ヒトパピローマウイルスを細胞培養するわけではなくて、遺伝子組み換え技術の応用により、ウイルスに含まれているたんぱく質だけを生産されて、感染の心配のない安心なワクチンとして承認されております。ぜひこのことも市長、お考えいただきまして、一日も早く本市におきましても子供たちの将来に不安のない、この子宮頸がんの予防ワクチンと、そして検診の効果が上がる施策に取り組んでいただけますようお願い申し上げます。2回目の質問とさせていただきます。

○議長（佐藤貞夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） それでは、4点にわたりましてご質問ございましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、救急医療情報キットの関係でご質問いただきました。東京都の港区が全国に先駆けて導入しているという事実も私どもの方で聞いているところでございますし、緊急時に必要な情報が非常に災害時を含めて有用だというような情報等についても把握をしているところでございます。具体的に、今議員がおっしゃったように、緊急情報用紙の中には、基本的な情報といたしまして氏名でありますとか、住所、電話番号、あるいは血液型、緊急連絡先、こういったものが整理されているということでございますし、医療情報といたしましても、かかりつけ医でありますとか、あるいは薬剤の情報、あるいは健康保険証の写しなどを、先ほども言いましたように半透明の筒にコンパクトに収納して、そして、やはり保管場所は、議員がおっしゃっているように冷蔵庫、災害時に非常に破損しにくいということで保管をします。そして、その場所に簡単な目印のシートを張っておく。そして玄関先にもそういったシールを張ることによって救急隊がわかるというようなシステムというふうになっているところでございます。

このキット導入の課題といたしますのは、導入する市町村の取り組みの視点によって保管する情報の量でありますとか、あるいは内容、キットの配布先、こういったことで異なってしまうという部分もございますので、まず、必要性は十分私の方でもわかっておりますので、先進事例をなお参考にしながら対応していきたいというふうに思っております。

それから、赤ちゃんの駅の設定の関係についてご質問ございました。私どもの方では、先ほど市長から申し上げましたように、子育て支援センターだけではなくて、市民図書館、ふれあいエスプ、塩釜ガス体育館、こういったところに設置をしているところであります。未設置の公共施設の部分でそういった赤ちゃんの駅が可能かどうか、改めて調査をしながら、既に設置済みの施設につきましては、議員からご提案ありましたように、ご案内表示を提示する。あるいはいろんな工夫をしながら、デッドスペース、こういったものを活用しながら、場合によっては公共施設以外の皆様方にも普及できるような、そういう形で普及検討していきたいというふうに考えております。

それから、児童虐待の関係でご質問ございました。児童虐待は本当に毎日のように実は私どもの方に問い合わせが寄せられます。昨日も実は寄せられておりまして、まさに相談、あるいは通知が毎日のように私どもの方に入りまして、職員3名、本当にフル稼働で現場に行き

ましたり、あるいは警察署の方に行きましたり、あるいは中央児童相談所の方と連絡をしながら日々対応しているという状況でございます。

この児童虐待については基本的に、市長が申しあげましたように、18年の5月に児童福祉法、こういったものが改正されまして、先ほど申しあげました要保護児童対策地域協議会、こういったところが私どもの方に設置をしているということで、ここが基本的に全体的な情報の把握でありますとか、連携、総合的な対応をしているという組織でございます。この組織につきましては三つから実はなっております、一つは、それぞれの機関から代表される方の代表者会議、それから実際にその要保護活動を行っている実務者がいらっしゃいますので、そういった実務者会議、それから直接児童関係機関にかかわりを持つ担当者などからなる、まさに関係者のための個別ケース会議と、この三つの会議からなっているところであります、そういったそれぞれの会議を有効に活用しながら、この児童虐待に総合的に対応するというのが基本的なスタンスになってございます。

相談件数についてご質問ございました。21年度の実績は、先ほど市長から申しあげましたように、相談件数事態としては203件、家庭児童相談件数が実件数で市長の方から申しあげましたように152件、それから直接相談が51件という内容になっております、その中で、児童虐待相談の実件数というのは、平成21年度で58件、22年度で40数件という状況になっております。特に、虐待の件数に関しては、平成21年度、実件数は実は58件ということですがけれども、相談の支援回数、いわゆる1ケースで相談員が何回も行くわけですがけれども、その件数といえますのは1,432回にわたっております。平成19年、20年、21年度と支援回数というのがふえてきているという状況にありますし、緊急を要するものにつきましては、役所だけで当然対応できない、緊急に対応する必要があるということもありますので、速やかに中央児童相談所と連携しながら対応し、場合によっては子供たちを一時保護すると、こういった対応をしているところでありますし、今後も迅速に、なおかつ児童虐待される子供たちのためにいち早く対応していきたいというふうに考えております。

オレンジリボンの運動については、確かに小山市の方から始まった部分であります。今、私どもの方の地域協議会のメンバーすべてがそのオレンジリボンをつけているところであります。特に、11月はそういった期間でもありますし、強化月間に限らず、そういったリボンが普及するように、あるいはそのキャンペーン、こういったものも民間なんかと連携しながら、本当に命を大事にする。子供たちを本当に虐待から守るために日々一生懸命やっている関係

者がいっぱいいますので、こういったリボンを普及しながら、なお児童虐待がなくなるような対応を今後ともしてまいりたいというふうに考えております。

子宮頸がんのワクチンの助成の関係でございます。

基本的には市長の方から申し上げたスタンスで考えたいというふうに思っております。ご質問のありました通常の検診とあわせて、細胞診の検診のお話でありますとか、あるいはそのワクチンだけではなくて検診の両方することによって効果があるということについての周知関係を含めて、私どもの方としても今後ともいろんな機会を通じて、この対応について周知をしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） 私の方から子宮頸がんに対しての学校教育における形等をお答えいたします。

現在、学校教育においては、男性と女性の心と体の違い、それを理解し、それに男女を尊重し合うということをねらいとした「性に関する教育」というのがございます。これは主に小学校5～6年生の体育の中の保健学習、中学校の保健体育科の保健において行い、また全教諭活動で行っておるところでございます。今後、発達段階に応じて、この子宮頸がんも含めまして、女性特有の疾病等につきましても、正しい知識の理解を図り、また予防医学の面からもそういう充実を図るよう、各学校に指導してまいりたいと思います。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 暫時休憩いたします。

再開は15時5分にいたします。

午後2時50分 休憩

午後3時05分 再開

○副議長（嶺岸淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番小野絹子君。（拍手）

○3番（小野絹子君）（登壇） 私は日本共産党市議団を代表しまして、中川議員に続いて一般質問を行います。

第1に、女性のがん対策について2点お伺いします。

女性の婦人科がんや乳がんの罹患者が年々ふえており、亡くなる人も絶えません。検診を初

め早期発見・早期治療が求められておりますが、近年、子宮頸がんについて10歳代のワクチンの接種での予防が重視され、11歳から14歳の女子、あるいは小学校6年生と中学3年生の女子を対象にワクチンの接種が公費負担で取り組まれています。大衡村では、町長が全額村で負担することを決め、6月議会で補正予算を組んでおるようであります。女子が将来、婦人科がんにかからないように、塩竈市も子宮頸がんワクチンの接種に市費負担をして、ワクチン接種がしやすいように対応すべきと思います。先ほど浅野議員の質問に答弁がありましたが、改めて市長の見解をお伺いいたします。

ちなみに、4月13日の参議院厚生労働委員会で我が党の小池あきら参議院議員がヒブ、インフルエンザ、B型、肺炎球菌ワクチンの一日も早い定期接種化を求め、また、子宮頸がんワクチンについても公費助成を求めました。長妻厚労大臣は、3種、ヒブ、肺炎球菌、子宮頸がんワクチンの3種であります。これは予防接種法に位置づけるか否かについて、優先順位の高い部類として予防接種部会で論議をいただいていると述べております。

市長は、国や県に対して公費助成を求めていく考えがあるのかお伺いしておきます。

次に、乳がんの検診についてお伺いします。

最近、マンモ撮影で異常のなかった人が3カ月後にしこりを感じ、受診したら乳がんと診断され、手術をし現在、抗ガン剤治療をしている人、さらに、マンモ撮影では異常がなかった人が体調を崩して受診したら、乳がんとわかって手術をしましたが、乳がんが進行していたようであります。今日、マンモ撮影で乳がんを発見するのは、高い技術力が求められていると思います。このような状況を踏まえて、乳がん検診のあり方について、市はどのようにお考えなのかお伺いします。

第2に、困窮している市民生活についてお伺いします。

5月14日、塩竈革新懇話会主催の困窮している市民生活の実態のシンポジウムが開かれました。私も参加しました。保育園の現場から、大好きな泥んこ遊びを突然やめた〇君に、なぜ泥んこ遊びをしないのかと聞いたら、泥んこ遊びで洋服が汚れたら着がえしなければならないと答えたそうです。〇君の父親は失業したので、着がえの洋服にお金を使えないと、子供心に思っているのです。胸の痛くなるお話ではありませんか。最近、保育所に通う父親の失業や、両親とも職を求める求職の家庭、ひとり親の家庭が増加しているとも報告されております。また、中小企業者の営業と暮らしも深刻です。

塩釜税務署管内、二市三町の事業者数は、2001年と2007年の比較では、2001年に2,719人が

2007年には2,309人と410人の減少になっております。中小業者の所得の比較では、200万円以下が01年には934人であったのが、07年には974人で、何と42.1%になっており、所得200万円以下が4割を超えているのです。300万円以下が07年には1,494人の64.7%、400万円以下が07年で1,823人の78.9%、約8割を占めているのであります。この金額で個人事業者と家族が1年間生活していくのです。さらに借金があれば、ここから支払いをしなければならず、生活はますます深刻なことが報告されました。

困窮している市民生活は、国民健康保険税の塩竈市の滞納状況にも端的にあらわれております。塩竈の国保税の世帯数の中で滞納世帯の割合は35.8%で、宮城県は27.9%です。塩竈市の国保税が高過ぎることによる現象だと思えます。

ちなみに、市町村民の所得の推移を見ますと、塩竈の1人当たりの所得の最高値は平成9年、1997年の273万8,000円が平成17年度——2005年でありますが——には232万3,000円に落ち込み、8年間で1人当たりの所得が41万5,000円も下がっております。

さらに、最近はず首相の消費税10%の宣言に国民の怒りと不安が広がっております。消費税10%の大増税は1世帯16万円の負担増をもたらすものであります。そもそも消費税は、所得の低い人ほど負担が重くのしかかる暮らしの破壊税です。大企業は1円も負担せず、中小業者と消費者、国民だけが負担する最悪の不公平税制です。私どもは消費税増税は市民生活の困窮に拍車をかけるものと思えます。消費税の増税は許せません。

そこで、市長にお伺いしますが、困窮している市民生活の把握と対応について、どのようにお考えになっているのか、また、このような市民生活の救済、低所得者対策を第5次の長期総合計画にどのように反映しているのかお伺いいたします。

第3に、チリ地震津波の検証と対応についてお伺いします。

2月27日、南米チリで発生した大地震により到来した津波の影響は、人的被害こそありませんでしたが、漁業被害は甚大で、塩竈市の浅海漁業者の確定した被害額は5億200万円に達したと報告されております。浦戸東部支所が5,080万円、浦戸支所で2億4,680万円の被害額で、両支所ともノリ養殖施設に甚大な被害がありました。塩釜市第一支所では7,200万円、塩竈市漁協では1億3,420万円の被害額で、ワカメ、コンブの養殖施設が全部流され、甚大な被害になりました。しかも、漁業者の方々は、津波被害直後、多くの船が行き来する海上航路の確保を最優先にするため、破損した養殖施設などの漂流物を撤去するために独自に漁船を出し、1回当たりガソリン300~400リットル、多いときは500リットルを使ったそうでありませ

は中川議員とともに、津波被害1カ月後に漁業者の船で海上を視察したとき、自分たちの漁場の処理はこれからだとお聞きしました。漁業者の方々は、多くの困難がある中で復旧作業に懸命に取り組まれました。6月号広報の2ページ、3ページに、津波被害を乗り越えて、被害の状況とその処理状況、そして復興を目指す漁業者の皆さんの活動が紹介されております。私は、漁業者を初め関係者の方々の労苦に改めて敬意を表するとともに、本格復興に向けて、市や県の役割は重大だと思えます。政府は4月20日、宮城・岩手など5県に養殖被害について国の補助率がかさ上げされる激甚災害に指定しました。しかし、被害総額が2,000万円を超える市町村とする要件のほかに、対象もホタテ、カキ、コンブ、ワカメなど12種類の養殖施設で1施設の工事費が13万円以上のものに限定されています。1施設の基準について実態に即していないと漁業者から不満や不安の声が出ていました。漁業者からは「ひとしく救われるのかと思っていたのに期待外れだ」、また、「1施設13万円にこだわらず、被害額に応じて対応すべき」という意見が述べられました。漁業被害の実態の把握と対応について、私は3月5日に産業建設常任委員会の7名の議員と産業部長らとともに被災地の漁場を視察し、浦戸の二つの支所を訪ね、被害状況について調査をし、激励をしてきました。さらに、3月7日に日本共産党国会議員団の高橋ちづ子衆院議員、紙 智子参院議員を初め加藤幹男県副委員長、党県議団、党市議団は船をチャーターして被災地の漁場の現地調査をし、浦戸の二つの支所で要望を聞き、市長にも会って、出された要望・意見を踏まえて、県交渉や政府・水産庁交渉を2度行ってきました。

政府交渉に先立って、現地調査を踏まえて、高橋ちづ子議員は、3月11日の衆院災害特別委員会で、紙 智子議員は3月19日の参院の農水委員会で質問し、私たちは3月25日に激甚災害の指定を含む7項目の要請で水産庁と総務省の交渉を行いました。この政府交渉には高橋議員と紙議員、大門実紀史参議院議員の秘書も参加して行われました。

さらに、5月17日の政府交渉では、激甚災害の補助対象地域の要件について、市町村単位だけでなく、地籍水面として一つにとらえること。対象施設の1台の13万円以上について、実態に即して数えること。例えばノリの場合、1区画に4台、4台1体で設置しており、4柵合わせて1台として考えるべきと求めたのに対し、水産庁側からは「理解できる。それは自然な考え方だと思う」と述べ、柔軟に対応する姿勢を示されました。

当初、5月末に災害の査定の要項をまとめ、6月には査定に入るとお聞きしていましたが、しかし、いまだに激甚災害の査定の要項も示されず、時期も定かになっていません。1施設

の考え方や査定の要項や査定の時期について、政府や県から通知があったか、お伺いします。

次に、融資制度についてお伺いします。

9月からの漁業に対応するために施設づくりが始まる時期です。施設共済に入っていた方は、既に共済金が出ておりますので、施設づくりの準備に入っております。ところが、共済に全員加入している県漁協支部もあれば、30%程度の支部もあります。一方、全く加入していない支部や組合があります。被災者の生活を保障するためにも、また施設づくりのためにも、融資制度は急がねばなりません。5月連休明けには融資制度の活用が始まるものと思っておりましたが、いまだにその見通しありません。融資の活用がおくれている原因は何なのか、漁業者が融資を受けるための認定書は、どこで出すのか、申し込み方法などをお聞かせください。津波被害に遭って4カ月が過ぎようとしております。迅速な対応を求めます。

第2は、激甚災害の適用と改善についてお伺いします。

激甚災害に指定されて安堵もつかの間、今回被害を受けた養殖漁業者及び漁業協同組合の中に激甚災害の適用の対象から外されるという事態が起きています。今回の政府の激甚災害指定による特別の財政援助に関する法律、昭和37年の法律150号であります。では開拓者等の施設の被害に対する災害復旧に対する補助の第7条において、「1施設の工事費が13万円以上のものに要する被害経費につき、補助する」となっております。しかし、当塩竈市においては、塩釜湾内漁協のノリ養殖施設1施設は12万円、ワカメ・コンブ1施設は2～3万円であり、1施設13万円では激甚災害の指定を受けても適用になりません。今回、政府においてはチリ地震津波による浅海漁業の被害に対する部分的な改善がなされているものの、基本的には従来の激甚法の考え方、枠組みを踏襲しているため、適用されない漁業者も出ております。このままでは養殖漁業者の中に養殖漁業の継続が危ぶまれる事態を招いています。養殖漁業を取り巻く厳しい環境の中で今後の再建のためには、養殖漁業の実情を踏まえた激甚災害制度になるよう、運用改善が強く求められます。とりわけ、激甚災害の1施設13万円の基準の見直しを求め、個々の災害額に応じて対応できるように国に改善を求めるべきと考えます。市長の見解をお聞きします。

また、想定されている宮城県沖地震へしっかりと対応していく上で、今回のチリ大地震の津波の状況と養殖被害の実態をよく検証し、災害に強い水産業づくりの研究や指導が求められていると思います。当局はどのように考えているのか、お聞かせください。

第4に、道路行政について2点お伺いします。

まず、第1点目は、利府中インター線の越の浦春日線の進捗状況と、この路線にアクセスする東塩釜吉津線についてお伺いします。

6月11日に県の仙台土木事務所は、地権者の皆さんに一般県道利府中インター線、庚塚道路改良事業の第2回目の説明会を行いました。私も参加しましたが、何点か確認しておきます。

仙台土木事務所は、昨年10月5日に地権者への説明会の後、測量に入り、460メートルの道路の詳細設計ができたことによって、2回目の説明会を開いたわけです。説明会では、6月中旬から7月にかけて路線の3カ所の地質調査のボーリング、用地幅くい設置として道路幅のくい打ちをするため、地権者の土地へ立ち入り、7月中旬から8月中旬に現地で立ち会いをして、隣接地との境界の確認、8月下旬から10月下旬にかけて工事に必要な土地の測量及び面積計算を行い、11月上旬には3回目の説明会を開催し、買収すべき土地の面積や土地価格などを提示し、11月中旬に物件調査、11月下旬に個別協議をし、協議が整えば契約に入り、その後、工事に着工するとして、土地買収については22年度から24年までを計画し、道路工事は24年から25年の2カ年で一挙に整備すると述べております。幅員は25メートルを確保し、実質道路の幅員は11メートルで2車線の道路整備を行い、平成40年度まで2車線で行くと述べております。460メートルの道路の高低差も決まり、6%の勾配で来て、吉津トンネルからの丁字路の高低差は1.5メートルから1.8メートルになる模様と言われております。丁字路から吉津トンネルに向かって35メートルは県が片側歩道を取りつけながら道路を整備するとしています。確認しますが、今申し上げたことに間違いありませんか。お答えください。

地域の皆さんは今回の説明で460メートルの整備がやっも行われるということで安堵したようであります。ことしの県の予算は5,000万円と聞いておりますが、今年度分はこの範囲での執行なのでしょうか。改めてこの路線の進捗状況についてお伺いします。

さらに、利府中インター線に接続する東塩釜吉津線の調査について、どのような調査をするのか、また、調査結果の成果品の時期についてお尋ねします。

2点目は、歩道の段差解消についてお伺いします。

バリアフリーの観点から歩道の段差解消は重要でございます。今回質問しますのは、新浜町泉沢線に沿った松陽台、楓町、杉の入の歩道の縦線の段差解消です。この3地区の交差点部分の段差解消工事が終わっておりますが、交差点でない縦線の段差解消がなされていません。昨年、楓町交差点の段差解消をしましたが、交差点から2～3メートルしか離れていない縦線の歩道の段差解消はなされないままでした。地域の方から「ここはどうして段差解消され

ないの」と聞かれましたが、ことしはぜひ縦線の段差解消をやっていただきたい。段差解消について、どのような計画なのか、お聞かせください。

さらに、藤倉三丁目の交差点から藤倉三丁目側の歩道であります。歩道の真ん中に電柱が立っていて危険であります。ここは坂道にもなっており、杉の入小学校や二中の通学路にもなっております。ここで先日、自転車の事故がありました。安心・安全のためにも電柱の移設を要望しますので、お答えください。

最後に、バリアフリーとして東塩釜駅へのエレベーター設置工事が5月の連休明けから行われております。来年3月には利用できる予定とお聞きしていますが、地域の皆さん、東塩釜駅利用者の皆さんが大変喜んでおります。この場をおかりしまして、当局と議会の皆さん、JR東日本の皆さんにも御礼を申し上げまして、私の1回目の質問を終わります。ご答弁のほどよろしく申し上げます。大変ありがとうございました。（拍手）

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から、4点のご質問をいただきました。

初めに、子宮頸がんワクチンの市の助成についてのご質問でありました。

先ほど浅野議員のご質問にもお答えをさせていただきましたとおり、ぜひ国におきましては定期ワクチンとして指定をいただき、地方が安心して取り組めるような体制をつくっていただきますよう、さまざまな機会に要望をさせていただきたいと思っております。

例えばであります。子宮頸がんの検診についてであります。21年度は全額国費でありました。しかしながら、1年たちました22年度については、半分が国費負担、残る半分は塩竈市負担というような形になっております。実はこのような形態、妊婦健診についてもしかりであります。当初はすべて国が検査項目を国費負担でという話でありましたが、1年たちますと、たちまち補助費が半分になってしまうと。我々地方は本当にこういうことに安心して市民の方々としっかりお約束ができないと。残念ながら、そういったことが繰り返されているわけであります。ぜひ、こういった部分につきましても、国にしっかりと長期的な視点で、このような健診、あるいは予防接種の補助をいただくように、この機会にもお願いを申し上げてまいりたいと考えているところであります。

次に、がん検診のあり方についてご質問いただきました。

本市のがん検診であります。厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき実施をさせていただいております。マンモグラフィーと視触診の併用を原則

とさせていただきます。マンモグラフィーは、視触診ではなかなか見つけにくい早期がんの発見に有効と位置づけているところでございます。

高い技術力に裏づけられているのかというご質問でありました。乳がん検診、マンモグラフィー撮影等、読影精度を高めるよう要望をされた内容でありました。

塩釜地区二市三町では、五つの病院にマンモグラフィー撮影を実施しております。撮影装置は日本医学放射線学会の使用基準を満たしたものであり、撮影技師はマンモグラフィー検診精度管理中央委員会が開催する講習会を終了したものとするなど、国の示すがん検診実施上の留意事項に従い実施をさせていただきます。撮影されたフィルムは、各医療機関で撮影後、医師会に集められ、大学院のドクター等も交えた読影会が開催され、ダブルチェック体制で行われております。確かに100%の精度というものは大変大きな壁ではありますが、その達成を目指し、より精度を高める努力をいたしているところであります。これらの塩竈市の住民検診における乳がん検診は、宮城県が定めるがん検診精度管理調査で最高ランクのA評価をいただいているところでございます。

また、検診の受託機関でございます塩釜医師会も、同じく県のがん検診精度管理調査で求められております、すべての調査項目をクリアいたしております。現在、国におきましては、さらなる精度に関する研究や超音波検診などの効果についての研究が進められており、今後の研究や国の指針の動向になお一層注目をいたしてまいりたいと考えております。

また、乳がんは、ただ一つ自分で見つけられるがんでございます。定期的ながん検診とあわせて、自己検診の普及も図ってまいりますので、よろしく願いを申し上げます。

次に、困窮している市民生活の把握と対応について、市長の思いはというご質問でありました。

日銀短観等によれば、我が国の経済は昨年2月ごろに底となり、以降、緩やかに改善していると公表されております。東北地方では、民間調査機関によりますと、本年に入り、5カ月連続で改善をいたしているとの報告もあり、景気も回復の兆しがあると述べられております。これらは国の経済危機対策臨時交付金事業や、あるいは雇用対策事業などによる成果と考えられており、国では、さらに離職者を対象とした住宅手当制度を初め、各種の支援メニューも創設をいたしております。

一方、ハローワーク塩釜管内の有効求人倍率であります。平成19年度以降、減少傾向にございます。今年4月では0.34倍、ほぼ横ばい状況であります。また、本市福祉事務所への生

活相談件数につきましては、今年4・5月で合計62件となり、昨年を上回っております。まだまだ厳しい時代が続いているという認識をいたしております。

こうした中、本市におきましては、ふるさと雇用再生特別基金事業でありますとか、緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業、あるいは重点分野雇用創造事業を最大限に活用して、離職者の雇用機会の創出や長期雇用につながるような雇用分野の開拓、あるいは人材育成を進めてまいりました。

また、生活困窮者への対策といたしましては、生活保護制度を中心に対応いたしており、ハローワークや関係機関と連携し、一人でも多くの方々が就労でき、独立して生計が立てられますよう努めているところであります。さらに、国の対応を受け、総合的なセーフティネットの構築に努めるべく、ハローワークや社会福祉協議会と連携しながら住宅や就職の支援など、従来の医療・福祉分野だけではなく、関連諸施設や新制度を一体的に活用した困窮者対応策を行ってまいります。

そういった中で、長期総合計画への反映についてはというご質問でありました。

まず、市町村はその事務を推進するに当たりまして、議会の議決を経て、その地域における総合かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めることとなっております。ご承知のように、現在、審議会を設け、本市の今後10カ年間の市政運営の基本となる方針の検討をいただいているところであります。この中では、特に少子高齢化、人口減少時代への対応、そして何よりも地域経済の活性化などが主要課題と位置づけられております。

こうした状況を打開するための政策として、子育て世代の支援や地域資源を生かした経済再生、交流人口の増加などが立案・検討されている段階でございます。そして、これらの施策を総合的に実現するためには、やはり塩竈というまちを構成するすべての市民の皆様方、組織団体が連携して取り組んでいくことが何よりも肝要と認識をいたしております。

私といたしましては、これらの取り組みをなお一層深めることにより、景気の回復を図り、雇用の確保や産業の振興、市民生活の向上につなげることが長期総合計画の目的と認識しているところであり、これらのことを十二分に留意しながら、なお策定に当たってまいりたいと考えております。

次に、チリ地震津波についてご質問いただきました。

本当に多くの議員の皆様方に直接漁業者の皆様方に足を運んでいただきましたことに、心から感謝を申し上げますところではありますが、初めに、漁業者への影響についてご質問いただき

ました。

本市養殖業の養殖施設、養殖生産物に約5億円もの被害が発生をいたしました。宮城県漁業協同組合浦戸東部支所や浦戸支所ではノリを中心に、塩竈市第一支所、塩竈市漁業協同組合ではワカメ・コンブの養殖施設が流出するなど、甚大な被害が発生をいたしました。

また、湾内の航路は航行禁止などの措置がとられ、県漁協各支所、市漁協では航路確保のため漂着物の回収作業にも取り組んでいただきました。

漁業者からは国の激甚災害の指定、被災した漁具、資材などの漂着物の回収・処分費用の支援、来期漁業生産に向けた漁具・施設購入資金、生活資金の支援など、切実なる要望が寄せられたところであります。

これを受け、被災した養殖資材の廃棄物の回収・処分作業は、市内事業者による無償協力や災害防止協力会の協力で実施し、処分につきましては、国の緊急雇用創出事業や宮城県の養殖施設等緊急対策事業を活用して漁業者の負担を極力軽減するような支援策に速やかに取り組ませていただいております。

また、融資関係につきましても、宮城県の水産業災害対策資金の融資制度を活用できることとなり、基準金利2.95%のうち、県と塩竈市が1%ずつで2%、宮城県漁業協同組合が0.95%の利子負担を行い、漁業者は無利子で融資が受けられることとなります。現在、激甚災害指定による補助対象範囲につきましては、議員のご質問にもございましたが、まだ不透明な部分がございますため、漁業者は当面は、県漁協で設置しております限度額100万円、無利子のつなぎ資金融資を利用いただいているようでございます。漁業者の方々におかれましては、逆境の中ではございますが、再生に向けて今期の生産活動に努力をしているところでございます。

市といたしましても、国の重点分野雇用創出事業を活用した良好な漁場環境の保全を図る事業などにより、引き続き支援を続けてまいります。

また、高い確率で発生すると予測される宮城県沖地震に備え、養殖施設の強化や共同化などの取り組みも、あわせて支援をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、激甚災害の適用と改善策についてでございます。

激甚災害の指定が4月20日の閣議において決定され、激甚災害に関する政令が4月23日に公布をされました。本市におきましては今後、ノリ類養殖施設、ワカメ類養殖施設、コンブ類養殖施設が指定されると見込まれ、当該補助の対象になった場合には、養殖施設の被害を災

害復旧する事業に対し、補助率10分の9で補助金の交付がなされることとなります。補助対象となる1施設の復旧費は、議員がご指摘されましたとおり、現在13万円以上と指定をされております。こうした基準をクリアするよう、ノリ養殖施設は1セット、いかだ4台で生産活動が現在行われており、このような1セットこそが1施設ではないかというようなご提案をさせていただいているところであります。

また、ワカメ・コンブの養殖施設1基当たり2万円、3万円であります。これらのものにつきましては地先水面単位や生産者が所有する養殖施設の台数を1施設の養殖施設とするなど、現実に即した考え方で査定を行っていただけますよう、地元選出の国会議員、あるいは宮城県を通じて国に要請をいたしているところであります。

私も先日、東京におきまして全国市長会が開催されました際、県選出の国会議員との意見交換の際にも、この補助対象範囲の拡大につきまして、ぜひ実現をしていただきたいというような要望をさせていただいたところであります。

国におきましては、査定基準や補助要領、補助対象範囲などについては、まだ明確に示されておらず、査定につきましても、当初の予定より大幅におくれているようでありますが、一方では、養殖漁業者の方々、秋の漁期に向けて既に作業を開始いたしているわけでありまして、できる限り早い時期に査定が行われますよう、あらゆる機会をとらえて働きかけを行ってまいります。

なお、より災害に強い施設への復旧や施設の共同化などにつきましても、国の制度に加え、宮城県におきましても、一定の役割を果たしていただけますよう、働きかけを継続してまいります。

次に、道路行政についてご質問いただきました。

初めに、利府中インター線の整備状況についてお答えをいたします。

県道利府中インター線、庚塚のパーキング付近から吉津集会所付近までの460メートル区間におきまして、平成21年度から県事業として整備が行われることとなり現在、事業着手をいただいているところであります。昨年10月には、県の事業説明会が開催され、多くの地元権利者の方々にご参加をいただきました。地域の皆様方からは道路整備により身近な住環境の向上につながる事、あるいは市の主要産業である水産物等の物流、さらには観光振興などの活性化につながるものとして多くの期待をお寄せいただき、速やかな工事着手と早期完成を目指して進めてほしいという要望が多数出されたところであります。

その後、県におきまして現地測量や詳細設計業務が進められ、今年度に入り、詳細設計が取りまとめられております。今月11日には第2回目の地元説明会が開催され、県から具体的な道路線形、道路高等について地元の皆様方にお示しをされたところであります。

今後のスケジュールにつきましては、平成22年度に用地測量や地質調査などを行い、一部用地買収に入るとの説明をされており、23年度から24年度までにはすべての用地補償を完了し、平成25年度に工事完成を目指すとの説明がなされております。

議員の方からご質問いただきました計画諸元につきましては、先日説明された内容は全くそのとおりであります。その際に、一部住宅地からの取りつけ道路の勾配でありますとか、暗渠等の設置場所等については、地元の地形・地質等を見ながら、若干変更する可能性があるということもあわせて言われておりますので、ご了解をお願いを申し上げます。

次に、アクセスする東塩釜吉津線についてご質問いただきました。

利府中インター線との交差部分であります。1メートル50ぐらいの高さが上がるということでございましたので、市道側約35メートル区間につきましては、県事業ですりつけ工事を行うと説明を受けております。すりつけ部から先の市道につきましても十分に交通安全対策等をとっていただきたいという地元の方々からのご質問がありました際、市といたしましても、交通安全対策等につきましては、一定の工事を実施をさせていただくというようなご説明をさせていただいたところであります。

最後に、歩道の段差解消についてであります。

多くの市民の皆様方から、バリアフリーの一環として強いご要望が寄せられております。平成17年度から交通安全対策特別交付金事業を活用して改修工事に取り組んでおります。

ご質問の楓町二丁目ですが、21年度からは楓町二丁目、あるいは清水沢一丁目など16カ所を整備し、市民の安全の確保に努めているところであります。今後も引き続きご高齢者や児童生徒が本当に安心して安全に歩行できますような段差解消対策に計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

藤倉三丁目、松陽台交差点付近の歩道上の電柱施設についてもご質問いただきました。

この電柱につきましては、歩行者の通行に支障がある状況となっておりましたので、早速、東北電力株式会社塩釜営業所と現地の立ち会いを実施をさせていただきました。その結果、電柱には高圧線、高圧トランスが乗っており、N T Tの電線類もかかっておりますことが判

明をいたしました。このため、移設には若干時間を要することが予測をされております。

なお、この歩道につきましては小中学校の通学路にもなっており、一日も早い移設が必要である旨を電柱管理者の東北電力株式会社に申し入れをさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

時間の関係もありますので簡単にしたいと思います。先ほどの子宮頸がんワクチンの関係ですが、先ほどのラジオのニュースで岩沼市では支給することが決まったということが報道されたようです。ですから、国や県、国に要請していくのは当然であります。市長はその態度は表明しました。しかし、独自に自治体としても考えていくということが、全額か、あるいは半額か、それはいろいろあるかもしれませんが、公費助成が一つはワクチン接種に進むというような、進み方が早くなるというふうに思いますので、そういう点でぜひこれは考えていただくようにしてほしいということで、これについてご意見固まったらお答えいただきたい、そういうふうに思います。

それから、養殖業関係でございますが、要は激甚災指定なっただけでも、なかなか査定の要項すら出てないというのが現状なんですね。それは非常に難しいのも出てきている。あるいはいい方向で考えれば、塩竈市が、先ほど私が申し上げ、そして市長が答弁なさったように、1施設の考え方について、ノリや、あるいはコンブ・ワカメの考え方について、いろいろ提案していることが、あるいは検討されているのかどうか。いい方に考えればそういうことも含めて、時間が長引いているのかどうかわかりませんが、これは実際に現場にしてみればですね、査定を急いでいただいて、そして要項をまとめてもらって、査定に入ってもらったということが重要なことですので、そういう点で市長の方からもいろいろ要望されてきたというのがありますけれども、要望書として出していただく、あるいは議会としても、そういった意見書などもまとめていくことが緊急に必要なのではないかとこのように感じております。ちなみに、今入りました情報では、宮城県議会でもこういった問題について意見書をまとめていきたいという意向も示されているようでございます。

それから、問題は、一つは、その激甚災害の指定が本当にそれぞれの漁業者のところに実際に適用なるのかどうか、一番大きな課題ですけれども、そういった点で適用ならないような部分について、これはチリ地震による大津波、自分たちが招いたんじゃないで、大自然の

それこそ避けて通れないようなそういう緊急な事態になったわけですから、単にそれは個人の所有物だとか、そういうことじゃなくて、何ら共済も入ってない、あるいはその支援の余地がない、そういったところについて市の方ではやっぱり考えていく必要があるのではないかと。きのう伊藤博章議員の方から、そういう旨の復旧債のお話もあったようであります、市債の方ですね。そういう点ではそういう活用も含めて、なかなか困難のものもあるかもしれませんが、何らかの方法を考えて対応していく必要があるというふうに思います。

それから、もう一つ、融資制度の問題です。もう5月15日、県が災害の資金で融資をします。そのときに利子補給をするという方針を決めたわけですね。ですけれども、まだ、1カ月半なろうとしてるのにこの融資が受けられないでいると。要するに、認定さえ、どこで認定書を出すかと。市で出すんだというふうには言われてるようなんですけれども、それがなかなか進んでない。進んでないのは何なのかということです。先ほど市長の方から、こういうことがおこなわれているので、県の漁協の方で独自の100万円の貸し付けをしているというお話がありました。残念ながらそこに入っていない漁協だってあるわけですね。そういった点で、そこはじゃどういふふうに対応するのかというふうになるわけではありますが、そういった点も含めて、この融資制度を急がせていく必要があるというふうに思います。

それから、もう一つは、当議員団では5月14日に強い水産業づくりについて勉強するという事で、私どもの党県会議員と一緒に陸前高田市を訪問させていただきまして視察してまいりました。その陸前高田と、それから当然塩竈のようなこの浅瀬のところでの養殖の関係の違いとかいろいろあるかもしれません。ですけれども、大事なのはやっぱり国が補助を出さずだけじゃなくて、市が独自に補助を出している。これは宮城県と言えば女川が出しているというふうにも聞いてますけれどもね。ですから、そういった点でこういったこの強い水産業づくりに乗り出していけるような取り組みがやっぱり対策として急がれるのではないのかと。もちろん共同化とかいろいろありますから、簡単でないとは思いますが。そういう点で、その辺も含めて今後の対応として、こういうものをぜひしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それから、利府中インター線の関係ですが、今回、吉津集会所までということで、吉津集会所が半分ぐらいかかるということで、その後、終わってから、この集会所をどこでどうするんですかということの話の中で、県の方では県の方でやりますというふうなお話をいただいたわけなんですけれども、市長の方もきちんとそこを確約とっているのかどうか、それをちよっ

とご確認しておきたいというふうに思います。

取りつけ道路の問題なんですけれども、35メートルは県がやると。しかし、その残りは市が当然やらなくてないわけですね。そうすると、吉津トンネルが一体どうなるのかというふうになります。調査についてはきちんと答弁なかったようなんですけれども、具体的に200万円ほどの程度の調査をするのかというのがありますけれども、この路線は非常に、どこまでの整備するかと。都市計画でやるのか、地方改良道路というか、それでやるのか、それによってもいろいろ違ってくるというのがあると思うんですけれども、まずトンネルのところ、吉津隧道が一つ第一のネックになっているということですね。

それから、もう一つは、先ほどお話しした藤倉の交差点のところの手前のところ、松陽台、越の浦町内会の地域になりますが、S字型になっているんですね。大変そういう意味では吉津の方から藤倉の方に来ますとS字型になっていて狭いというのがあって、道路が整備されて頻繁に車が通るようになったら、もう危ないと。それこそ杉の入小学校、二中の通学路なんですね、これも。ですから、そういうのも含めて、そこまでの調査をぜひやっていただきたいというふうに思いますが、それについてのお考え方をお聞きしておきます。

以上です。お願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 子宮頸がんの関係についてお答えいたします。

先進事例の中で現実的に今ふえてきているというのは実態はそのように思いますけれども、基本的には、その対象者でありますとか、あるいは助成の金額、あるいは助成の率、それから助成の対象ワクチンが例えばヒブとか、あるいは肺炎球菌も入ってきている。例えばそういう自治体もあるようでありますので、まずそういった意味で先進事例についてもふえてきていることは事実でありますけれども、そういった助成内容が非常に多様にわたっているということでもありますので、まず私どもの方としては、県内、大衡村ですか、も含めまして今、岩沼の方でもやっているということがございますので、まず実態を私の方でも把握したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 荒川産業部長。

○産業部長（荒川和浩君） 融資、チリ地震の関係の融資の関係で、融資活用がおくれているのはなぜかというふうなことなんですけれども、融資申し込みについては5月24日から開始しております。ただ、先ほど市長の方からも答弁ありましたように、災害査定の要項、それか

ら査定の方針がまだ固まっていないというふうなことがありますて、漁業者の方々については激甚災害の指定がどうなるかを見きわめまして融資を受けたいというふうなことで、その指定をちょっとお待ちになっているというふうなことであります。先ほど言ったように、当面は県漁協のつなぎ資金100万円をお借りしながら活用、その融資枠を活用しておるところであります。現在、大体5名、塩竈市分の方では5名の方が活用しております。そのほか県漁協に加入していない組合員さんについても、本日午前中に組合と県と金融機関と、あと我々もちょっと傍聴という形でお話を聞きにいきまして、最終的な調整を行いました。その中で、塩竈市内の方については4名、融資を手を挙げております。最終的に7月の頭まで、上旬までに漁業者の申請を受けて、その枠を決定していきたいというふうなことで考えておるところでありますので、今後ともよろしく願います。

それから、1組合の共済加入状況も含めてちょっとお話しさせていただきますと、桂島分の方の浦戸支所の分については、一応手を挙げている方々が大体7～8名の方が融資を受けたいと。共済に加入していない方で受けたいというふうな今希望を募っておりますて、そういったのがまとめ次第、先ほどお話ししました激甚災害の指定を見きわめまして申請するような形になっておりますので、今後ともそういうふうな形の、我々も国・県とかの情報収集に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

○副議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） じゃ、私の方からは3点ほどお答えしていきたいと思います。

まず、吉津集会所の補償の件でございますが、これは都市計画決定されている25メートルの幅の中に入ってますので、当然補償は県の方でしていただくということになるかと思えます。

それから、トンネルがネックになっているという話で、委託の部分のお話がありました。こちらの委託につきましては、今のところ工期的には8月31日までを予定してまして、利府中インター線が開通した後の交通量などの検討も含め、交通安全対策、特にこの前地元の方に言われましたので、まずは交通安全対策を力点を置いてやっていきたいと、このような検討内容になるかと思えます。

それから、松陽台一丁目のバス停付近の視距の改良のお話が出されました。こちらにつきましては、今やっているこの検討の中ではちょっとやるのが難しいかと思えますので、東塩釜吉津線の本格的な整備における大きな課題だなあというふうにはとらえてますけれども、なお現地の方を確認した結果、何かちょっと工夫すればという部分も見い出せましたので、

そういう分についてはまたご相談しながらやっていきたいと、このように考えてます。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 災害についての答弁漏れがあったかと思いますが、我々常日ごろなかなか災害復旧事業というのに取り組む機会がございません。災害復旧事業と補助事業と違いとこのをぜひご理解いただきたいんですが、補助事業はしなければならないであります。2分の1補助しなければならない。災害復旧については、災害要件に該当したものについてのみというものが災害復旧事業であります。そのかわりとして、9割という非常に高い補助率で補助を受けられるというのが災害復旧事業であります。したがって、ハードルと申しますか、その1施設当たり13万円という基準を一つ置かれている。きょうの実は議論には入っていないんですが、もう一つは、減価償却をどうするかという問題も必ず災害査定の際には出てくるかと思えます。当然1施設3年、4年と使える施設でありますので、その施設を何年使ったかということ等についても、現地では厳しくそういった質問が受けられるかと思えますが、そのようなものにつきまして、塩竈市が矢面に立って、でき得る限り漁民の皆様方に有利な査定をいただけるように努力をいたしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（嶺岸淳一君） 14番伊藤栄一君。（拍手）

○14番（伊藤栄一君）（登壇） ニュー市民クラブの伊藤栄一です。

平成22年6月議会も一般質問が最終日となりました。今回も私が最後の質問者となりました。極力重複を避けたいと思いますが、重なる点がありましたらご容赦のほどをお願い申し上げます。

早いもので昨年夏の政権交代よりはや10カ月がたち、国内経済が最悪と言われる中、新聞では、景気は徐々に持ち直しつつあると報じられてあります。しかし、中小企業や地域産業はまだまだ厳しい状態が続いております。私も地方議員の一人として心が痛みます。

さて、質問の前に、市民の声にご理解を得るため、少し時間をおかりしたいと思います。

今月の16日、河北新報に「辞職騒動の塩竈市議会」と大きく掲載されました。混乱の実態は、昨年6月、正副議長の任期2年での交代、慣例を破り、正副議長がポストにとどまり、ほかの議員から辞職を求められ、混乱が続いていたと報じられております。ほかの議員とは、共産党市議団の議会報告に「議会混乱はニュー市民クラブである」と掲載しておりますが、共産党が騒いでいるのではなかろうかと思えます。さらに、今回議長に選出された佐藤貞夫議

長が「辞職勧告を今後、定例議会後と、やめるまで毎回提出する」と言っておりました。我が会派、ニュー市民クラブは昨年10月、塩竈議会の方に正常化に向けた対応をするよう、議長団に申し入れしております。ニュー市民クラブは冷静で何も騒いではおりません。昨年11月中旬ごろ、やめるやめないのうわさがあり、私はほかの議員の内輪もめと思っておりましたが、12月議会では辞職勧告は提出されませんでした。ほかの議員での話し合いがついたかと思っておりましたが、継続してもめておったようです。

ことし1月、ニュー市民クラブとチェンジしおがまの会派会長が再度議会の正常化に向けた対応を議長団に申し入れましたところ、「辞職勧告は市民の関係ない、議会のことである」と回答があり、愕然としました。先日、幹事長会議で正式に正副議長辞職の報告があり、ほかの議員の間での話し合い、談合がついたんじゃないかならうかと思っております。今回新しく佐藤貞夫議長が決まり、新聞では、議会の正常化を図り、公開性を高めて、市民の負託にこたえたいと抱負を述べられております。佐藤貞夫新議長さんには、残された期間ではあります、今後のご活躍をご期待申し上げ、それでは質問に入ります。

日本で一番住みたいまち、塩竈を目指し、環境整備・福祉・教育など山積している問題解決のため日夜努力されている市長初め、職員の方々、そして関係者の皆様へ心から感謝を申し上げます。

しかし、塩竈市の現況は、年々人口が減少しております。今後、塩竈市、どのように変わるんだろうか。そこで、塩竈市の展望を5点ほどについて伺います。

環境整備について。

1番目に、市内下水道事業普及率と今後の計画について伺います。

最近では水害被害の苦情もなくなり、汚水にはバキュームカー利用もほんの一部となりました。特別名勝地域や市街化調整区域は除かれていますと思いますが、下水道の普及率と、残された工事についてお尋ねいたします。

次に、2番目、道路について伺います。

都市計画街路北浜沢乙線や下馬春日線は、おかげさまで市内事業決定区間についてはすばらしい街路として竣工いたしました。事業に当たり長年の間ご不便をおかけし、またご協力をいただいた地域の方々、そして関係機関に対し心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、現在施工中の越の浦春日線についてお尋ねいたしますが、計画では、市道から県道へ昇格、宮城県は当初22年より25年の期間に着手と発表されておりましたが、また昨年の政権

交代で新規工事は見送り、公共事業の減額など大変厳しい中、ご当局の努力により、昨年より調査工事、ことしより用地買収、工事などと進んでおります。もし、順調にいけば、4～5年で終点45号線まで行くと思います。そこで、本市の基幹産業である水産業、魚市場近くまで取りつけ道路について、ご当局はどのように考えているかをお尋ねいたします。

次に、八幡築港線について伺います。

現在、多賀城市大代より塩竈市貞山大橋付近まで工事が進んできております。計画決定では、塩竈市港町一丁目、主要地方道塩釜港線取りつけまでとなっております。また、事業決定では、貞山大橋より塩竈寄りの旅館若芳荘、通称マムシ湯付近までとなっておりますが、今後その先の事業決定について、どのようになっているかをお尋ねいたします。

次に、道路管理について伺います。

市道、私道では、順番、さらには予算があります。また基準もあると思いますが、その管理方法についてお伺いいたします。

また、当市の玄関でもある本塩釜駅、先日竣工しました海辺のにぎわい地区、国道45号線がありますが、今後、歩道下に共同溝が埋設されると聞いておりますが、これらの工程についてお尋ねをいたします。

次に、3番目、土石流出危険地域指定について伺います。

指定により、住んでいる住民の安全・安心を暮らせる地域の選別ができることは大変喜ばしいことであると思います。反面、人の財産に法的網をかけられることは、その土地の所有者にとって大きな問題があります。例えば、現在景観条例で網をかけられた塩竈の中心地、本塩釜駅前旧ジャスコ店用地は現在、更地となっておりますが、地上制限があるため、なかなか利用計画が進んでいない。危険指定も受けた場合、現在住んでおる方は、雨のときたびに不安を感じる。また、安心のためには土どめ工事をすれば、場所によっては異なることもありますが、お金がかかります。以上のことを考えるとき、危険区域に指定する場合、地権者とどのような対応をするかお尋ねをいたします。

次に、4番目について、少子高齢化、子供対策と介護関係について伺います。

まず、子供対策ですが、全国的に保育園・幼稚園に入園待機待ちが多いと報じられております。塩竈はゼロと聞いておりますが、今後の見通しについてお尋ねいたします。

また、今月から子ども手当支給されておりますが、問題点はないのかどうかをお伺いいたします。

次に、高齢者介護についてお尋ねいたします。

当市では、介護サービス事業者は約六十数カ所あります。介護老人施設、泊まれるところが約12カ所と聞いておりますが、そのうち、特別養護老人ホーム清楽苑が1カ所です。ここに入所するには約2年以上待たねば入所できません。特養以外の施設は、国民年金月額最高約7万四、五千円の収入では入所できません。そこで、今後、特養ホームの増設をどのように考えておるか、また、小規模福祉施設の点検についてもお尋ねいたします。

次に、5番目、財政改革について伺います。

昨年8月、政権が変わり1年足らずで国の予算ががらりと変わりました。平成19年、21年度の予算は85兆円から88兆円ぐらいでありましたが、何とこの22年は92兆円、そのうち国債、借金が44兆円、累積赤字が862兆円です。日本が沈没します。

そこで国の考えでは、消費税、その他の税の収入を見込み、また、支出では事業仕分けや地方の交付金抑制などをいろいろ試行されると思っておりますが、当市の財政について、昨年12月一般質問で出しました平成20年決算では、借金が690億円ありました。21年度はまだ出納閉鎖が5月末日ですので、内訳は別とし大きな数字が出ていると思います。借金約690億円に対しての増減、さらに、国で述べられている交付金の抑制などを表明されてありますが、市民が安心して暮らせるよう今後、当市の償還額、起債の見通しなどに対してお尋ねを申し上げ、1回目の質問といたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊藤栄一議員から5点のご質問をいただきました。順次ご回答申し上げます。

まず、下水道事業の現在の普及状況についてご質問いただきました。

本市の下水道事業、昭和33年に雨水と生活雑排を合わせて処理する放流方式でスタートをいたしました。事業認可面積、中心市街地の228ヘクタールで、県内でも仙台市に次いで2番目に早い時期から整備に取り組んできた歴史を有しております。その後、昭和48年には、宮城県仙塩流域下水道に編入し、雨水と生活雑排水、し尿を分けて処理する分流方式に移行しております。これにより、昭和53年6月からは本市におきましても水洗化が可能となり、これまで鋭意事業を推進してまいりました。現在は、市街化調整区域及び浦戸地区を除く市街化区域1,290.4ヘクタールについて事業認可を取得をいたしており、平成22年3月末では、人口普及率が98.6%と県内でも有数の整備水準となっております。

今後の整備計画についてご質問いただきました。

今年度は、県で施行いたしております八幡築港線道路改良工事の進捗にあわせ、貞山橋から貞山大橋までの芦畔町地区の延長200メートル、平成20年度から整備を進めております北浜四丁目地区の延長150メートル区間の整備を進めてまいります。また、未整備箇所も極めて限られた場所だけとなっており、できるだけ早く事業が完了できますよう取り組んでまいります。

なお、特別名勝についてのご心配をいただきました。越の浦地区の一部が文化財保護法に定める特別名勝松島の第一種保護地区に指定をされておりますが、下水道事業が制約されるようなことは特にないものと判断をいたしているところであります。

次に、道路整備関係で越の浦春日線についてご質問いただきました。

この道路、都市計画上是越の浦春日線という名称で呼んでおりますが、県道名は利府中インター線でございます。県事業として取り組んでいただいております。

これまでの状況でございますが、庚塚地区から市道藤倉庚塚線の交差点までの460メートル区間について、平成21年度から25年度までの期間で暫定二車線の整備を進める計画となっております。昨年度は現地測量調査、道路詳細設計業務を行っており、本年度の事業につきましては、今月11日に第2回目の地元説明会が開催され、県から詳細な設計内容について説明があったところでございます。

議員の方からは、この道路が完成した後に新浜地域へのアクセスについてというご質問でありました。

第2期工事区間約1.4キロ区間については、今回の第1期工事区間から外れておりまして、県の土木行政推進計画では平成24年度から平成28年までの後期計画期間内に着手する路線というふうに位置づけられておりますが、我々といたしましては、第1期工事完成後、速やかに第2期工事に着手をいただけますよう、働きかけを行ってまいりたいと思っております。第2期工事につきましては現在、45号線と並行して走っております東北本線並びに仙石線の上を越えまして、45号線の越の浦側から45号線にアクセスする計画となっております。このようなことありますので、新浜町地区につきましては、このアクセス道路から45号を利用して通過交通、あるいは物流に資するためのトラック輸送等の利便性の向上に資するものというふうに考えているところでございます。

八幡築港線についてご質問いただきました。

本市部分の整備についてであります。貞山橋交差点から市道牛生町6号線交差点付近、

議員の方から若芳荘というご紹介がございましたが、まさにその地点まで延長約580メートルの区間を幅員30メートル、四車線で整備すべく県が平成7年度から本格的に用地買収などに着手をいたしております。途中護岸工事等に係る河川管理者との協議などに時間を要しましたため事業認可期間を平成24年度まで延伸をいたしているところであります。

事業の進捗状況につきましては、本年度末の事業費ベースで約95%の予定であり、道路本体工事を残すのみとなっているところであります。本年度は昨年度の繰り越し事業で道路護岸工事と歩道工事等が予定をされており、また、今後は通行車両の片側交互通行等による工事となりますが、24年度までの完成を目指して、促進が図られるものと期待をいたしているところであります。

都市計画決定をされております残区間についてであります。平成20年5月に公表をされております県土木行政推進計画におきましては、平成24年度から28年度までの期間に着手する後期事業として位置づけられております。本市といたしましては、この八幡築港線45号線の代替機能を有する道路であります。一たん災害等が発生した場合、極めて高い利用確率を要する道路でありますので、さまざまな機会をとらえて、引き続き連続して県に整備を行っていただきますよう要望をいたしてまいります。

次に、道路管理についてご質問いただきました。

砂利道の整備についてということでございましたが、ほとんどの市道については現在、舗装がされておるものと思っておりますが、もし砂利道等の区間がございましたら、後ほど担当部長から説明をいたさせます。

また、海辺のにぎわい地区に残されました45号の歩道敷部分の砂利道の部分につきましては、国におきまして電線の地中化工事を行うことになっております。北側、南側にごございます45号線沿いの両側の電線類の地中化工事を行うことになっておりますが、今年度は北側に残されました部分について新たに着工するというような情報も寄せられておりますが、引き続き、南側等につきましても、早期に電線の地中化が図られますよう要望を続けてまいりたいと考えております。

土石流危険地域指定についてご質問いただきました。

改めて確認させていただきます。この区域指定であります。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法対策の推進に関する法律に基づき実施をされます。この法律の目的は、がけ崩れ、土石流、地すべりの土砂災害から地域住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのあ

初めに、本市の少子化の状況でございます。ゼロ歳から17歳までの児童人口は、平成22年3月末で8,409人、前年比で2.3%減少いたしております。また、出生数では、21年1月から12月までで342名、前年比8.6%減少いたしております。

このような少子化現象が続く中、平成17年3月に、命の誕生、子育ての感動を分かち合い、子供たち一人一人が光り輝くまち塩竈を基本理念として、のびのび塩竈っ子プランを策定し、本年3月には平成22年度から26年度の後期計画を策定、4月からスタートしているところであります。

計画の基本目標といたしましては、一つは、親が安心して子供を産み育てられるまち、二つ目といたしまして、子供がのびのびと健やかに育つまち、三つ目といたしまして、地域社会が子供の育ちと子育てを支えるまちの3本を柱とさせていただいているところであります。

そういった中で、保育所の待機児童数についてご質問いただきました。

6月1日現在、待機児童はゼロとなっております。全体の児童数は減少傾向にありますが、近年、保育を希望する児童数は、年度当初時点では670名前後で、横ばいではありますが、年度末時点では、18年度末は687名の入所児童数が21年度末には714名とふえており、通年で考えますと、入所児童数は増加傾向にございます。この原因は、核家族化や経済低迷による共稼ぎ世帯の増加などによるものと考えております。

待機児童を生じさせないためには、厚生労働省が定めております児童数に見合った保育所の確保と児童1人当たりの保育面積を確保することが何よりも肝要であります。今後もさらなる努力を重ねてまいります。

次に、介護関係についてご質問いただきました。

特別養護老人ホームの整備についてご質問いただきました。

市内の特別養護老人ホーム、二市三町広域で整備した50床の特別養護老人ホーム、あるいは民間の29床の地域密着型の小規模特別養護老人ホームの2カ所が開設をされているところであります。市内の待機者の状況でございますが、二市三町広域で整備された特別養護老人ホーム5カ所と市内小規模特別養護老人ホーム1カ所の計6カ所で、平成22年4月1日現在の申し込み者延べ人数が871名となっております。また、複数申し込んでおられる方々が多数いる実情でありますので、実数としては330名程度と想定をいたしているところでございます。

さらに、この中には、既に介護老人保健施設等に入所している方も含まれておりますので、宮城県知事が示しております特別養護老人ホームの待機者約2,200名への対応基準であります

在宅サービス受給者で介護度3以上の方々は57名という状況であります。

今後の見通しにつきましては、近隣一市三町ともども今後の地域としての広域型の低廉な多室型の特別養護老人ホーム等の整備のあり方につきまして、担当課長レベルで今協議を始めたところであります。本市といたしましても、地域密着型と広域型の双方を視野に入れながら、実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

設備点検というお話でありましたが、消防施設の設備点検ということでよろしいでしょうか。市内介護施設への消防施設等の検査・点検などについてご質問いただきました。

本市における滞在型の介護施設は、特別養護老人ホームのほか、有料老人ホームやグループホームなど市内に17施設、現在ございます。これらの施設の防災・防火管理と災害時の緊急体制につきましては、年に1回以上、消防署の査察が行われ、初期消火や入居者の避難訓練も実施をされております。また、各施設では、非常災害時の対応手順や役割分担などについて定められたマニュアルに沿った管理運営を行っており、火災などの発生が起らないよう運営管理が行われているところであります。

今年3月の北海道札幌市の認知症高齢者グループホームの火災を踏まえ、4月に市内のグループホーム4施設の緊急調査を実施をいたしております。その際、三つの施設で指摘事項がありました。一つは、防煙カーテンの不備でありました。二つ目は、防災訓練の実施がなされなかった等々がそれぞれ1カ所ずつでありました。これらについては現在、改善がされております。また、スプリンクラーが義務づけられている施設1カ所につきましては、現在設置に向け消防担当が協議を行っている状況でございます。

最後に、財政改革についてご質問いただきました。

起債残高についてご質問でありました。

平成21年度発行分までを合算いたしますと、一般会計、特別会計、企業会計の元金残高は、合計で690億円でございます。このうち、下水道事業特別会計の残高が360億円で最も高く、利払い額は78億円。続いて一般会計の残高が222億円、利払い額は23億円となっております。次いで企業会計である水道事業会計の残高が65億円、利払い額が15億円。特別会計であります土地区画整理事業特別会計の残高が20億円、利払い額が2億円となっております。20年度末の状況と比較いたしますと、残高の総額では約690億円、ほぼ変わりませんが、内訳では、特別会計及び企業会計の総計では残高が減少する一方、一般会計におきましては10億円ほど増加をいたしております。これは21年度におきまして経営健全化の道筋が立てられました土

地開発公社の用地取得に係る地方債15億3,000万円の発行による一時的な増となったものでございます。

一方、利子等については131億円の見込みから12億円ほど縮減をいたしておりますが、これはできるだけ低利率で借入を行うため、補償金免除繰上償還制度の活用のほか、償還期間、据置期間などの借入条件を見直し、入札方式による競争原理を生かした借入を行ったことにより、利子償還負担を軽減できたものと考えているところであります。

起債の償還と財政健全化についてというご質問でありました。

起債の発行はその後の財政運営に大きな影響を及ぼすものであり、発行額と償還額のバランスを図りながら、将来的な公債費負担の軽減に取り組んでいかなければならないと考えております。まず、起債残高の縮減策として、前述のプライマリーバランスの黒字化の維持に取り組んでまいります。このためには、毎年度、向こう5カ年間を見通した歳入歳出の推計による収支見通し並びに不足財源を確保する財源対策からなる中期的な財政フレームを基準とし、さらには、向こう10カ年から20カ年程度の将来年度における起債発行額の上限を設けるなど、財政規律を確立して、計画的・安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。具体的には、起債発行の最も代表的な事由であります建設事業の厳選に努め、事業の選択と集中による必要最小の発行額にとどめますとともに、中期的な事業計画をベースとした計画的な事業実施を図ることにより、公債費の平準化を図ってまいりたいと考えております。

次に、利子の軽減策につきましては、借入条件の見直しにより、後年度負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。これまでも平成17年度における公的資金借りかえの実施や19年度の国の制度による公的資金の補償金免除繰上償還を行い、高金利の時代に借り入れた公的資金の利子負担を軽減することで一定の成果を見たところでございます。今後もこのような制度を最大限に活用しながら、さらに借入条件が任意の交渉となる民間資金の調達についても、借りかえを前提とした償還期間の短縮化や入札方式による資金調達先の選定、さらには、新たに提案型入札方式の導入を検討するなど、利率の軽減を図ってまいりたいと考えております。

人口減少時代における財政運営は、厳格な財政見通しに基づき、選択と集中を徹底させることが極めて重要であると考えております。さらなる財政健全化に全力を挙げて取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 道路の砂利道ということですので、舗装の、市が管理してます認定路線、全部で165キロほどあるんですが、そのうち舗装済みが161キロ、ちなみに、舗装率は98.3%と、このようになってますのでご理解をいただきたいと思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 棟方健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 子ども手当の問題はなかったのかというご質問ございましたので、お答えをいたします。

次世代の社会を担う子供の一人一人の育ちを社会全体で支援する観点から、これまでの児童手当にかわりまして、中学校終了前まで子供を養育している保護者の方に支給する内容でございまして、1人月額1万3,000円という支給でございました。第1回目の支給日が6月でございました。5月の下旬に認定の通知書をお送りいたしまして、県内の大半は6月10日支給でありましたけれども、私どもは早く支給するように努めまして、6月4日支給することができたところでございます。特に、後日新聞等で他市で取りざたされているような問題はございませんでしたが、次回が10月支給になりますので、なお、遺漏のないように事務を進めてまいりたいというふうに思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 14番伊藤栄一君。

○14番（伊藤栄一君） いろいろと細部にわたってご説明いただきまして本当にありがとうございました。あと、2回目のちょっと質問なり要望なりがありますので、述べさせていただきます。

1番目の下水なんですけれども、今おかげさんで、あそこは宮町川かな、宮町川やっておりますが、今度カルバートということで、あの辺大変きれいになるということなんです、その先、一応津波対策で今度あそこには水門が港奥部にでると思います。それと同時に、今の宮町川の今度水流、流れが今度カルバートになると相当早いんじゃないかなと。それと、新町川の合流するので、その門扉の管理とか、それは国の方だと思うんですがその辺は十分にいろいろ協議してあると思うんですが、その辺はただ要望でございまして。今度は宮町川と新町川が合体していくので、その宮町川の水流通なんかもっと早くなるんじゃないかなというふうに考えているので、門扉の管理とか、そういうもので十分、協議はしてあると思っておりますが、ひとつ今後、何か異常気象ばっかしあるんです。雨も計算より多いと思いますので、これは要望です。

それから、2番目の利府インター、越の浦春日線ですが、私、一応申し上げたのは、市場の方へ、今45号線から、今市場から出てきて45号線、あの交番所へ出て、これからインターに上がるということは大変ではないかなということ、今の取りつけからさらに市場の方へ、杉の入裏ですかね、あの辺を埋めていくか、それとも、旧国道を利用するか、そういう計画で直線に今の利府インターに上がれるように、今からでも、もしご計画されれば、これからやっぱり5年、10年かかると思うんですよ。それで、せつかく県の方で、私前にもお話ししたんですが、市から県の方へ昇格して県道になったということで、この計画が変更して、またさらに事業化ということになると、5年から10年かかると思うんですよ。やはり45号線おりたところで、45号線が相当混雑、これからますます車が多くなると思うので、やはり単独で市場の方に行けるような、塩竈としてのやっぱり考え方必要じゃないかなということ、取りつけの先というふうな私質問したわけですので、その辺はひとつご検討いただければと。きょう、あすということじゃなく、これもやはり3年、5年先、そういう提案をしないと、役所はどんどんおくらせていくばかりですから、ひとつそれをお願いしたいということでございます。これも要望です。

それから、八幡築港線も事業決定の部分は、先ほど市長さんからのご説明で今後あそこから先、築港港線まで残り区間ですか、これもやはり塩竈の地域ですから、塩竈としての早急にその事業を決定していただいて、事業着手ということをやはり地元として要望してもらいたい。どんどんその辺は県の方へ足を運んでいただいて、事業決定を早急に決めていただきたいということで、この道路についても同じく要望でございます。

次に、あと砂利道なんです、ちょっとここで場所とか名前言うといろんな弊害あるので、1カ所、下水道、それから上水道も入って、また砂利道なんで、家も建ってないという箇所もあるんですが、その辺はあと個人的に一応お話ししたいというふうに思っています。今98.3%この市道ができてると言うんですが、その残りの部分じゃないかなとも思います。そんな程度で、それは私の方で話させていただきます。

さらに、私道の整備ですが、市道整備事業では、皆さん町内会長さんたちがご承知と思うんですが、その3分の1補助、3分の2の補助、それから2分の1と3種類あるんですけども、去年なんかはほとんどやってないということで、要望がないのかどうかわかりませんが、結局地元負担ということあるので、その辺は会長さんたち、いろいろ町内会と協議しているような箇所がありますので、ひとつことしもいろんなところから要望あると思うんで、ご検

討いたきたいというふうに考えております。一応2番の道路管理、それから道路については、一応みんな要望ということで結構でございます。

3番目についてですが、今急傾斜地とあと丘陵地ということであるんですが、先ほど市長さんから答弁で丘陵地として県ではいろいろ説明があるってんですが、私も何カ所かに立ち会って、やはり自分の家の財産であって、今まで何十年と住んでいて、今急にその丘陵地で危ないよと言われても、ぴんどこないと。そして自分たちで今度土どめしなくちゃいかという金もかかると。そういうふうなどうかということの相談も受けてあるわけですよ。だから、そういうのはやはり県だけじゃなく、先ほど市長さんも市の意見も聞くというふうになっているので、地域住民のしっかりした意見もひとつ聞いていたきたいというふうに思っております。何カ所かに私立ち会ったとき、「おらの財産さ網かけるのか」ってちょっと大声立てられた方もおります。そんなことから、やはり県の方では指定するにしても、やはり塩竈市内のことですから、塩竈市もかわり合いあると思います。先ほどの市長さんの答弁で市長のご意見も聞くということですから、ぜひそういう意見を聞いていたきたいというふうに思っております。これも一応要望として、お願いを申し上げます。

それから、4番目の子供の、少子高齢化ですか、これは市で出したミッションチャレンジ2010でいろいろと述べておりますが、今後、少子高齢化の人口減少時代における地域づくりの方向性と明らかにしてまいりたいというふうなことを書いてあるんですが、これの何か具体策があれば、2回目のご答弁いたしたいなというふうに思っております。

それから、介護施設の方なんですが、この間、お読みなっている新聞で介護施設の小規模福祉が34%が違反だって、これ新聞にこの間、ちょっと出てるわけです。そんなことで、やっぱり福祉の方でも福祉部の方でもそういうものは十分気をつけているというふうには思っているんですが、塩竈のそういう小さい施設、いろんなところあろうかと思います。ことし、昨年度ちょっといろんな施設の火事なんかで痛ましい事故もありましたので、そういうもの起こらない前に塩竈としても、ひとつ点検をお願いしたいと。

昨年ですかね、利府ではやはり施設と消防と一緒に合同訓練ということもやっています。そんなことで、塩竈も年に1回くらいということをやっておられるようですが、ああいふ施設ですから、目の届く限り、十分気をつけていたきたいというふうに思っております。

それから、5番目の予算ですが、ちょうど今選挙に入って、政権交代で予算のこと、消費税のことでどんどんどんどん出てるので、本来なら決算のとき私が質問すればいいんですが、

今ちょっと市長さんからご説明いただいたので、市民の方も聞いておいて安心していいんじゃないかなというふうに思っております。そんなことで5番については、いろいろ塩竈大丈夫だろうなというような話が何回か聞いたので、市長選が変わったわけじゃないし、また政権がかわったわけじゃないから一応聞くという話でございましたので、ご質問したので、これについては回答要りません。

そういうことで、2回目の、先ほど申しあげました4番の具体策あれば、ひとつお聞きしたいと思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） ミッションチャレンジで挙げておりました、もとになっておりますのは、ことしの1月お示しいたしましたのびのび塩竈っ子プラン、これの後期計画が基本になってございます。この後期計画につきましては、基本目標が三つ、それから主要な施策の内容が8、それから基本的な施策が26ということで整理をしているところでございます。

その中で、第3章に、「地域社会が子供の育ちと子供を支えるまち」ということを基本目標にしておりまして、その中の第2節に、「子供、家庭を支援する地域社会づくり」ということが主要な施策の中で明記されております。具体的には、地域のコミュニケーション、こういったことをもっと促進しましょう。それから、子育てを支える地域体制づくり、こういったものを促進しましょう。それから、援助が必要な子供、家庭の支援の事実、先ほど申しあげました虐待児童の問題とか、そういったものを地域全体で支えていきましょと、こういったものが具体的な内容になっている内容でございます。以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 14番伊藤栄一君。

○14番（伊藤栄一君） 3回目の質問ではないんですが、一応私の質問をある程度皆さんのご答弁ちょうだいしました。最後になりましたが、要望事項で何かあれば、お答えを聞きたいと思うんですが、なければ、これで終わらせていただきたいと思います。

○副議長（嶺岸淳一君） よろしいですか。ないみたいです。

お諮りいたします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○3番（小野絹子君） 先ほど伊藤栄一議員から一般質問に入る前の冒頭の市民への、市民にご理解いただくということでお話がありました。通常冒頭の取り扱いといいますか、それはその時々的时候了の問題とかいろいろあろうと思います。そういった点で、こういうことが実際になじむのかどうか。そういったことをぜひ議運の中でも検討していただきたいと思います。

あわせて、その中で議長選挙の問題で共産党が騒いでいたという、何か全然考えもしないようなことが発言されておりました。日本共産党市議団は事実関係を2回ほど報道してきました。それが騒いだということになるのかという点では、そうならないんです。その点については撤回を求めたいと思います。そういう点でぜひ議運で検討していただきたいと思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 14番伊藤栄一君。

○14番（伊藤栄一君） 答えなくじゃないですか、議長さん。

○副議長（嶺岸淳一君） 議運で検討させていただきます。追って、あとお答えを差し上げたいと思います。

お諮りいたします。

本日は、これで会議を閉じ、28日を休会とし、29日定刻再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、28日を休会とし、29日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年6月25日

塩竈市議会議長 佐藤 貞 夫

塩竈市議会副議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議員 中 川 邦 彦

塩竈市議会議員 小 野 絹 子

平成22年 6 月 29 日（火曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 4 日目）

議事日程 第4号

平成22年6月29日（火曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 塩竈市議会基本条例策定特別委員会設置要綱の一部改正について
- 第4 議案第41号ないし第48号（各常任委員会委員長議案審査報告）
- 第5 請願第12号撤回の件
- 第6 請願第13号（産業建設常任委員会委員長請願審査報告）
- 第7 議員提出議案第3号及び第4号（総務教育常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長議案審査報告）
- 第8 議員提出議案第5号及び第6号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第8

出席議員（21名）

1番	曾 我 ミ ヨ 君	2番	中 川 邦 彦 君
3番	小 野 絹 子 君	4番	吉 川 弘 君
5番	伊 勢 由 典 君	6番	佐 藤 貞 夫 君
7番	東海林 京 子 君	8番	伊 藤 博 章 君
9番	浅 野 敏 江 君	10番	小 野 幸 男 君
11番	嶺 岸 淳 一 君	12番	志 賀 直 哉 君
13番	佐 藤 英 治 君	14番	伊 藤 栄 一 君
15番	菊 地 進 君	16番	今 野 恭 一 君
17番	阿 部 かほる 君	18番	鈴 木 昭 一 君
19番	鎌 田 礼 二 君	20番	木 村 吉 雄 君
21番	香 取 嗣 雄 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
市立病院事業管理者 兼 院長	伊藤 喜和 君	総務部長 兼 危機管理監	佐藤 雄一 君
市民生活部長	佐々木 真一 君	健康福祉部長	棟形 均 君
産業部長	荒川 和浩 君	建設部長	金子 信也 君
総務部 政策調整監	三浦 一泰 君	総務部次長 兼 政策課長	田中 たえ子 君
総務部次長 兼 行財政改革推進専門監 兼 財政課長	神谷 統 君	会計管理者 兼 会計課長	星 清輝 君
市民生活部次長 兼 環境課長	澤田 克巳 君	健康福祉部次長 兼 社会福祉課長	福田 文弘 君
産業部次長 兼 水産課長	小山 浩幸 君	建設部次長 兼 下水道事業所長	千葉 正 君
総務部総務課長	桜井 史裕 君	総務部税務課長	赤間 均 君
総務部総務課長補佐 兼 総務係長	安藤 英治 君	市立病院事務部長	菅原 靖彦 君
市立病院事務部 業務課長	川村 淳 君	市立病院事務部 経営改革室長	鈴木 康則 君
水道部長	千葉 伸一 君	水道部次長 兼 総務課長	尾形 則雄 君
教育委員会教育長	小倉 和憲 君	教育委員会 教育部長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部次長 兼 生涯学習課長	郷古 正夫 君	教育委員会教育部 総務課長	佐藤 俊幸 君
教育委員会教育部 学校教育課長	星 篤 君	選挙管理委員会 事務局長	鈴木 正信 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	白澤 巖 君

事務局出席職員氏名

事務局長	伊藤 喜昭 君	事務局次長 兼 議事調査係長	相澤 勝 君
議事調査係主査	芥藤 隆 君	議事調査係主事	西村 光彦 君

午後1時 開議

○議長（佐藤貞夫君） ただいまから6月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤貞夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、4番吉川 弘君、5番伊勢由典君のご両名を指名いたします。



日程第2 諸般の報告

○議長（佐藤貞夫君） 日程第2、諸般の報告を行います。

私、佐藤貞夫は、平成22年6月28日付で塩竈市議会基本条例策定特別委員会委員を辞任いたしましたので、ご報告いたします。



日程第3 塩竈市議会基本条例策定特別委員会設置要綱の一部改正について

○議長（佐藤貞夫君） 日程第3、塩竈市議会基本条例策定特別委員会設置要綱の一部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。

塩竈市議会基本条例策定特別委員会設置要綱については、委員の数を12名から11名に改正することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。



日程第4 議案第41号ないし第48号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（佐藤貞夫君） 日程第3、議案第41号ないし第48号を議題といたします。

去る6月15日の会議において、各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。5番伊勢由典君。

○総務教育常任委員会委員長（伊勢由典君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、6月18日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第41号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」については、本年3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律が公布され、子ども手当の支給に伴い、地方税における年少扶養親族に係る扶養控除が平成24年度から廃止されるが、その後も市町村においては個人住民税の非課税限度額の判定上、年少の扶養人数を把握することが必要となるため、年少親族申請書の提出等に係る規定を追加し、また、市たばこ税の税率を改定するなどの改正を行うものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号「塩竈市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」については、県及び県内24市町村が参加するみやぎ電子申請サービスの運用開始に伴い、市民の利便性の向上と行政運営の効率化などを図るため、市の機関への申請などの手続をオンラインにより行うことができるよう、新たに条例を制定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「塩竈市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」については、現在仕事と子供を両立させて雇用環境が官民とも求められる中、民間においてはいわゆる育児介護休業法の一部改正が行われ、その整備が進められていることなどから、本市においても地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関する二つの条例について所要の改正を行うものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号「平成22年度塩竈市一般会計補正予算」については、内部情報システム費、Web博物館等作成事業、生徒指導・進路指導総合推進事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、市民交流センター管理運営費等が計上され、また、債務負担行為においては、電子申請サービス参加市町村参加負担金が追加され、地方債においては、遊ホール舞台照明設備更新事業が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

- 1、みやぎ電子申請サービスは、市の機関に係る申請、届け出などの手続をオンラインによ

り可能とし、市民の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図るものであるが、申請者への申請、届け出の内容が確実にフィードバックされ、さらに申請者の不安を取り除くなど、市民が安心して利用できるよう万全を期されたい。

次に、議案第48号「浦戸地区辺地総合整備計画の策定について」は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、浦戸地区の公共的施設の整備を図るため、総合整備計画を策定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

総務教育常任委員長 伊勢由典

○議長（佐藤貞夫君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。9番浅野敏江君。

○民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、6月21日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第42号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、国民健康保険法の一部改正により、本市条例が引用する特定健康診査等に係る規定に条ずれが生じたため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号「平成22年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、コミュニティ助成事業、女性特有のがん検診推進事業、重点分野雇用創出事業に伴う地域コミュニティ活動支援事業、地域人材育成事業に伴う介護施設等スタッフ確保・育成事業等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、女性特有のがん検診推進事業については、特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、女性特有のがん検診における受診促進を図るものであるが、今年度の国庫補助対象費用における補助率は10分の5であり、来年度は未定の状況にある。がんの早期発見と正しい健康意

識の啓発を図り、もって健康保持及び増進を図るためにも、国に対し当該制度の拡充と来年度以降の事業継続について積極的に働きかけられたい。

次に、議案第46号「平成22年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」については、国の補助採択に伴う航路浮標灯整備事業の計上により、歳入歳出それぞれ90万円を追加し、総額を2億1,770万円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 浅野敏江

○議長（佐藤貞夫君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。3番小野絹子君。

○産業建設常任委員会委員長（小野絹子君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、6月22日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第45号「平成22年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、緊急雇用創出事業、重点分野雇用創出事業のうち、塩竈まちの駅事業、浦戸漁業者販路拡大事業、浅海漁業保全事業、中心市街地商業活性化事業、浦戸海水浴場振興事業などが計上され、また地方債においては、浦戸・桂島簡易駐車場など整備事業が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、中心市街地商業活性化事業は、地域商業の振興及び中心市街地の活性化を図るため、空き店舗を活用し集客力と市内の回遊性を向上させる事業であり、これまで一定の成果が得られている状況にあるが、市においては今後も魅力ある店舗を誘致・支援するなど、本市の地域資源と魅力ある観光のPRに一層努められたい。

次に、議案第47号「市道路線の認定及び廃止について」は、都市計画道路北浜沢乙線改築事業の完了により、県道塩釜吉岡線の一部を市道として引き受けることなどにより、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道の認定及び廃止をしようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審議をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださ

いますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 小野絹子

○議長（佐藤貞夫君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

○議長（佐藤貞夫君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号ないし第48号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立全員であります。よって、議案第41号ないし第48号については委員長報告のとおり決しました。



日程第5 請願第12号撤回の件

○議長（佐藤貞夫君） 日程第5、請願第12号撤回の件を議題といたします。

去る2月定例会において、民生常任委員会に付託をされ、閉会中の継続審査となっておりました請願第12号「現行保育制度改革を堅持し、拡充を求める意見書の提出を求める請願」については、請願者より請願を取り下げたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

請願第12号撤回の件につきましては、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、請願第12号撤回の件につきましては、これを承認することに決定いたしました。



日程第6 請願第13号（産業建設常任委員会委員長請願審査報告）

○議長（佐藤貞夫君） 日程第6、請願第13号を議題といたします。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託されておりました請願第13号の審査の経過とその結果について、産業建設常任委員長の報告を求めます。3番小野絹子君。

○産業建設常任委員会委員長（小野絹子君）（登壇） ご報告いたします。

今定例会において本委員会に付託されました請願第13号「塩竈市内に活力と賑わいを創出するための企業進出を促進する請願」については、6月22日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査を行った次第であります。

まず、審査に当たりまして、各委員より述べられました意見の主なるものを申し上げます。

1、本請願については、市の経済状況が低迷している中、市の発展と産業の振興を図るため、企業進出を促進することは交流人口の増加、地域経済の活性化には必要不可欠なものであり、願意妥当である。

1、本請願については、企業進出を促進する上で市民の議論が重要であり、地域住民の理解が必要である。また、単に収益性が見込まれるという理由から、当該企業を誘致することは疑問であり、慎重に対応すべきである。

これらの意見を踏まえ、採決の結果、可否同数となりましたので、委員長裁決により不採択とすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 小野絹子

○議長（佐藤貞夫君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

○議長（佐藤貞夫君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

請願第13号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

委員長報告は不採択でありますので、本請願に対する賛成者からの発言を許可いたします。

15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） 塩竈市内に活力と賑わいを創出するための企業進出を促進する請願につ

いて、賛成者の立場から討論を行います。

塩竈市の経済は、国際的な漁業規制による水揚げ高の減少とともに、その影響は市内の関連業界に及び、商店がシャッターをおろすなど、中心商店街の空洞化が進んだことから、生産高と人口が減少しております。

このため、産業界はもとより、市民挙げて回復に向けた懸命の努力をしておりますが、水産資源の保護といった国際的な枠組みと国内経済の冷え込みの中にあっては、有効な打開策を見出しかねております。

そこで、塩竈市の活力と賑わいを創出するような手だてを多くの市民は期待をしているところであります。このような深刻な市内経済環境の中にあり、今回新たに民間企業がいわゆる娯楽施設ミニボートピアをホテルグランドパレス塩釜の4階内に設置すべく準備を進めております。

また、仙石線など恵まれた交通アクセスと中心市街地の商業ストックを有効に生かした取り組みとして、交流人口をふやすとともに、地域経済の活性化に資することと希望しております。

昨今の地域経済の極端な冷え込みと将来に対する限りない不安を少しとなり回復・解消するため、民間企業の生き残りをかけた再生策であり、議会としても無責任に傍観することができません。二市三町のコンベンション機能を保有し、中核的な交流施設でもあるグランドパレス塩釜への日本財団の進出は、まさに起死回生の策であると受けとめております。

隣接する多賀城市でのJR仙石線立体交差事業に関連する駅前開発事業、利府町での仙台北部道路利府しらかし台インターチェンジの開通に伴い、東北自動車道との連結、そしてそれに関連する白石沢地区の工業流通業務地への用途変更は、大きな地域力向上の契機となることは間違いありません。

このように、隣接自治体との地域力格差が拡大すると、ますます塩竈市の空洞化は深刻な事態に立ち入ることになります。地域活性化のために、まず挑戦することです。その挑戦に我々議会も賛同しながら呼応していくことが使命と考えております。挑戦については、いつの時代も異論が出ますが、既に議論のときは過ぎ、まさに行動することが求められております。

塩竈市の活性化のための百花繚乱のごとき議論を重ねているうちにも、塩竈市は加速度的に衰退の度を増していくことが懸念されております。我々塩竈市議会の有志は、地域活性化を

図るべく進出に賛同しながら、この請願を願意妥当と思い、賛成の討論といたします。以上でございます。ありがとうございます。

○議長（佐藤貞夫君） 次に、本請願に対する反対者の発言を許可いたします。

2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） 請願第13号「塩竈市内に活力と賑わいを創出するための企業進出を促進する請願」について、反対討論を行います。

日本の経済は、大企業の製造業を中心に回復をしていると言われてはいますが、しかし、大企業中心の政治がゆがんだ経済になり、国内の経済を支えている中小企業は依然として厳しいものがあります。

塩竈の水産加工業界は、国際的な漁獲規制による水揚げの減少で水産業の落ち込み、練り製品加工業界の原料価格の高騰で、製品の価格原価の引き下げにより、販売不振の影響で地元経済の落ち込みの一つとなっています。また、企業の撤退や廃業などで製造業の出荷減少なども原因となっています。

このような市内の経済状況のもと、このたびの請願によりますと、ホテルグランドパレス塩釜では老朽化が著しく、リニューアルの時期に来ていること、そして、何よりも時代にマッチし、お客様のニーズに合ったホテルへと転換することにより、将来的な経営の安定化が求められることを理由に、場外船券売り場ミニボートピアの誘致を決め、日本財団が運営主体で行うというものです。

請願には、共産党市議団は反対するものです。反対する理由には幾つかの問題があります。

一つ、ホテルグランドパレス塩釜が本塩釜駅の南口に面しており、新たな顔として動きを始めている地域であり、市の中心部でもあります。この塩竈は社と魚の町であり、ギャンブル施設はふさわしく有りません。県内外から多くの観光客が訪れる歴史的にも古い町、塩竈に場外船券売り場進出はイメージダウンにもなります。

次に一つ、テレビや新聞などの報道で、相撲力士が野球賭博で暴力団との関係が社会問題になっています。全国どこを見ても、場外船券売り場が設置されているホテルは1軒もなく、ホテルの周辺には一般の市民や観光客などは敬遠し、サラ金や暴力団の介在が心配され、地盤沈下にもなります。ギャンブル施設問題では、交通渋滞の問題、駐車場問題、環境の悪化やまちづくりの問題、そして青少年に与える影響など、さまざまな問題が懸念されます。

一つ、ミニボートピアの開催日数は年間300日を超え、さらに全国の例を見ますと、7月か

ら9月にかけて夜間の開催も行う施設もあります。

一つ、ミニポートピアの設置では、クリアしなければならない課題があります。地元との調整については、国土交通省の海上技術安全局総務課長、1998年3月31日付の通達では、場外船券売り場設置場所の周辺から2,000メートルの区域内にある文教施設及び医療施設については、その位置及び名称を明記し、衛生上著しい支障を来すおそれのないことを求めています。

二つには、設置許可申請には、所在する市町村の自治会、町内会の同意取得の経緯を示す書類が求められています。

三つ目には、地元との調整がとれていることを証明する書類には、施工業者に対する自治会または町内会の同意書、市長の同意書または施工業者と市長の協定書などに、市町村の議会が反対を議決していないことをもって、地元との調整がとれていることとなっています。地元自治会、町内会とは設置場所を区域とする町内会及び設置によって影響を受ける範囲を考慮しており、個々具体的事例により判断され、周辺の町内会が含まれることとしています。

一つ、施工業者と管轄警察の調整、交通問題や犯罪などに関する協議が必要となると述べ、クリアしなければならない課題は山ほどあります。産業建設常任委員会の審議で請願に対する審査の中で、紹介議員の方は塩竈に入港する漁船の乗組員の娯楽施設のためにも必要だ、ミニポートピアは娯楽施設であると述べています。ミニポートピアはギャンブル施設にはかなりません。

このギャンブル施設問題について言えば、塩竈では場外馬券売り場進出問題で市民や議会での10年余りの論議と運動で、ついに中央競馬会は塩竈への進出を断念した経過があります。中央競馬会の撤退については、不況に伴い採算がとれないと撤退の理由を述べていました。場外馬券売り場に反対する市民の会は、宮城県警との交渉では交通問題が最大のネックで、解決するには多くのハードルがあると懸念を表明していました。5月28日に共産党市議団は塩竈市長へミニポートピア受け入れ問題について申し入れを行いました。株式会社千賀の浦の経営するホテルは一時閉鎖されたホテルを再開し、町の活力に尽力されていることを評価いたします。これからも中心部にある当ホテルの果たす役割は、ますます大きいものと思えます。

しかし、誘致によって定期的に家賃が入るからといって、空きフロアの活用にミニポートピアの受け入れには賛同できません。しかも、進出を予定している周辺の町内会の中には、反対を表明しています。塩竈市は地域経済の活性化対策、空き店舗対策や安心・安全なまちづ

くり、少子高齢化に対応した福祉施設の整備などの取り組みを行い、ミニポートピアにかわる取り組みを市民的議論を起ししながら取り組むべきと考えます。

よって、請願第13号「塩竈市内に活力と賑わいを創出するための企業進出を促進する請願」に反対するものです。（拍手）

○議長（佐藤貞夫君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

この請願に対する委員長報告は不採択であります。したがって、採決は本請願を採択することについてお諮りいたします。

請願第13号については、採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立多数であります。よって、請願第13号については採択することに決しました。



日程第7 議員提出議案第3号及び第4号

（総務教育常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長議案審査報告）

○議長（佐藤貞夫君） 日程第7、議員提出議案第3号及び第4号を議題といたします。

去る6月15日の会議において、各委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、議員提出議案第4号について、総務教育常任副委員長の報告を求めます。10番小野幸男君。

○総務教育常任委員会副委員長（小野幸男君） ご報告いたします。

今定例会において、総務教育常任委員会に付託されました議員提出議案第4号「塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例」については、6月18日に委員会を開催し、議員提出議案提出者及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査を行った次第であります。

まず、審査に当たりまして、各委員より述べられました意見の主なるものを申し上げます。

1、市が策定する基本計画は、議会の議決を必要とする基本構想と一体的なものであり、基本計画の策定についても議決の対象とすることは、議会の議決拡大として議会の政策形成能力や行政の監視機能を高めるためにも必要な条例である。

1、次期第5次長期総合計画については、一昨年から長期にわたり策定作業の準備を進め、数多くの市民の意見を聞きながら、新たな行政課題に対応できる計画の策定に取り組んでいる。長期総合計画審議会から基本構想の答申を受けようとする時期に条例案を提案するのは、行政が混乱することが懸念される。

これらの意見を踏まえ、採決の結果、議員提出議案第4号「塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例」は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員会副委員長 小野幸男

○議長（佐藤貞夫君） 次に、議員提出議案第3号について、議会運営委員長の報告を求めます。
8番伊藤博章君。

○議会運営委員会委員長（伊藤博章君） ご報告いたします。

今定例会において、議会運営委員会に付託されました議員提出議案第3号「塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例」については、6月23日及び28日に委員会を開催し、議員提出議案提出者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査を行った次第であります。

まず、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、議員定数の削減については、少子高齢化に伴う人口減少や市の行財政改革の状況など、社会的な環境を踏まえ、議会改革の視点並びにことし3月に実施した市議会に対する市民意識調査結果の民意を反映することから、市議会としてみずから早い段階で結論を出し、決断する必要がある。

1、議員定数のあり方については、本市の一定人口当たり1議員とするか、または、市域の面積を反映させるのか。地方分権により、それぞれの議会がその根拠を明確にすることが求められています。このことから、多様な市民が参加する場を設け意見を聴取するとともに、私たち議会の考えを説明するなど、相互理解を深めるために時間をかけて慎重に審査する必要があります。

これらの意見を踏まえ、議員提出議案第3号については、継続審査を求める意見があったため、閉会中の継続審査とすることについて採決した結果、可否同数となりましたので、委員長裁決により閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

議会運営委員長 伊藤博章

○議長（佐藤貞夫君） これより委員長報告に対する質疑を行います。（「議長」の声あり）

きのうの議会運営委員会で、この問題につきましては、質疑なしということに決定するご報告をいただいておりますので、ご協力をお願い申し上げます。第3号ですか、第4号ですか。（「第3号です」の声あり）

第3号は継続審議でございますから、普通は継続審議には質疑はありません、やっておりますので、ご協力願います。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議員提出議案第4号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議員提出議案第4号について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） 塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例に反対の立場から討論を行います。

まず、基本計画を議決するという意義をどう考えておられるのか。議決によって行政はその枠組みの範囲だけの行政運営にとどまるのではないかと懸念します。それをどう対処するのか、議会として不安があります。

今後、急激で大幅な変革の時代に重要な課題に行政当局が臨機応変に対応できる体制の裏づけをお持ちなのか。条例で縛りをつけたら身動きがとれないのではないのでしょうか。市民不在にならないのか心配するものであります。

条例案では、各行政分野における基本的な計画等について、議会への報告を義務づけておりますが、今現在、行政はこれまでも基本的な計画等は協議会、委員会等で報告・説明をしております、実施されている以上に、改めて条例までつくって義務化する意義はいかなものか、その認識を疑っております。

また、条例案の経過措置では、各行政分野における基本的な計画等については、本条例案が

施行された時点で、既に取り組んでいる事業は対象外としておきながら、一方では長期総合計画の基本計画は議決の対象にしますよと。この条例としての一貫性に欠けているのではないのでしょうか。不適切な条例と言わざるを得ません。ちぐはぐな条例で議会の権威が落ちますし、何か意図的というか、恣意的な提案と疑わざるを得ません。また、公平さを欠く条例の実施となれば、本当に議会議員として恥ずるべきでないかと思っております。

今後、今、議会改革という言葉がマスコミ等をにぎわしておりますが、本当の議会改革は議員一人一人が常に市民の立場、目線に立った取り組み等を行い、市民福祉の向上に役立つことが議会改革の1歩と思います。

今回の提案内容は、議決案件をふやすことがあたかも議員活動をしましたという市民不在でのアピールにしか思えません。今回の条例案について、どこまで分析したのか。条例の中身を精査したのか。単に他市町の条例を引用した案文のようであります。塩竈市の各計画の課題を把握し、その課題解決のための議会としてのまとまりをどう構築するのか。議会として責任をどうとるのか。行政は未来永劫継続しますが、議員は4年の区切りがありますので、確かな提案が必要だと思えます。議員同士の議論の積み重ね、議員間のある程度の理解が必要と思わなかったのか。

また、重要なことは行政との話し合い、何もしなくて他市町の案文を引用して提案としているのであれば、ただの売名行為としか思えません。また、メリットばかりでよい条例とっておりましたが、行政当局と議会との関係に乖離を生むのではないのでしょうか。なぜならば、他市町の条例案を丸写しにしたからだと思えます。塩竈市議会議員として他市の条例を丸写しにして、議員提案ですという行動はいかかなものか。市議会が市民のためになるのであればよろしいのですが、私は議員として市民のためにつくる条例なら賛成したいと思えますが、売名行為の条例は不必要と思えます。

そして、長期総合計画が8割程度でき上がっている段階で、市民の声、審議会の努力をふさぐような条例では、私は市民不在の条例としか言いようがありません。条例の内容には理解するものがありますが、運用に当たり長期総合計画を特別扱いする条例はふさわしくないと考えます。条例の時期、公平性、平等性という法律の遵守義務を行動であらわすために、この条例に反対を表明するものでございます。

以上をもちまして反対の討論といたします。ご清聴ありがとうございます。

○議長（佐藤貞夫君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず、議員提出議案第3号について採決いたします。

議員提出議案第3号「塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例」については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第3号については委員長報告のとおり決しました。

次に、議員提出議案第4号について採決いたします。

議員提出議案第4号「塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例」については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第4号については委員長報告のとおり決しました。



日程第8 議員提出議案第5号及び第6号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第8、議員提出議案第5号及び第6号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第5号及び第6号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

まず、議員提出議案第5号について、趣旨の説明を求めます。8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） ただいま議題に供されました議員提出議案第5号について、提出者を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第5号「塩竈市議会会議規則の一部を改正する規則」については、地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を定めるため、所要の改正を行おうとするものであります。ご配付の内容をご参照いただき、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤貞夫君） 次に、議員提出議案第6号について、趣旨の説明を求めます。1番曾我ミヨ君。

○1番（曾我ミヨ君） ただいま議題に供されました議員提出議案第6号について、提出者を代

表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

保育所制度の拡充を求める意見書（案）

今日、国・地方自治体を挙げて少子化対策、次世代育成支援対策を推進することが重要になっています。

とりわけ、国民生活を取り巻く状況が大きく変化する中、安心して子育てができる保育所などのさらなる整備が求められています。

しかし、地方自治体においては、国の行財政改革により財政負担の増大が強いられ、長年の努力で積み重ねてきた施策の維持・拡充が困難になってきています。

さらに、現在国が実施している民間保育所の施設整備に対する「安心子ども基金」は平成23年度までとなっており、このまま推移するならば公立、民間問わずますます保育所の整備が困難になっていくことが予想されますので、国の基準の引き上げと財政支援が必要不可欠です。

よって、政府におかれましては下記の内容をふまえ、児童福祉法に基づく保育制度の拡充を図るよう強く要望いたします。

記

- 1、現行の保育制度の基準を堅持し拡充すること。
- 2、自治体が責任をもって待機児童解消に取り組めるよう必要な財政支援を行うこと。
- 3、民間保育所の整備に係る「安心子ども基金」を平成23年度以降においても活用できるように措置すること。
- 4、民間保育所の運営費に対する補助制度を拡充すること。
- 5、保育に格差が生まれる直接契約・直接補助方式の導入を基本とする保育制度改革は行わないこと。
- 6、子育てにかかわる保護者負担の軽減に取り組むこと。
- 7、保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援などの関連予算を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） これより議員提出議案第5号及び第6号の質疑に入ります。17番阿部かほる君。

○17番（阿部かほる君） それでは、私の方から議員提出議案第5号に対しまして質問させていただきます。

私たちは現在、塩竈市議会基本条例策定特別委員会を設置しまして、議会基本法をつくる作業をしております。増田先生をお招きし、また、予算もちょうだいたしまして取り組んでおります。本日のこの午後に対しましては、大きな課題を提出いただいたと思えました。それは、議会基本条例策定の場合にこれまでの条例をよく精査し、この基本条例に入れることができる部分は入れて一つの形とする。あるいは、個別に条例として残しておくものはきちっと残すというような作業がまず第一であるということを実感いたしました。

疑義そのものが私たち精査する時間もなく、こういうものを議会に上げられるということに対して疑問を持ちました。私はきょう初めてこの文章を見ました。精査する時間がございません。ここにいらっしゃる皆様方御存じのように、こういった改正案として出てきますこういう規則の一部改正、文言が一つ一つ違います。何々しなければならない。何々によって決定する。そういった文言一つでも何々定めるとか、とても重要な言葉があるわけです。これはその言葉によってその条例の書いてある中身に重さが出てまいります。こういったことを私たちは一つ一つやはり議員として精査しなければならないと思います、私は。

その点で中身に対して協議の場を設けるとということに対しては、決して反対ではございませんけれども、今基本条例策定の中にあつて、果たしてどれだけのものが条例を整理して基本条例の中に設定していくかという大きな流れの中におりますので、こういった細かなことがなぜ今出てきたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 8番。

○8番（伊藤博章君） 提出者を代表いたしまして、ご回答を申し上げたいと思います。

まず初めに、大変残念なことではございますが、本日初めてこの提案内容を見られたということに関しましては、議長が幹事長会議を招集いたしまして、幹事長の方に提案趣旨の説明等は行って、それを受けて今回このような提案という形になったと理解をしておりましたものですから、そういった意味では、今後議員各位への情報の提供のあり方については、改めて検討しなきゃいけないのかなと思っておりますが、そういう中での今回のこの協議または調整を行うための場というのは、地方自治法の改正が行われまして、これができるようになったわけでございます。これまで全員協議会につきましては、法定の協議会、委員会とかとは違いますものですから、なかなか公務災害の問題と、それから情報公開の問題を含めまし

て、全く関係のない形で進められておりました。

しかし、このように地方自治法が変わり、この地方自治法が変わった大きな目的は、議会側に議長に招集権を与えるというまず大きな目的があるということをご理解いただければと思います。その上で、この全員協議会というものを各常任委員会と同じような法定の委員会と同じ協議会をすることに、立場にすることによって、公務災害での保障の問題、それから、議事録の保存の問題、公開の問題、さまざまなことが一つ一つ解決でき得るものと理解をしているところでございます。ぜひこのことについては前向きに取り組むということでございますので、ご理解をいただきましてご協力を賜ればと思っておりますのでございます。

それからもう1点、議会基本条例との関係ではございますが、基本条例ができましても会議規則そのものは残るとというのが、提案者としての私の考えでございまして、それぞれお互いがリンクをしながら関係を持っていくというのが、この基本条例と議会の会議規則ということになっていくのだと思っておりますので、その辺、基本条例とはまた別の部分ではございますが、会議規則の改正ということで提案をさせていただいたというふうにご理解をいただければと思います。

○議長（佐藤貞夫君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号及び第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、議員提出議案第5号及び第6号については、さよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず、議員提出議案第5号について採決いたします。

議員提出議案第5号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第5号については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第6号について採決いたします。

議員提出議案第6号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第6号については原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年6月29日

塩竈市議会議長 佐藤貞夫

塩竈市議会議員 吉川弘

塩竈市議会議員 伊勢由典